

地 研 年 報

第15号

論 説

地方都市の沿革と拡大過程に関する研究

—津市を事例にして—

..... 岩田 俊二・中井 加代子 (1)

地域医療再生への視点と地域づくり

—医療と貧困をめぐる実態調査から—

..... 長友 薫輝 (23)

web2.0時代の福祉社会における情報保障に関する基礎的考察

..... 平尾 竜一・加藤 あけみ・横溝 一浩 (37)

研究ノート

津市における成人女性の食物摂取状況とBMIとの関連

..... 梅澤 眞樹子・駒田 亜衣 (43)

調 査

第2回 津市における来日外国人の生活実態調査報告書

..... 楠本 孝 (外国人問題調査研究PT代表) (53)

自動車リサイクル企業の現状と課題 (2)

—愛知県下3社に対する訪問調査記録—

..... 島内 高太 (77)

三重県における高齢者雇用確保への取り組み

—2009年度の状況—

..... 山川 和義 (97)

報 告

近代女性史の裏側

—近代三重県域におけるマビキ慣行について—

..... 茂木 陽一 (121)

2009年度地域問題研究所活動記録

地域問題研究所概要

地域問題研究所活動日誌

地域問題研究所刊行物

受入図書・雑誌

研究活動

研究員業績一覧

2010年8月

三重短期大学地域問題研究所

地方都市の沿革と拡大過程に関する研究

—— 津市を事例にして ——

岩田 俊二・中井 加代子

はじめに

地研年報に津市を事例にして、地方都市の都市整備史、地方都市の農村整備史を発表してきた。今回の報告は我が国の地方都市の沿革とその拡大過程を津市を事例に検証したものであり、既に発表した都市整備史、農村整備史とあわせて地方都市建設についての歴史的研究が完結する。なお、これらをまとめた『津市・地方都市の建設史』（農林統計出版(株)、2010.3月）を既に出版しているので、そちらも参照していただければ全体像が把握できると思われる。

Ⅰ 津市の誕生と市域拡大の推移

津市は明治22（1889）年2月、全国35の都市とともに最初の市制指定を受け、即刻同年4月1日から市制を施行した都市である。そのときの人口は約2万7千人、面積は約8km²であった。その後、町村合併により市域を拡大していったが、主な拡大時期は4回あった。

第1回は大正10（1921）年の郡制廃止後の町村合併の時期である。津市はこの時期に、新町、藤水村、高茶屋村を合併し、人口は約7万人、面積は約24km²となり、それぞれ市誕生時の約3倍となった（表1、図1、図2）。

第2回は昭和17（1943）年の紀元2600年を記念した町村合併の時期であり、片田村、神戸村、櫛形村、安東村を合併し、人口は約7万7千人、面積は約48km²となり、第1回拡大期終了の昭和14年に比較して、人口は約1.1倍、面積は約2倍となった。

第3回は昭和28（1953）年の町村合併促進法によるいわゆる昭和の市町村合併期である。戦後の地方自治の拡大期であり、直接的には中学校の義務教育化に伴う中学校区の設定を実施するための合併促進であったと考えられている。津市では時期的には多少早い雲出村の合併が昭和27年に実施され、同村の中学生の通学に便宜があった。その後、一身田町、白塚町、栗真町、片田村が続いて合併した。これらによって人口は約10万4千人、面積は約81km²となり、第2回拡大期に比較して人口で約1.3倍、面積で約1.7となった。

第4回は平成の大合併であり、平成18（2006）年1月1日、津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、美杉村の10市町村が広域合併した。人口は約28万4千人、面積は約710km²となり、第3回拡大期に比較すると、人口で約2.8倍、面積で約8.7倍となり、このことからだけでも過去の拡大期とはかなり異質な拡大であることがわかる。

このような津市の誕生と拡大推移を通して見ると、津市は国のその時々の方地方制度についての政策通りに忠実に自治体経営を行ってきたことが判る。市域の拡大は常に人口規模の拡大率

を上回る面積拡大率で実施されてきた。人口密度の比較的高いいわば密住都市から人口密度の低い疎住都市への転換を継続してきたとも言えよう。特に平成の大合併では10市町村が合併することにより極端な人口密度の低下を招来し、津市誕生当初の明治22年に比較して約1／8強の約400人／km²になってしまった。津市の市町村合併による拡大推移は人口規模の拡大による行政の合理化メリットを打ち消すほどの広大な疎住地域の囲い込みによる行政サービス低下という問題に直面し続けていると言えよう。

表 1 津市の市域拡大推移表

年 次	合併町村	人 口		戸 数		面積(km ²)		人口密度 (人/km ²)
		増加	合計	増加	合計	増加	合計	
1889. 4. 1 (M22)	津市		27,594		5,744		7.90	3,493
1909. 4. 1 (M42)	建部村	955		189		1.40		
	塔世村	2,348	39,204	294	7,598	0.51	9.81	3,996
1934. 6. 1 (S9)	新町	5,876	66,171	1,400	14,385	3.95	13.76	4,809
1936. 3. 1 (S11)	藤水村	1,910	68,779	397	14,379	4.84	18.60	3,698
1939. 7. 1 (S14)	高茶屋村	1,737	70,023	347	14,964	5.21	23.81	2,941
1943. 8. 1 (S18)	神戸村	2,753		573		9.85		
	安東村	2,410		455		8.16		
	楢形村	2,178	77,853	457	16,779	6.78	48.60	1,602
1952. 7. 1 (S27)	雲出村	3,866	84,956	735	18,310	6.94	55.95	1,518
1954. 1. 1 (S29)	一身田町	5,938		1,348		7.71	63.66	
1954. 8. 1 (S29)	片田村	2,478		464		11.92		
	栗真町	2,861		591		3.21		
	白塚町	5,225	104,054	1,091	22,035	2.60	81.45	1,277
1973. 2. 1 (S48)	豊里村	5,396	135,364	1,286	42,235	18.19	101.58	
2006. 1. 1 (H18)	津市	160,321		65,374		101.89		
	久居市	41,525		16,427		68.20		
	河芸町	17,853		6,448		18.79		
	芸濃町	8,629		2,913		64.57		
	美里村	4,208		1,338		50.31		
	安濃町	11,283		3,708		36.93		
	香良洲町	5,331		1,809		3.90		
	一志町	15,261		5,288		47.66		
	白山町	13,376		4,932		111.86		
	美杉村	6,771	284,558	2,672	110,909	206.70	710.8	400

Ⅱ 市制公布

1 市制町村制公布

明治維新以来地方自治制度の輪廓はだんだん備わり、市民の自治生活も漸次旧藩時代の封建的色彩を失い、近代的色彩が濃厚になってきた。ところがそれらの諸法制もその実施によって種々の欠陥を伴い、また立憲政治の確立にあたって、これと関係の深い地方自治制度の根本的な改正を必要とするようになった。明治15（1882）年に伊藤博文が憲法制度調査のために、欧州に派遣されたとき、その調査事項中に「一 地方制度ノ事」という一項目があり、英仏独などの地方制度を研究したのである。そしてそのなかでも特に独逸のそれが日本の国情に適合しているということで、明治19（1866）年に独逸の地方制度の権威者モッセを招いて研究し、主としてプロシヤの地方制度を基礎母体として、わが国の庄屋、年寄、五人組等旧来の伝統的な自治制度を加味して市制および町村制を起草した。これは幾多の迂余曲折の後、明治21（1888）年2月に元老院の議決を得たので、政府は地方官会議を開いて、その立案の精神を説明し、その施行上について打合せを行い、4月17日法律第1号をもって「市制」「町村制」を公布した。

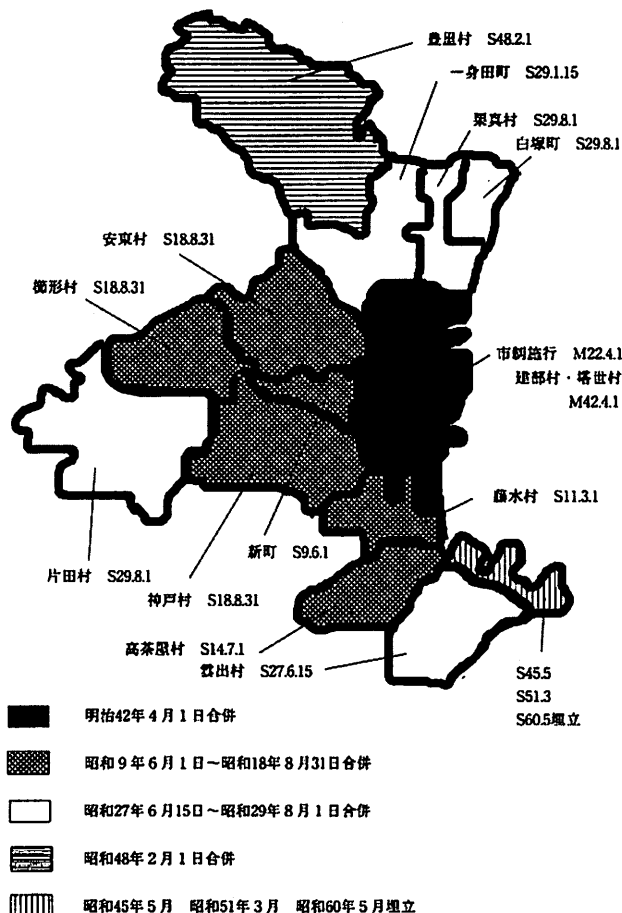


図1 津市の市域拡大の推移

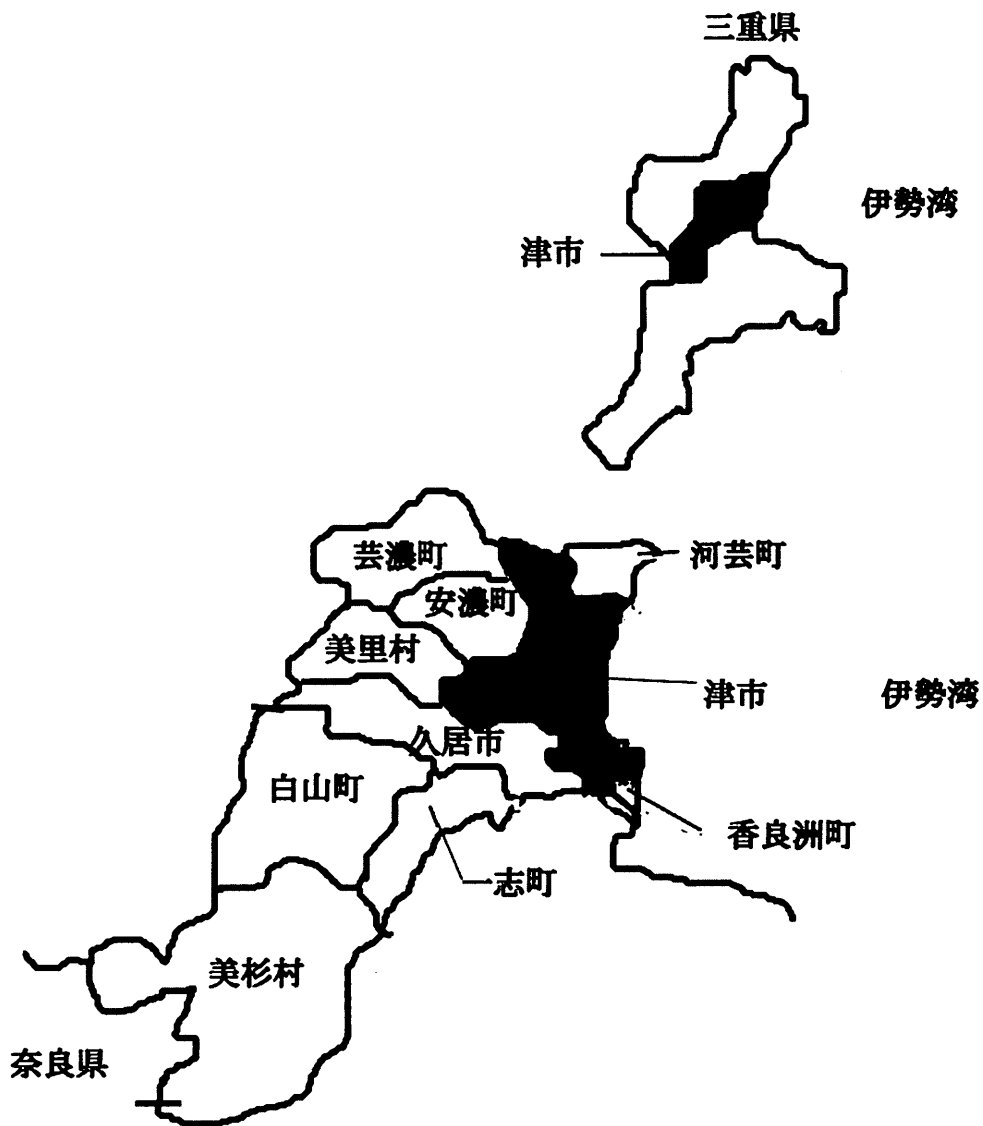


図2 平成18(2006)年合併図

この法律の公布にあたって、明治天皇は特に「朕地方共同ノ利益ヲ発達セシメ、衆庶臣民ノ幸福ヲ増進スルコトヲ欲シ、隣保団結ノ旧慣ヲ存重シテ益之ヲ拡張シ、更ニ法律ヲ以テ都市及町村ノ権義ヲ保護スルノ必要ヲ認メ茲ニ市制及町村制ヲ裁可シテ之ヲ公布セシム」という上諭を発せられた。そして政府もまた市制、町村制制定理由書を出して、新制度の精神を明らかにした。当時市制、町村制がいかに重要視されていたかということはこれによってもよくわかる。ついで明治25(1892)年5月に府県制ならびに郡制が公布され、地方自治に関する基本法規が整備された。

2 市制、町村制の内容

この「市制」「町村制」によると、市町村とは「法律上一個人ト均ク權利ヲ有シ、義務ヲ負担シ、凡市（町村）ノ公共事務ハ官ノ監督ヲ受ケテ、自ラ之ヲ処理スルモノトス」と定義されている。そしてその市町村内に住居を有する者を住民とし、住民には公共の営造物および市町村有財産を共有するの権を有するとともに、市町村の負担を分任する義務を有するものとした。公権を有する25歳以上の男子で、2年以上市町村の住民となり、その市町村の負担を分任し、その市町村内で地租または直接国税年額2円以上を納める者をその市町村の公民とした。公民は市町村の選挙に参与し、名誉職に任ぜられる権利と、これを担任する義務とを有した。

市制を施行しうる標準は、人口25,000人以上の市街地で郡と相対立して独立の区画をなす資力あるもの、または人口25,000人には達しないが、商工業が盛んで、将来発展する望みのあるものについて府県知事が具申して内務大臣から指定をうけて市制を施行することとなった。

法律第一号 明治二十一年四月十七日

市制

第一章 總則

第一款 市及其區域

第一條 此法律ハ市街地ニシテ郡ノ區域ニ屬セス別ニ市ト為スノ地ニ施行スルモノトス

第二條 市ハ法律上一個人ト均ク權利ヲ有シ義務ヲ負担シ凡市ノ公共事業ハ官ノ監督ヲ受ケテ自ラ之ヲ処理スルモノトス

第三條 凡市ハ從來ノ區域ヲ存シテ之ヲ變更セス但将来其變更ヲ要スルコトアルトキハ此法律ニ準拠ス可シ

第四條 市ノ境界ヲ變更シ又ハ町村ヲ市ニ合併シ及市ノ區域ヲ分割スルコトアルトキハ町村制第四條ヲ適用ス

第五條 市ノ境界ニ關スル爭論ハ府県參事會之ヲ裁決ス其府県參事會ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

町村制

第一章 總則

第一款 町村及其區域

第一條 此法律ハ市制ヲ施行スル地ヲ除キ總テ町村ニ施行スルモノトス

第二條 町村ハ法律上一個人ト均ク權利ヲ有シ義務ヲ負擔シ凡町村公共ノ事務ハ官ノ監督ヲ受ケテ自ラ之ヲ處理スルモノトス

第三條 凡町村ハ從來ノ區域ヲ存シテ之ヲ變更セス但將來其變更ヲ要スルコトアルトキハ此法律ニ準據ス可シ

第四條 町村ノ廢置分合ヲ要スルトキハ關係アル市町村會及郡參事會ノ意見ヲ聞キ府縣參事會

之ヲ議決シ内務大臣ノ許可ヲ受ク可シ

町村境界ノ變更ヲ要スルトキハ關係アル町村會及地主ノ意見ヲ聞キ郡參事會之ヲ議決ス其數郡ニ涉リ若クハ市ノ境界ニ涉ルモノハ府縣參事會之ヲ議決ス

町村ノ資力法律上ノ義務ヲ負擔スルニ堪ヘス又ハ公益上ノ必要アルトキハ關係者ノ異議ニ拘ハラズ町村ヲ合併シ又ハ其境界ヲ變更スルコトアル可シ

本條ノ處分ニ付其町村ノ財産處分ヲ要スルトキハ併セテ之ヲ議決ス可シ

第五條 町村ノ境界ニ關スル爭論ハ郡參事會之ヲ裁決ス其數郡ニ涉リ若クハ市ノ境界ニ涉ルモノハ府縣參事會之ヲ裁決ス其郡參事會ノ裁決ニ不服アル者ハ府縣參事會ニ訴願シ其府縣參事會ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

Ⅲ 明治22（1889）年の町村大合併

1 規模合理化の必要性

明治21（1888）年4月17日市制および町村制が公布され、同22（1889）年4月1日から地方の状況を裁酌し、府県知事の具申により、市制にあっては内務大臣の指定する地に、町村制にあっては内務大臣の指揮をもって、これを施行することとなった。

わが国の町村は明治初年以来幾多の変動を経験しつつも、その規模においては、あまり大きな改革を見ないで、ここに及んだのであったが、この画期的な近代的地方行政制度確立を機として従来大区小区制度、郡区町村編制法等に現われた矛盾を克服し、さらに新しい上からの要請に応じうる形態を整えることとなった。

当時の町村の概況は明治19（1886）年12月末現在の全国町村総数71,573のうち、町村の名のみあって、まったく住民のいないもの801町村、1戸以上10戸以下のもの2,839、11戸以上20戸以下のもの5,484、21戸以上30戸以下のもの6,763、31戸以上40戸以下のもの6,710あり、無民戸または100戸以下の町村の総計は、実に48,420で100戸以下の弱小町村が全町村の7割弱を占めていたわけであり、1町村当たりの人口は550人にも及ばなかった。

これら弱小町村をそのままにして町村制を施行することは、当時の内務大臣山縣有朋の言を借りれば、「炭火を擁して涼風を求むるの類」とされ、新制度に対応する有力町村の編成が急務とされた。

2 政府の企画

そこで政府は、明治21（1886）年6月13日内務大臣訓令第352号をもって、各地方長官に町村合併標準を示し、全国一斉に強力に町村合併を推進することを企画した。それは次に掲げる通りであるが、初めてのことは言え、その内容は懇切丁寧であって民意を斟酌する姿勢がうかがえる。政府の国家体制としての地方制度整備にかける慎重かつ強固な姿勢がにじみ出ている。

内務大臣訓令第352号

町村制ヲ施行スルニ付テハ、町村ハ各独立シテ従前ノ区域ヲ存スルヲ原則トナスト雖モ、其
独立自治ノ目的ヲ達スルニハ、各町村ニ於テ相當ノ資力ヲ有スルコト又肝要ナリ。故ニ町村ノ
区域狹小若クハ戸口僅少ニシテ、独立自治ニ耐ユルノ資力ナキモノハ、之ヲ合併シテ有力ノ町
村タラシメサルヘカラス。依テ其施行ニ際シ、先ツ府県知事ニ於テ現今各町村ノ区域・人口及
其資力如何ヲ調査シ、左ノ條項ヲ標準トシテ相當ノ處分ヲ為スコシ。

第一條 従来町村ノ区域廣ク又ハ相當ノ資力アリテ独立自治ノ目的ヲ達ス可シト認ムルモノハ
之ヲ分合スヘカラス

第二條 前條ニ依リ独立自治ノ目的ヲ達スルヲ得スト認ムル町村ハ之ヲ合併スルヲ要ス
民戸ナキ町村ハ總テ近接市町村ニ合併スヘシ

土地ナキ町村ハ其地籍ヲ有スル町村ニ合併シ若シクハ其地籍ヲ分割スヘシ

第三條 町村ヲ合併スルハ其資力如何ヲ察シ大小廣狹其宜ヲ量リ適當ノ處分ヲ為スコシ大凡三
百戸乃至五百戸ヲ以テ標準ト為シ猶従来ノ習慣ニ隨ヒ町村ノ情願ヲ酌量シ民情ニ背カサ
ルヲ要ス且現今ノ戸長所轄区域ニシテ地形民情ニ於テ故障ナキモノハ其区域ノ儘合併ヲ
為スコトヲ得

合併ヲ為ストキハ町村ノ区域廣闊ニ過キス交通ノ便利ヲ妨ケサルコトニ注意スコシ

第四條 町村ノ合併ヲ為ストキハ深く将来ノ利害得失ニ注意シ郡区長及町村吏員等ニ就テ之ヲ
諮詢シ勉メテ民情ノ悞スル所ヲ察スルヲ要ス

第五條 従来人口稠密ノ市街ハ之ヲ分割シテ数戸長ヲ置キ各区域ニ町會又ハ聯合會ヲ設クルモ
ノ往々之レアリ

此等ノ区域ハ町村制ニ於テハ之ヲ一團結体ト認メス故ニ其總名ニ依リ全市街ヲ以テ一
町村ト為スヘシ

第六條 合併ノ町村ニハ新ニ其名称ヲ選定スヘシ旧各町村ノ名称ハ大字トシテ之ヲ存スルコト
ヲ得尤大町村ニ小町村ヲ合併スルトキハ其大町村ノ名称ヲ以テ新町村ノ名称トナシ或ハ
互ニ優劣ナキ数小町村ヲ合併スルトキハ各町村ノ旧名称ヲ參互折衷スル等適宜斟酌シ勉
メテ民情ニ背カサルコトヲ要ス但町村ノ大小ニ拘ハラズ歷史上著名ノ名称ハ可成保存ノ
注意ヲ為スヘシ

第七條 町村ノ合併ヲ為ストキ其町村財産ノ處分ハ各町村ノ協議ニ依リ郡長ヲ經テ府県知事ノ
認可ヲ受ケシム可シ

第八條 町村ニ於テ前條ノ協議調ハサルトキハ府県知事ハ適宜ノ注意ヲ以テ可成協議ニ至ラシ
ムルコトヲ勉メ若シ尚協議ニ至ラサルトキハ左ノ規定ニ依リ財産ヲ處分スコシ

一 民法上ノ權利ハ町村ノ合併ヲ為スニ就キ關係ヲ有セサルモノトス即各町村ニ於テ若
シ町村タル資格ヲ以テ共有スルニ非スシテ町村住民又ハ土地所有者ニ於テ共同シテ所
有シ又ハ維持共用セシ營造物又ハ山林原野田畑等アルトキハ従来ノ儘タル可シ

二 従来共有ノ財産ハ土地家屋貯蓄金穀ノ類旧町村限各所有ノ權利ヲ保存シ之カ使用及

収獲ノ權利ハ従前ノ慣行ヲ存スヘシ但町村一部分ノ共有財産モ亦同シ

一町村ヲ分テ二個以上ノ町村ニ属スルトキ其共有財産ハ之ヲ各部分ニ分割スヘシ但シ其物ノ分割スヘカラサル性質ノモノナルトキハ評價ノ上賠償ヲ與ヘテ一方ノ専有ニ帰セシメ若シ分割セスシテ旧慣ヲ存シ得ルモノハ旧慣ノ儘据置クコトヲ得

三 従来公用ニ供シタル財産役場病院防水具消防具及其置場揭示場ノ類ハ旧町村限又ハ町村ノ一部分ニ属スルモノト雖モ其所有權利ハ新町村ニ移スヘキモノトス

一町村ヲ分テ二個以上ノ町村ニ属スルトキハ公用財産中建物ノ類並ニ其附属物ノ所有權利ハ其所在ノ地域ト共ニ新町村ニ移シ其他分割シ得ヘキモノハ之ヲ分割スヘシ又防水具消防具ノ類若クハ他町村ノ土地ヲ借テ建設セル建物ノ類ニシテ實際分割スル事ヲ得サルモノアルトキハ評價ノ上賠償ヲ與ヘテ一方ノ専有ニ帰セシムル等適宜ノ方法ヲ用ユヘシ

四 前項ノ公用財産其他新町村ニ於テ其利益ヲ共ニスル公共ノ事業ノ為メニ起シタル負債ハ新町村ノ負擔ニ帰シ其他ノ負債ハ旧町村ノ負擔タルヘシ

五 負債アル一町村ヲ分テ二個以上ノ町村ニ属シ前項ノ場合アルトキハ予メ其分擔額ヲ定ムヘシ但債主ニ対シテハ新町村連帶ノ義務ヲ有スルモノトス

六 若シ他町村ト共有ノ財産アリテ分割スルヲ要スルトキハ其現物ヲ分割シ又ハ評價ノ上賠償ヲ與ヘテ一方ノ専有ニ帰セシム可シ

七 社寺及埋葬地ハ姑ク従前ノ儘存ス可シ

第九條 町村ノ資力独立自治ヲ為スニ堪ヘスト雖モ其地形民情ニ於テ前諸條ニ依リ合併スルコトヲ得サルモノハ町村制施行ノ日ニ至リ町村制第百拾六條第二項ニ依リ町村組合ヲ設クルコトヲ得

町村組合ヲ為スニ付テモ合併ヲ為スト同シク地形民情ヲ酌量シ不便ヲ生スルコトナキヲ要ス

第拾條 前條ニ依リテ設ケタル町村組合ニ於テハ其組合ニ町村長助役各一名ヲ置キ組合町村会ヲ開ク等成ルヘク一町村ト見做シテ施行スルヲ要ス其經費ノ収入支出ハ各町村特別ノ事業ニ係ルモノヲ除クノ外之ヲ共通スヘシ但出納其他ノ帳簿毎町村各別ニ調成スルヲ得ルモノハ便宜部分ケヲ為シ成ルヘク混雜セサルヲ要ス

第拾一條 前條ノ町村組合ニ於テハ組合ニ於テ共有スル財産ノ外仍組合内各町村ノ所有ニ属スル財産ヲ共同管理スルコトヲ得可シ其組合共有ノ財産及組合ニ於テ共同管理スル財産ノ處分方ハ各町村ニ於テ予メ協議ヲ經テ之ヲ定メ置ク可シ

右訓令ス

明治二十一年六月十三日

内務大臣伯爵 山 縣 有 朋

このようにして、明治22（1889）年4月1日の市制町村制の施行までわずか半年余の間に全

国の町村を再編成しようという措置が各府県ごとに強力に推進されることとなった。

Ⅳ 明治22（1889）年市制施行

かくして市制は、明治22（1889）年4月1日より地方の状況を裁酌し、府県知事の具申により内務大臣指定する地にこれを施行すること、町村制は明治22年4月1日より地方の状況を裁酌し、府県知事の具申により内務大臣の指揮をもってこれを施行すべきこと、また町村制は特別の事情ある地方においては、町村会および町村長の具申または郡参事会の具申により勅令をもって此法律中の条規を中止することあるべきこと、ならびに町村制は北海道、沖縄県其他勅令をもって指定する島嶼にこれを施行せざることが、それぞれその附則において定められていたので、内務大臣はまず明治22年2月2日内務省告示第1号をもって、次の36か所を市制施行地に指定した。

東京府 東京、京都府 京都、大阪府 大阪、堺、神奈川県 横浜、兵庫県 神戸、姫路、長崎県 長崎、新潟県 新潟、茨城県 水戸、三重県 津、愛知県 名古屋、静岡県 静岡、宮城県 仙台、岩手県 盛岡、青森県 弘前、山形県 山形、米沢、秋田県 秋田、福井県 福井、石川県 金沢、富山県 富山、高岡、島根県 松江、岡山県 岡山、広島県 広島、山口県 赤間関（下関）、和歌山県 和歌山、徳島県 徳島、香川県 高松、愛媛県 松山、高知県 高知、福岡県 福岡、久留米、熊本県 熊本、鹿児島県 鹿児島

このうち、同年4月1日、最初に市制を施行したのは東京、名古屋、岡山、徳島、高松を除いた30都市である。

表2は上記の市の平成19（2007）年までの人口の伸び率を示したものである。これらのなかで大きな伸び率を示しているのは日本海側における中心都市の新潟市、首都圏南部の横浜市、太平洋ベルト地帯中央の静岡市、中部圏の中心の名古屋市、大阪圏南部の堺市、近畿圏西部の姫路市、中国地方の中心都市岡山市、広島市、四国地方の高松市、松山市、北九州地方の福岡市、久留米市、熊本市である。津市は平均的な伸び率（11.1）よりも若干下回っている。

Ⅴ 津市の市制施行

1 津市の誕生

津市は当時戸数5,700戸、人口27,600人、面積7.9km²で市制施行の資格を有していたので、全国最初指定の36市の中に入り、明治22（1889）年4月1日津市として安濃郡から独立した。初代市長には伊東祐賢がなり、仮庁舎を大門町に設け、その年8月に西町の本庁舎に移った。下記の告示は市役所の開設を示すと同時に合議制参事会が市の執行機関であったことを示すものである。

三重県令第十五号

明治二十一年法律第一号ニ拠リ来ル四月一日ヨリ本県下津ニ市制其ノ他ノ町村ニ町村制ヲ施

表 2 明治22年市制施行指定都市の人口成長

市制施行指定都市 明治22（1889）年2月 内務省告示第1号	人 口		明治22年～平成 19年間の人口 伸び率
	明治22（1889）年 12月31日	平成19（2007）年 3月31日（住基台帳）	
弘前市	30,487	187,821	6.2
秋田市	29,568	328,723	11.1
盛岡市	31,153	293,537	9.4
仙台市	90,231	1,001,387	11.1
山形市	29,019	251,426	8.7
米沢市	29,591	89,559	3.0
新潟市	46,353	803,791	17.3
水戸市	25,591	264,709	10.3
東京市（23区）	1,389,684	8,339,695	6.0
横浜市	121,985	3,562,983	29.2
静岡市	37,664	711,882	18.9
名古屋市	162,767	2,154,287	13.2
津市	28,156	283,478	10.0
富山市	58,159	417,591	7.2
高岡市	28,928	181,362	6.3
金沢市	94,257	441,681	4.7
福井市	40,849	266,622	6.5
京都市	279,792	1,389,595	5.0
大阪市	476,271	2,510,459	5.3
堺市	48,165	831,715	17.3
和歌山市	56,713	383,699	6.8
神戸市	135,639	1,502,772	11.1
姫路市	27,055	532,853	19.7
岡山市	48,333	663,258	13.7
松江市	35,934	193,641	5.4
広島市	88,820	1,144,572	12.9
赤間関（下関）市	29,919	287,810	9.6
徳島市	61,107	261,257	4.3
高松市	32,081	422,428	13.2
松山市	32,738	513,902	15.7
高知市	32,241	326,322	10.1
福岡市	53,014	1,363,841	25.7
久留米市	24,859	304,785	12.3
熊本市	52,833	662,565	12.5
長崎市	55,063	452,064	8.2
鹿児島市	57,465	601,122	10.5

注：各都市の1889年12月31日の人口は『日本帝国第10統計年鑑』、内閣統計局、明治24年（1891）年発行、第24表一万人以上住居スル市街ノ戸数及人員による。2007年12月31日の人口は住民基本台帳による。

行ス

明治二十二年三月一日

三重県知事 山 崎 直 胤

三重県令第十二号

来ル四月一日ヨリ津へ左ノ町村ヲ合併ス但シ旧町村ノ名称ヲ以テ大字トス

明治二十二年三月一日

三重県知事 山 崎 直 胤

安濃郡伊予町、的場、岩田村（岩田町、宮之前、佐伯町、弓屋敷、立合町、久留島、野崎垣内、元築造、出口、西裏、弓ノ町、山中綿内）、津興村（船頭町、上弁財町、柳山、阿漕町、下弁財町）、八幡町、藤枝町、栄町、下部田村（下部田ノ内、余慶町）、乙部村ノ内（字川田ノ内反別一町三反三畝四歩、字北浦ノ内反別一反八畝八歩、字札ノ辻ノ内反別二町四反八畝七歩、字七ツ家ノ内反別二町八反五畝二十歩、字南浦ノ内反別三反九畝二歩）、塔世村ノ内（字新地、字榎ノ下、字川田、字栄町、字徳田、字清原ノ内反別八反四畝九歩、字岡瀬谷ノ内反別四町二反二十七歩、字矢下ノ内反別二町二反五畝五歩）、古河村ノ内（字東川原字宮元屋敷ノ内反別二反九畝二歩、字東新屋敷ノ内反別四反三畝四歩）、藤方村ノ内（字八幡ノ内反別二反二畝十五歩、字百反ノ内反別二反八畝十三歩）

2 津市の建部村、塔世村合併

明治42（1909）年4月1日安濃郡建部村（955人、189戸、1.4km²）、塔世村（2,348人、294戸、0.51km²）を津市に合併した。建部村は現在の乙部・中河原、塔世村は現在の相生町・愛宕町である。合併の理由は当時の理由書に「安濃郡建部、塔世の両村は疆土狭く戸口少なし、従て完全なる発達を望み難く施設消極的に流れ時運の進歩に伴はざるの概あり経費年々膨張して住民益々負担に苦しむの状を量せり、而して津市はこの二ヶ村を包囲するを以て地勢上其の区域を市に合併して健全なる発達を遂げしめんとするは公益上適當の処置なりと認め且つ關係郡市村に於て希望する処なるに由る。」と記されている。

津市告示第四号

安濃郡建部村塔世村ヲ廃シ、其ノ区域ヲ明治四十二年四月一日ヨリ津市ニ合併シ、両村ニ属スル財産（権利義務共）ハ合併ノ日ヲ以テ総テ津市ニ引継ギヲ受クヘキ旨三重県知事ヨリ達相成タリ

明治四十二年三月十日

津市参事会 津市長 内 多 正 雄

VI 大正10（1921）年郡制廃止と町村合併

1 郡制廃止

大正10（1921）年4月法律第63号郡制廃止法により大正12（1923）年より実施されて行った郡制の廃止は、町村制施行以来の町村行政史上に大きな意義を持つものであるが、それは同時に規模合理化の問題についても、明治41（1907）年以来鈍化しつつあった町村合併等の趨勢を

上昇させる動機ともなった。

郡制廃止法案の提案理由として政府が挙げた主な点は、

- 1 郡制施行以来、郡自治の発達に見るべきものがないこと
- 2 府県市町村は自治体として古い歴史を有するが、独り郡は明治23（1890）年に至り、もっぱらプロシヤの制にならい、府県と町村の中間団体として、あらたに設けられたものであるから、自治発達の重要要件たる住民の自治意識も弱く、かつ中間機関たる性質上、上下に挟まれて、自ら充分な発達を遂げることができなかったこと
- 3 自治体たる郡を廃し、その経営にかかる事業をそれぞれ府県または町村に移せば、事務を簡捷にすることができること
- 4 郡費分賦が消滅する結果、町村財政に一段と伸縮力を加え、ために町村は財政上からいつでも活動能力を増すこととなること

ということであった。これを郡制施行当時の「府縣ノ区域ハ廣潤ナレハ勢ヒ町村ト府縣トノ間ニツノ団体ヲ存セサル可カラス…」、「今日行政上ノ方針タルヤ可成的有力ナル町村ヲ造成スルニ在リト雖モ猶上階区画ノ補助ヲ仰クヘキモノ之レナシト謂フヘカラス、其補助ノ地位ニ立ツ者郡ノ適切ナルコト府縣ノ比ニ非」（明治二十三年五月十七日郡制府縣制草案理由）という制定理由と比較してみると、郡制施行30年間に町村の基礎が漸次確立されていった有様がわかるのであって、この期間は同時に町村の発展史を示していると考えられる。このようにして、かつては町村に対する補完的機能を営むものとして必要とされた郡は基礎的地方自治体が、町村能力の向上に伴って、その機能を減少し、遂に廃止の運命を見るに至ったのであって、府県、郡、市町村なる3段階の地方行政組織は、府縣、市町村の2段階となった。しかし、郡という補完者を失い、文字通り自立すべきこととなった町村には、さらに自治能力の強化が必要とされたことは言うまでもないのであって、ふたたび合併により、その能力の向上を図ろうとする傾向が現れてくる。

2 郡制廃止後の町村合併

市制、町村制施行以来、増加していた町村合併は郡制廃止法案をめぐる混乱のなかで明治41（1907）年を境に減少したが、表3に見られるように、郡制廃止後の町村合併状況は、上昇の気運に向った。すなわち合併編入等の町村数、大正13（1924）年の39、同14（1925）年の100、同15（1926）年の35、昭和2（1927）年の72は、明治41（1907）～大正7（1918）年の10年間の年間平均26に比べて著しい増加を示している。

表 3 郡制廃止後の町村合併状況（大正13－昭和2年（1924－1927））

	町村合併		町村編入		市域拡大		市制施行	
	件数	合併数	件数	編入数	件数	合併数	件数	合併数
大13（1924）	3	6	7	10	4	8	8	15
大14（1925）	8	24	5	12	10	63	1	1
大15（1926）	5	14	3	6	5	15	－	－
昭 2（1927）	9	25	7	14	11	33	－	－

出典：『町村合併の理論と実際』、地方行政調査委員会事務局編、(財)全国地方自治振興協会

3 津市の周辺町村合併

（1）新町の合併

安濃郡新町は藩政時代から津町として町年寄の支配下に属し、しかも伊賀への通路として藩としては重要な町とされていた。そして明治4（1871）年廃藩置県によって津県が設けられ、津地区は安濃郡5区のうちとなり、戸長が各区を支配することとなった。そのとき八町、古河などは橋南地区とともに第2区として取り扱われた。ところが明治11（1878）年に区制を廃止して郡制が施行され、津の区域として9個の連合町村区画が設定されたが、このとき新町地区はそのなかに入らなかった。このように新町地区は古くからもともと津市であり、明治の初期からわずかの期間津から離れただけで、歴史的にはもちろん、地理的にも一体的のもので、当然津市に合併すべきものであった。昭和時代となり社会が進展複雑化するにつれて、いよいよ合併の必要性が認められ、昭和9（1934）年6月1日安濃郡新町を津市に合併し、旧新町役場を津市新町出張所とした。

（2）藤水村の合併

藤水村は津市の南に接して、藩政時代には津藩に属し、昔から政治、文化、経済の面において両者の関係は一体的であった。特に農産物の供給等に至っては極めて繁く、両住民の生活上・経済上のつながりは実に緊密であった。また交通の面においても昭和2（1927）年に伊勢電鉄が津新地から藤水村を経て松阪市に通ずる軌道を敷設し、道路の拡張とあいまって同村と津市との交流は頻繁となり、その発展のうえにおいて両者は不離一体の関係にあったのである。このような状況から両者の間に合併の気運が促進され、昭和13（1938）年3月1日津市に合併した。

（3）高茶屋村合併

高茶屋村も藩政時代は津藩の領土で藤水村と同じく津市とはすべての点において密接な関係にあった。昭和12（1937）年に日中戦争が起こり、高茶屋の高台一帯500haの広大な地域は、軍事目的のために陸軍省、海軍省または逓信省から用地買収の交渉を受けた。その結果最後に

270haの土地を海軍省に売却し、海軍省はそこに35,000人余の従業員を有する一大軍需工場を設けた。そのために多数の従業員はもとより、すべてのことに津市との関係を持たねばならない自然の情勢となったので、急速に津市合併の気運が盛り上った。そこで津市、高茶屋両当局は協議の結果、昭和14（1939）年7月1日高茶屋村を津市に編入した。

Ⅶ 紀元2600（1940）年記念の町村合併

1 全国的な合併状況

郡制廃止以降の合併で著しいものは、昭和15（1940）年紀元2600年を記念して行われた合併であろう。昭和15年から同16年1月までの間に207の町村が80に整理され、52の町村から24の新市が一挙に出現し、さらに市域拡張は12市に及び、58町村も編入している。かくして減少町村数は217の多きに及んだ。

さて郡制廃止後、昭和期戦後までの町村合併問題について、郡制廃止前の時代との比較においてこの時期の町村合併の特徴を指摘すれば、資本主義経済の発展に伴う都市の発達につれて、市域拡張、市制施行等の方法による町村合併数が非常に多くなったという事実である。表4のように市数についてみると、人口の都市集中化とともに明治22（1889）年～大正7（1918）年の約30年間の市数増加は38であったが、その後大正8（1919）年～昭和24（1949）年5月の30年間には155と約4倍以上の増加率を示している。そしてその関係町村数も前期には167であったのが、後期には、1,018の多きに達し、前期の6倍以上に及んでいる。かくて、市となるために廃止された町村の数は、この期間における減少町村数の実に5割以上を占めている。このように町村同士の合併による「町村」能力の向上のための合併から「都市」の建設を目指す町村の合併へと大きな変化が見られたことは、大正中期以後の町村規模合理化の歴史のうえに見られる顕著な趨勢である。

表4 市制施行及び市域拡大状況

	総市数	市制施行		市域拡大	
		市数	関係町村数	市数	関係町村数
明22－明31（1889－1898）	48	9	5	5	41
明32－明41（1899－1908）	64	16	－	11	30
明42－大7（1909－1918）	77	13	7	25	86
大8－昭5（1919－1930）	105	29	35	62	189
昭6－昭15（1931－1940）	174	68	152	90	289
昭16－昭19（1941－1944）	205	31	93	62	162
昭20－昭24.5（1945－1949）	232	27	33	20	65

出典：『町村合併の理論と実際』，地方行政調査委員会事務局編、(財)全国地方自治振興協会

2 津市の神戸村・安東村・櫛形村の合併

安濃郡神戸村・安東村・櫛形村の3村はともに藩政時代には津藩に属し（長岡，河辺は久居藩）明治維新後区制時代でも密接な関係の地域であった。また地理的に見ても、津市の環繞地域として津市将来の発展上枢要の地であり、人情・風俗・習慣を同じくし、その日常生活はすべて津市を中心として営まれ、産業・経済・交通その他各般にわたって密接不離の関係にあった。櫛形村は昭和2、3（1927～28）年頃に、津市上水道敷設計画当時土地買収問題ならびに水道施設を中心とする交通および経済的理由等によって、すでに合併気運ができていた。神戸村・安東村も諸種の関係から櫛形村と同調の気運ができていたのである。

さきに隣接町村新町・藤水村・高茶屋村の合併があり、たまたま日中戦争から太平洋戦争へと発展し、市の発展上はもちろん銃後の守りのうえからも津市と3村とは一体となって諸般の対策を講ずる必要が認められ、急速に合併問題が進展し、津市および3村議会においても異議なく合併を決議し、昭和18（1943）年8月31日をもって合併した。そして3村の議員は市の委員として暫定措置を講じた。

Ⅳ 昭和28（1953）年町村合併促進法による町村合併

1 町村合併促進法の制定

終戦後新憲法において市町村が完全な地方自治団体として認められた。ところが進展する社会万般の情勢は昔ながらの小範囲小規模なものでは、自治団体としての独自の使命を完遂することははなはだ困難であるので、時代に即応して大規模な行政区を制定する必要上、昭和28（1953）年9月「町村合併促進法」が公布された。その基本計画は次の通りである。

人口8,000未満の町村8,245（昭和28年9月1日現在）の95%、7,832を次のように合併して解消するものとする

- ①7,832町村中1,500町村は市または人口8,000以上の町村に合併して解消すること
- ②7,832町村中残りの6,332町村は、平均4か町村ごとに合併して1,583町村とすること、これにより差引4,749町村が減少すること
- ③①および②により減少する町村の合併数は6,249、合併計画完了後の町村数は3,373となること

昭和28年当時の参議院議員石村幸作氏は市町村合併の必要性を『市町村合併促進のために』という冊子のなかで次のように解説している。

町村合併が必要となった原因としては、大きく分けて「行政圏と生活圏の不一致から生ずる社会生活上の矛盾およびそれに伴う自治意識の低下」と「地方行政事務量の増大による地方財政の貧困化」の二つがあげられる。前者は、主として住民の社会的経済的生活のレベルが向上して、日常生活の範囲が拡大したのかかわらず、行政単位たる市町村の区域が従来のみままであることから生ずる矛盾であり、後者は、市町村の財政収入が限定されているのかかわらず、市町村の行うべき行政事務の量が激増し、そのために財政需要が飛躍的に膨脹したことによる

ものである。

昭和28年当時の市町村は、60年前の明治22（1889）年の大合併当時とほとんど大差ない規模であるが、明治22年当時は大部分の人々が農業的形態の生活を営んでいたから、日常生活の範囲たる生活圏は、市町村の区域たる行政圏とほぼ一致していたのである。しかし、社会経済の進歩と交通の発達につれ生活圏はますます広がったのである。そこで、60年間に逐次拡大してきた生活圏の実態に即応して、行政圏と生活圏の不一致から生ずる社会生活上の矛盾、およびそれに伴う住民の自治意識の低下を解消し防がなければならなくなった。

次に「地方行政事務量の増大による地方財政の貧困化」によって町村合併が必要になってきた点については、明治22年当時の市町村の行政は、現在のように複雑多岐ではなく、その事務量も少く、また、市町村がその機能を果たすために必要な財源はほぼその市町村で得られる収入でまかなうことができたのであろう。その町村が財政的に貧困化してきたのはつまり、市町村の果たすべき行政事務の量が膨大化したからにほかならない。町村の行政事務量の増加の原因としては、2つのものがあげられる。1つは社会経済の進歩発展によって行政面に新分野が開拓され、それに伴って行政に対する一般の考え方が変化してきたという社会経済的面的原因であり、他の1つは戦前の中央集権主義的官治行政が、新憲法下にあつては地方分権主義的な自治行政に変わったという、国の法律的制度的な大きな変革によるものである。このように社会経済の発展に伴い行政の新分野が開拓され、また新しい地方自治制度によって、市町村の行うべき行政事務量が増加した。

一方、財政収入のほうについては、明治22年当時は自らの市町村から得られる基本財産収入や税収入でまかなうことができたが、昭和28年当時では、経済の発展に従って各人の担税能力が増加したが、到底それだけの収入では、増加した事務を処理することができず、不足分は平衡交付金や国庫補助金や地方債に求めざるをえない。市町村が国庫に依存せずその自主財源を増加するには、財産収入、事業収入を増大する方法もあるが、なんといってもその額の点から地方税の増収がその大宗をなすべきものである。地方税の増収については、国全体の税源に自ずから限度があり、また住民の担税能力の増加も一朝一夕には期待することができないから、なかなか困難である。担税能力に変化がないとすれば、租税収入を増すためには住民の人口を増加することが考えられる。人口の増加には大工場の誘致等も考えられるが、常にいかなる町村でも期待されるわけではない。残された唯一の道は、町村合併による人口増加によって町村自体の財政力を充実強化することだけである。

2 津市の町村合併

（1）雲出村の合併

日中戦争の戦局が進むにつれて航空戦力の飛躍的な増強が必要となり、津市南郊高茶屋方面の丘陵地帯66haの地に海軍工廠が設置され、同地域の人口は急激に異状な膨張を来したので、津市では同地域の民生の安定と正常な発達を企図して昭和18（1943）年から5か年計画をもつ

て高茶屋土地区画整理事業を施行し、その事業の総合的完成を期するために隣村雲出村を含めた一大工業都市計画の推進を図ることになり、市村の合併の議が起った。ところが終戦となってその計画は一時中断した。しかしその後、わが国の復興が進み、産業が勃興するにつれて同地域の工場用地としての優位性が再確認され、そこに工場を誘致する計画がなされたので、雲出村は津市将来の発展のため不離一体の関係となった。また一方、同村の中学校生徒は遠隔地の香良洲町にある香海中学校に通学してしたが、隣接の津市南郊中学校への就学を強く望んでいた。

このような事情から、市村の相互の共存繁栄を図るために市村両者において合併の機運が盛り上がり、雲出村は昭和27（1952）年3月村合併に先だって、まず中学校生徒の津市南郊中学校への転校を申し出て、さらに同3月21日には合併の協定書が取り交わされた。こうして昭和27（1952）年度の新学期をひかえ中学校生徒の南郊中学校通学問題に端を発して合併問題は急速に進展し、雲出村は3月26日に、津市は3月31日に各議会において合併を決議した。そして合併認可前の4月1日に同村中学校生徒全部の南郊中学校転校が実現した。4月10日に市長村長連署の合併申請書を提出し、6月1日に認可されて昭和27年6月15日から、一志郡雲出村は津市に編入された。そこで津市では協定事項によって旧雲出村の職員使丁等は市職員使丁に任用し、旧村会議員は協議委員に委嘱した。

（2）一身田町の合併

一身田町は津市の北辺と連続し、地理的・歴史的・経済的に密接な関係を有している所で、津市との合併についてはすでに10数年前から懸案となっていたもので、歴代の町長ならびに議会においても、しばしばその議が持ち上がったが、時機尚早ということでその機運に至らなかった。しかし近き将来においては当然合併すべきものとして、一般町民にはすでに理解されていた。たまたま「町村合併促進法」が施行されて、合併の機運は急速に高まり、各種の町民懇談会などが催された。そして昭和28（1953）年11月25日に合併協定書が津市長と一身田町長の連署をもって取りかわされ、翌26日に一身田町議会、翌々27日に津市議会においてそれぞれ合併決議をした。12月3日に認可申請をして昭和29（1954）年1月15日から河芸郡一身田町は津市に編入された。そして合併処置も雲出村合併処置に準じ協定書に基いて行われた。

（3）栗真村の合併

栗真村は津市の北辺接続の地で、「都市計画法」に基づく指定、「市街地建築物法」の適用等の関係でも当然合併すべき必然的の条件を備えていた。したがって歴代の村長ならびに議会においても度々論議されながら実現に至らなかった。電話の開通、官立三重高等農林学校（現三重大学）、県立国見学園の設立、一部のガス、水道の敷設、道路交通網の充実など、客観的状況が津市との共存共栄の実を示し、一方経済的のつながりもまた一層両者を密接不離にした。たまたま昭和28（1953）年9月の「町村合併促進法」の施行ならびに一身田町の津市合併によっ

て合併気運が一段と盛り上り、昭和29（1954）年3月20日前例にならって津市長と栗真村長の間に合併協定書が取りかわされ、栗真村は同年6月24日、津市は同6月25日にそれぞれ議会の決議を経て申請し、昭和29（1954）年8月1日から河芸郡栗真村は津市に編入された。

（４）片田村の合併

片田村は津市の西辺に位置し、昭和4（1929）年に津市上水道の貯水池、浄水場を同村に設置した関係上そのときすでに津市に合併希望の意見が起こったが、時期尚早として実現を見なかった。昭和23（1948）年、学校再配置の非常措置が行われたとき、地勢・交通・財政等の関係から同村の中学校生徒を津市立西郊中学校に委託することになって、一層津市との関係が密接となり、いつかは必然的に津市に合併すべきものとされていた。たまたま「町村合併促進法」が施行されて急速に合併の議が進み、全村民祝福のうちに昭和29（1954）年3月21日前例にならって津市長と片田村長連署の合併協定書が取りかわされ、同年6月24日片田村議会、同25日津市議会において合併決議をし同日付合併申請をし、昭和29（1954）年8月1日に安濃郡片田村は津市に編入された。そして前例に準じて希望要項に基いて合併処置が行われた。

（５）白塚町の合併

白塚町は、従来から交通、経済、その他の面において津市とは密接な関係にあった。昭和28（1953）年9月「町村合併促進法」が公布されたので同年11月6日町議会協議会を開催して合併についての態度を協議した。すでに一身田町においては同年11月3日津市への合併を申し込んでおり、また隣接栗真村においても近く合併を申し込む予定であったので、白塚町としては将来発展のためこの際、津市への合併が最善の策と考え、同年11月9日、11日の両日にわたって各種団体をはじめ有識者多数の懇談会を催して趣旨の説明を行い、全町民の理解を得て、昭和29（1954）年6月15日に前例にならって津市長と白塚町長との間に合併協定書が取りかわされ、白塚町は6月24日に、津市は同25日にそれぞれ議会の決議を経て申請し、昭和29（1954）年8月1日に河芸郡白塚町は津市に編入された。そして前例に準じて希望要項に基づいて合併処置が行われた。

Ⅸ 高度経済成長期における津市の豊里村合併

1965年（昭和40年）に「市町村の合併の特例に関する法律」（合併特例法）が制定されたが、この時期にも合併ブームが起こった。高度経済成長期には、「大きいことは良いことだ」が流行語となり、首都たる東京都区部への人口の流出も重なって、地方の市町村では、岡山市・倉敷市・富士市などの地域拠点になることを目指した合併や、新産業都市の指定を目指して平市・磐城市など14もの市町村がいわき市になるなどの大規模な合併が行われた。また、高度経済成長期には、山間部の過疎が進行したため、隣接する都市が山間部を取り込むという動きもあった。

1973（昭和48）年の豊里村の合併は津市の都市域の拡大が未合併の周辺村を呑み込んだ過程として位置づけられる。豊里村の合併に伴う津市の建設基本計画では次のような合併理由をあげている。

①生活圏の拡がりにより高度な行政需要に応える必要性

津市・安芸郡および一志郡の圏域に住む住民の日常生活における行動範囲は、都市化の進展や交通・通信手段の発達に伴って、市町村の区域を越えて拡がっている。すでに津地区広域市町村圏協議会においては、広域行政を先行していたが、連帯感の深い津市と豊里村が行政区域の一体化を図り、長期かつ統合された計画のもとに、効率的な地域づくりを進めることは双方住民のために最も望まれることである。

②市・村の依存関係による一体的な開発整備の必要性

昭和43（1968）年における豊里村から津市への通勤・通学率は65.1%、昭和46（1971）年における買い物依存率は79.3%を示し、津市周辺の市町村のなかでは高い率である。津市および豊里村の一部は連担して市街地を形成しているうえ、このように依存関係の深い市と村としては、一体的な開発整備を図っていく必要がある。

③市・村の行財政の一体的運営の必要性

広域行政に必要な財政力において、津市と豊里村の双方に相当な格差があり、共同解決に際して障害となっている。市・村の区域や財政力格差の壁を取り除き、より広域的・総合的な観点から大規模団地開発整備などの生活環境の整備を図るため市と村が行財政力を結集して、経済的かつ重点的な社会投資を行う必要がある。

X 平成の大合併

1 合併の推進理由

平成18（2006）年1月1日、津市を中心に津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、美杉村の10市町村が合併し（新）津市が成立した。

総務省等が考えていた合併推進の理由は以下の6点があげられる。①交通手段の発達や「IT革命」に伴う日常生活の広域化によって、市町村の区域の広域化と「広域的なまちづくり」が必要となっている、②基礎自治体が「地方分権の推進」によって自ら手にした事務事業をこなせる「地域総合行政主体」であるためには、その裏付けとなる行財政能力の強化が必要である、③少子・高齢化による、行政需要の増大と税収の逡減という不均衡を乗り切る必要がある、④600兆円から700兆円にものぼる国地方の債務のなかで、現在の地方制度は制度疲労を起こしているので、「構造改革」を推進し、国からの補助金・交付金に頼らない地方制度をつくる必要がある、⑤明治・昭和の大合併が行われたように、わが国では市町村の区域は社会経済情勢の変化に応じて見直されてきたのだから現状の区域にこだわる必要はない、⑥現在の社会経済情勢のもとでは「人口50万人超」とか「人口10万人前後」というように人口規模に応じた市の類型を作り、「都市中心の内政構造に転換する」必要がある。

津地区においては次のような合併理由があげられた。

①少子高齢化社会・人口減少社会の到来

わが国は少子高齢化社会が進行し、人口減少社会を迎えようとしている。福祉医療などのニーズが増大する反面、それを支える生産年齢人口の減少が税収減をもたらすなど、小規模な市町村単位では行政サービスの維持が困難になることが考えられることから10市町が一体となって対応していく必要がある。

②住民の日常生活の変化

通勤、通学、買い物、通院等の日常生活圏は、昭和の合併のままの市町村域を超えて拡大した。この広域化多様化した住民ニーズに対応した行政サービスを提供していくためには地理的にも歴史的にも文化的にも密接な関係にある10市町村での行政区域をまとめる必要がある。

③地方分権の到来

地方分権の進展により、国や県から様々な権限の委譲が行われ市町村は自立と一層の主体性が求められるため、10市町村が一体となつて行政サービスの提供体制を確保し、人材や財源の面での自治能力を強化する必要がある。

④厳しい財政状況

国も地方も大きな借金により厳しい財政状況にある。しかし、今後の高い経済成長は期待できず、人口減少による地方税収の伸び悩み、地方交付税制度や補助金制度の見直しとともに、地方分権の進展に伴う市町村の役割の増大により市町村としては今以上に厳しい財政運営を迫られる。こたため10市町村は一体となって、より効率的な財政運営、行財政能力の強化を図る必要がある。

⑤魅力ある県都としての成長

10市町村の圏域には三重県の県都として、産業、行政、文化など多様な都市機能が集積し、これまでも県下の中核圏域としての機能を果たしてきた。すでに一体感のある10市町村が一つの自治体を形成することにより、より高度な都市機能の集積、豊かな自然環境、住みやすい生活環境など安全安心で快適なまちづくりはもとより、将来の社会変革に適応できる柔軟性のあるまちづくりを進めることが可能となる。

2 自治体間競争

津市の合併への意欲は県内の自治体間競争の論理が決定的な動機となったと見られている。立石芳夫は『地研年報第8号』（2003年）に発表した「三重県・津地域における市町村合併の動向―法定合併協議会設置まで―」の論説のなかで、三重県の多極分散型の都市配置（人口10万人以上の都市が桑名、四日市、鈴鹿、津、松阪、伊勢とひしめきあっている）のなかで、津市が県都としてのプレゼンスを確保するために、10ヶ市町村の大規模合併に踏み切らざるをえなかった状況を報告している。津市の大規模合併の経過について、少し長くなるが引用する。

「こうした三重県の人口分布構造は、津市が合併に踏み切る要因と密接に関係していると考

えられる。津とほぼ同規模クラスの都市が県内に複数ひしめき合う状況下においては、これらの都市とその周辺自治体との間で合併が成立すると、人口規模の面で津市は途端に水をあけられてしまう。三重県が市町村合併を推進するために2000年12月に発表した「市町村の合併の推進についての要綱」で示されている、地域ごとに設定された25の合併パターンのなかには、現在の津市の人口16万人を上回る合併枠組として、四日市や鈴鹿が絡む合併枠組はいうに及ばず、①桑名市を中心とする桑名郡、員弁郡の枠組（20万人）、②松阪市を中心とする2パターン（18～19万人台）、③伊勢市を中心とする2パターン（18万人・27万人台）がある。また、この県の要綱における合併パターンには記載されていないが、上野市・名張市を中心とする伊賀地域7市町村による合併枠組も人口18万人を超え、これも津市を上回る規模に拡大する。このように、津市が自ら積極的に合併を推進しない限り、他の主要都市が人口規模の面で津市を突き放す可能性が十二分にあったわけである。

もっとも、県内の合併をめぐるこの間の経過を観察すると、全体的にみて以上のパターンどおりに事態が進行したとはいいいがたい。2002年度の合併をめぐるさまざまな動向のなかで、当初県内の各地で掲げられた大規模合併構想が次々に破綻し、合併枠組が小規模していった。以下、2003年時点の状況に即してみると、第1に、桑名市を中心とする地域では、県の合併パターンが示したように、当初桑名郡・員弁郡からなる9市町の枠組による構想が模索されていたが、現時点では、比較的人口が小規模な員弁地域の枠組はさておき、桑名市、多度町、長島町の3市町の枠組が形成されているものの、人口は13万人台にとどまっている。第2に、津市に最も衝撃を与えた四日市・鈴鹿の大合併構想については、2002年12月に鈴鹿市議会が法定協議会設立議案を否決することによって破綻し、鈴鹿は合併枠組から離脱することになった。それでも、残りの四日市、楠町、朝日町の3市町の枠組は継続しており、30万人の大台に達する合併枠組が現在では模索されている。第3に、伊賀地域については、上野市・名張市を中心とする7市町村の枠組で任意合併協議会が構成されていたが、2003年2月に名張市においてこの合併の是非を問う住民投票が実施され、合併反対の意思が圧倒的多数を占めたため、名張市が合併枠組から離脱することが決定した。残りの6市町村の枠組で合併が成立したとしても、人口はかろうじて10万人に達するにとどまり、結局この地域における大合併構想も頓挫した。第4に、松阪地域においては、任意協議会設立を念頭に置いた2002年3月の準備検討会の段階では、松阪市をはじめ嬉野町、三雲町、飯南町、飯高町、多気町、明和町、大台町、勢和村、宮川村の10市町村からなる合併を構想していたが、大部分の町村が協議会設立への不参加を表明し現在では、松阪市、嬉野町、三雲町、飯南町、飯高町の5市町による枠組が形成されている。それでも、この枠組による人口は現在の津市を若干上回る16万人台に達する。第5に、伊勢・志摩地域については、県の合併パターンと同様に、当初は伊勢市をはじめ14市町村からなる大合併構想をめざしていたが、大風呂敷を広げすぎたせいか、関係自治体の間でより小規模な枠組による合併を模索する動きが四分五裂するかたちで表面化し、現在では、3つの地域でそれぞれの合併をめざす枠組が形成されており、そのなかでも最も人口規模が大きい伊勢市、二見町、小

俣町、御薮村からなる4市町村の枠組でも13万人台にとどまっている。

このように、県内各地域の大規模合併構想は次々に破綻し、結局中小規模の合併枠組が多数形成されるに至ったが、そのなかでも10自治体を結集させて法定合併協議会への移行を果たした津地域の合併枠組の規模は抜きん出ている。この枠組による合併が成立すれば、津市が懸念していた規模問題はひとまず克服することができよう。」

この平成の大合併時における自治体間競争は現状の地方制度システムのなかでの生き残り競争と見ることもできるが、むしろ将来の道州制移行など地方制度システムの改変に備えた都市間競争の前哨戦と見たほうが理解しやすい。

参考文献

- 1) 津市：『津市史第4巻』、1965年、pp50-52、62-63、130-132、269-273、p274。
- 2) 津市：『津市市制施行100周年記念誌』、1990年、p162。
- 3) 坂本晃：『市町村制度の変遷第二巻』、藤本印刷所発行、1964年、p141。
- 4) 地方行政調査委員会事務局編：『町村合併の理論と実際』、財団法人全国地方自治振興会刊、1951年、pp54-59、pp76-81。
- 5) 石村幸作：『町村合併促進のために』、教育資料社、1953年、pp20-29。
- 6) 津市・豊里村合併協議会：『津市・豊里村合併建設計画』、1972年、pp1-3。
- 7) 岩田俊二：『基礎的自治体の内部団体』、農村計画学会誌Vol.24、No.1、2005年、pp3-4。
- 8) 津地区合併協議会：『新市建設計画』、2005年、pp1-2。
- 9) 立石芳夫：「三重県・津地域における市町村合併の動向—法定合併協議会設置まで—」、『地研年報第8号』、三重短期大学地域問題総合調査研究室、2003年、pp1-16。

地域医療再生への視点と地域づくり —— 医療と貧困をめぐる実態調査から ——

長友 薫輝

1 「いのちを守る」・「強い社会保障」をめぐる

前政権との差異化を図らなければ、民主党政権が国民の支持を得ることは難しい。

差異化を図る政権の看板として「いのちを守る」（鳩山首相の施政方針演説、2010年1月29日）を掲げた。その後、鳩山政権から菅政権に代わり「強い社会保障」が提唱されている。もちろん、看板だけでなく、その方針を早く政策に反映させ実行に移してほしいと考えている人が多いのだろう。

具体的にどうやって「いのちを守る」のか、「強い社会保障」とは一体何を意味するのか。このことについて社会保障に関わる人々による、はたらきかけが必要とされているのではないだろうか。本当に「いのちを守る」のかどうか、「強い社会保障」とは「社会保障の持つ、所得再分配機能を強くする」という意味に解した方向に船首を持っていけるかどうか。保健、医療、社会福祉分野で働く人々はもちろん、地域住民によるはたらきかけと監視がなされる必要がある¹⁾。

2 地域医療の再生へ向けて

医療についていえば、過剰なまでの医療費抑制策による地域医療の崩壊現象などに対して、地域医療の再生を求めるはたらきかけを強める必要がある。ただし、運動としてただやみくもに声を上げるのではなく、医療をはじめ社会保障を学習しながら論理的に戦術をもち、はたらきかけを進めていく必要があるのではないだろうか。

使用する用語は穏やかでないが、運動は「空中戦」ばかりしても仕方がない。地道に、地を這う活動を展開しなければ、医療者の自分勝手な利益の主張としか映らないのではないか。もちろん、各団体の利益の主張を否定するわけではない。ただ、自分たちがよければそれでよいという利益の主張とその確保ではなく、日常的に向き合っている患者、国民の利益を主張しながら、代弁しながらという姿勢が医療者には望まれるのではないだろうか。

なぜ地域医療の再生に力を入れなければならないのか、力を入れるとすればどのような視点で取り組むのか、ということについて地域医療をめぐる現状を概括しながら以下に述べておきたい。

3 地域医療の崩壊と地域住民の気づき

すでに多くのところで語られている地域医療の崩壊は、各地で同時多発的な現象として明ら

かとなったことで社会問題化した。限られた地域の医療崩壊ではなく、各地で地域医療の崩壊が相次いで報道された。これは、進められてきた医療政策のミスリード、とくに医療費抑制策の影響によるものである²⁾。

地域医療の崩壊と称されるような、不安定な医療供給体制がいつそう明白となっていて、各地で地域住民にとっては不利益となる事態が深刻化している。この事態の深刻化は憂うべきことであり問題への対応が急務であるが、同時にある副産物を生み出した。

地域住民にとっては不利益が生じている側面がある一方で、地域医療の崩壊は地域住民が自主的、自発的に地域医療に関心を持ち始めることとなった。これほど各地で地域医療についての報道がなされ、各地で住民自身が「地域医療を考える住民の会」を結成するなどの動向はこれまでなかったように思われる。立ち上がった地域住民からは「鉄道も学校も病院も一緒」であって、「なくなったら困る」という声を聞くことができる。いわば、地域住民が医療は共同消費手段であることに気づきはじめた、あるいは再確認しはじめたといえる。

現時点で多くの地域住民の運動は「病院がなくなったら困る」「小児科がなくなったら困る」「この地域でお産ができなくなったら困る」といった問題意識が原点となっている。地域の医療供給体制への危機感が原点となり、この危機感を契機として地域医療についてはもちろんのこと、地域のあり方、まちづくりへの関心度を高めるなどといったことを視野にいれながらの運動となることが必要であろう。

医療供給体制の問題が急速に改善されるということは難しく、医療の枠内のみで解決する問題ではない。さらには、地域医療の崩壊現象は鉄道の廃線や学校の廃校などと同じく、地域で生活するためには必要な手段が乏しくなり、生活しづらくなっていくことを意味している。

地域医療の現状を把握するだけでなく地域の様々な現状について、いまある状態を固定的にとらえず、動的にとらえていくことも必要となることは言うまでもない。いずれにせよ、地域医療の崩壊をきっかけとして、地域医療について地域住民が語る素地は少しずつ形成されつつあるというのが現状であろう。

4 地域医療への取り組み

さて、医療者はどうだろうか。地域医療の崩壊に対して、医療費抑制策の転換を求めて日本医師会をはじめ各医療関連団体などがはたらきかけを強めているが、各地での取り組み、医療者の実践レベルではどのような行動がとられているのか、というところが問われるのではない。上に記した「住民の会」などの地域住民の動きと医療者の連携についてはどうだろうか。また、どのように地域住民の動向を見ているのだろうか。

医療者が「病院がなくなったら困る」という危機感から、地域住民との連携を模索するというのでは後手後手の対応となる。病院の労働組合などでも「病院がなくなる」という事態に直面したり、公立病院の民営化方針などが出されてからようやく重い腰を上げるといった場面が見られる。普段から地域住民との接点を持ちながら、地域住民がどのような地域医療を望むの

かといったところを把握する。これらを材料として、医療費抑制策の転換、地域医療の崩壊などへの対策を打ち出していくことが必要となる。日常的な地域住民とのつながりを欠いて、ただ病院の中で診療をしていればよい、というものではない。

病院の労働組合が主導する形で、組織をつくり地域住民と連携するといった動向もみられる(後述する「北九州地域医療調査」参照)。こうした連携をとりながら、様々な形で地域住民とつながりをつくり、地域住民と語る場を設定し、医療供給も含めてあるべき医療の姿や、まちづくりを地域住民とともに模索するというのが望ましいのではないだろうか。

5 北九州地域医療調査から

(1) 自治体病院をめぐる情勢

全国各地で自治体病院は大きな変動の渦に巻き込まれている。「赤字」を理由にした自治体病院の閉鎖や縮小、売却、経営委託などが各地で社会問題化した。2009年3月には千葉県銚子市で市立総合病院の休止という判断を下した市長がリコールされるといった事態も起きている。自治体財政健全化計画の推進、交付金削減など、国の財政赤字のしわ寄せ、公的責任放棄のつけ回しと、自治体への民活推進という政策が根本にあることは言うまでもない。自治体および自治体病院に対して、医療費抑制策と地域再編策の両輪が大きく作用している。その結果、自治体が自治体病院の経営から撤退しやすい環境が整備されているという状況である。

もちろん、こうした状況下であるからこそ、自治体がどのようなビジョンを持って自治体病院および地域医療行政を進めようとしているのかが問われているといえる。つまり次の2つのうち、どちらのビジョンを自治体が描いているかが重要である。

第1に自治体がこの際ということで自治体病院の経営から撤退し地域医療行政における責任から脱走するビジョン、第2に市民のための地域医療の拠点として自治体病院を再認識し知恵や工夫を出し合いながら困難を乗り越えるビジョンである。第1のビジョンの実行については「国の政策だから仕方がない」というお墨付きもあるが、自治体病院にとって何よりも重要なのは市民の意向である。自治体が市民の意向を無視した対応を取った結果、たとえば上記の千葉県銚子市長の解職といった事態を招いたといえる。

(2) 北九州市の視点

自治体の側に、住民の生命と健康を守るために可能な限り努力するという第2のビジョンではなく、国に追随して公的責任から逃げ出そうという姿勢がしばしばみられる。

この状況は北九州市でも同様で、2008年1月に公表された「北九州市病院事業経営改革プラン」では、「地域に必要とされる質の高い医療機能の提供」(プランの視点)をうたいつつ、「門司病院については、指定管理者制度を導入すること」「若松病院については、経営改善に全力で取り組み・・・改善が見込まれない場合には、経営形態の見直しを検討すること」という市立病院経営改善検討会の「経営改善についての基本方針」(2007年7月)を再確認している。

「地域に必要とされる」医療機能の提供と、市立門司病院への「指定管理者制度導入」や市立若松病院の「経営形態見直し」を結びつけることは、かなり無理があるように思われる。

今回の調査は、なぜ門司病院に指定管理者制度を導入しなければならないのかということへの疑問から、北九州市の自治体病院および地域医療行政はどのようなビジョンを持っているのかということについて明らかにする必要性があるという考えに至り、調査に取り組むこととなったものである。

（３）調査の概要

2009年2月17・18日（火・水）の2日間にわたる調査活動は、1日目午前の全体会・講演「はたらきかける調査」（野村拓／北九州医療・福祉総合研究所所長）、「自治体病院を取りまく現状と課題」（高田なお子／自治労連中央執行委員）、報告「調査活動の日程と留意点」（岸川真琴／調査団事務局長）のあと、午後は、6つの班に分かれて10数カ所での懇談・聞き取りをおこなった。

1日目の対象は、飯塚市立病院の労働組合と「飯塚市立病院を守る会」（すでに指定管理者制度が導入されてさまざまな問題が指摘されている）、市立若松病院と利用者、若松区の町内会長、北九州市福祉事業団労組、北九州市保健福祉局、市立門司病院と同病院の職員、同結核病棟と関係職員、門司区の町内会長等、市立八幡病院長、北九州市病院局、市立医療センター長であった。

2日目の午前中は、引き続き6つの班で6カ所の訪問・懇談をおこなった。対象は「茜会」（市立門司病院の指定管理者に決定している下関市の法人）、北九州市医師会、北九州市福祉事業団、門司区内の民間病院、市長秘書室、若松区の自治会長である。

午後、再び全体会を開いて、各班から懇談・聞き取りの概要報告を受け、総括をおこなった。また、終了後市政記者クラブに移動し、調査活動の概要と明らかになった問題点などについての中間発表をおこなった。調査活動への参加者は、1日目58人、2日目は44人、筆者は調査団長として関わった³⁾。

（４）市当局と市民の「ズレ」

ヒアリング調査をつうじて、北九州市の病院事業をめぐる様々なレベルでの「ズレ」が生じていることが明らかとなった。第1の「ズレ」として、市行政と市民の認識との「ズレ」である。自治体病院にとって何よりも重要な市民に対しては門司病院の指定管理者制度導入がほとんど知らされず、門司病院周辺の町内会はじめ市民を対象とした説明会すら開催されていないという状況が判明した。茜会への移行によって病院の機能が変更される、つまり市民に提供できる医療内容が変わることは少なくとも十分に周知された上での対応が自治体としての責務である。そもそも指定管理者制度を導入しなければならないかどうかという判断を除いたとしても、少なくとも市民への説明責任は果たす必要があると言わざるを得ない。

この点に限ってみても、北九州市が一体誰のために病院政策を進めているのかという特徴が表れている。すでに述べたように、自治体がどのようなビジョンを持って自治体病院および地域医療行政を進めようとしているのかが問われている。第1に自治体がこの際ということで自治体病院の経営から撤退し地域医療行政における責任から脱走するビジョン、第2に市民のための地域医療の拠点として自治体病院を再認識し知恵を出し合い工夫をしながら困難を乗り切るビジョンである。北九州市では「市民のための」という箇所が欠落した対応であるからこそ、市民との間に「ズレ」が生じているといえる。

また、市民の市立病院への要求として、市立病院の医療提供体制の充実を図って欲しいというのが共通の願いとして語られていた。診療科が充実し安心して利用できる市立病院になれば利用者も増え、赤字も減るのではないかと多くの方が話していたのが印象的である。そして、この市立病院の機能充実こそ大事という声は、現場で市民と向き合う病院職員が同じように語っていたことでもあった。

（５）市当局と病院職員（現場職員）の「ズレ」

病院長や市立病院職員との懇談の中では、経営赤字や医師不足など個々の問題に対する考え方は様々であったが、自治体病院の「公共性」の重視や、市民のための医療を確保することが大切だという考え方が共通して語られていた。医療現場で患者と向き合う病院職員が語っていたのは、「市立病院の機能充実が市民の要求に応える」ということについてである。また、市立病院の病院長からは「市立病院を医療機関として充実させることによって、医師にとっても魅力ある施設になる」という声を聞くことができた。「いま勤務している医師が働き続けることができる魅力ある職場となり、新たに医師が確保できればさらに良い医療を市民に提供することが可能となり、経営状況も改善するのではないか」というのが病院職員の声である。市民と病院職員の声は共通していて、市当局と病院職員の間には自治体病院経営に対する大きな「ズレ」があることが明らかとなった。これが第2の「ズレ」である。

門司病院の指定管理者である茜会に関しては、「小児科の経験もなく大変不安であり、おそらく小児科に対する理解が乏しいであろう」という声や、「結核医療についてどれだけの認識があるのか大変不安である」という声を門司病院職員から聞くことができた。「新たな感染症対策（新型インフルエンザなど）の全市的に唯一の拠点である門司病院を民間に任せるのは大変疑問だ。公的責任を果たすべきではないか」といった声を聞くことができた。こうした現場職員の声をもとに病院政策を展開すべきではないかと考えられる。普段から市民と向き合っている現場職員の声に市当局は耳を傾けなければならない。にもかかわらず、市当局による指定管理者制度の導入についての説明が不十分なため、病院職員が不信感を抱いて門司病院を去るという決断をしているのは市民にとって不利益となっている。病院職員が大きく不安感・不信感を抱えた現状は少なくとも回避すべきであることが明らかである。

(6) 市当局内部での「ズレ」

第3の「ズレ」として、市当局内部での認識に「ズレ」があることが明らかとなった。市立病院を管理する病院局や市民の医療・健康問題を担当する保健福祉局が、縦割り主義に陥っていて「市民の健康保持に必要な医療を提供する」（「北九州市病院事業の設置等に関する条例」第1条）「公共の福祉を増進するように運営する」（同、第2条）という基本に沿って事業全体を総合的に進める部署が役所の中に存在していない。地域医療・市立病院のあり方は市民の意思に沿って決まるが、現状は市立病院をどのように変えようとしているのかという基本的なビジョンすら市当局内部で共有化されていないことがわかった。

市行政は、およそどの自治体でも縦割り行政の弊害があるとされるが、できるだけそのことによって市民に不利益が生じないように留意して臨むのが自治体職員の務めである。市行政内部での認識のズレによって、市民にデメリットが生じるのは勘弁して欲しいというのが市民の本音ではないかと考えられる。市内で共通した理解がなされていないような政策を推し進めることについては疑問を感じざるを得ない。

すでに決定されている方針だからという理由で市民不在・病院職員不在の中、ビジョンを推進するのではなく、その都度、政策に誤りはないかどうかを市民の意向・病院職員の意見を調査し計画を練り直すのが本来の自治体病院の業務であろう。でなければ、市民を誤った方向に導くミスリードが繰り返されることになる。そして、何よりも「市民の健康を維持する」「市民の医療要求に応える」という本来の自治体病院の役割が損なわれることにつながっている。

2008年1月に示された「北九州市病院事業経営改革プラン」では、市当局は「プランの視点」として「地域に必要とされる質の高い医療機能の提供」を掲げている。まさに、「地域に必要とされる質の高い医療機能を提供するには」という視点を市当局内部で共有化し、「ズレ」を解消することが市民のための自治体病院、地域医療行政を推進することになるであろう。

(7) 経営携帯の見直しは必要なのか

上記の通り、3つの「ズレ」があることが明らかとなり、今回の調査を通じて、市立病院の「赤字」を理由にした「経営形態見直し」「指定管理者制度導入」という、北九州市の方針への疑問が大きくなるという結果に至らざるを得なかった。

今回の一連の「経営形態見直し」のきっかけは、市立病院の「赤字」ということであった。当局の説明によれば、「自治体直営は高コストで効率が悪く『赤字』だが、民間なら効率的に経営できるので民間に管理委託をする。この見直しは、質の高い医療機能を提供するという目的にかなうものだ」としている。

しかし「自治体直営だから低効率」という断定は果たして正しいのか、民間で「効率的経営」とされる実態は何なのか（単に従事者の賃金・待遇を切り下げるだけであれば、それは“質の問題”などの別の問題を生み出すことになりかねない）、質の高い医療・市立病院が担うべき医療が民間の経営で本当に保障されるのか、という疑問に対して納得できる答えを見つけること

はできなかった。

(8) 医師不足と経営改善

現在、北九州の市立病院の運営をも脅かしつつある医師不足については、北九州市の市立病院における医師処遇の不備が指摘されている。2009年2月には市立病院医師の「名ばかり管理職」問題について、北九州市は労働基準監督署の是正勧告を受けている。医師に対して「部長」「副部長」などの職名をつけて時間外手当を払っていなかった。

ヒアリング調査の結果として、市立病院を医療機関として充実させることによって、医師にとっても魅力ある施設になるという声が多く出されている。病院の「経営改善」にとって重要なカギとなるこれらの点について、すでに述べたように市立病院・病院職員と利用者・市民側との認識が、おおむね一致する内容のものだったという点は注目すべきであろう。一致できるこの方向性においてであれば、市当局は病院職員のみならず市民の理解を得ることが容易である。

(9) コスト削減と市民の合意

指定管理者制度導入を含む経営形態見直しのポイントは、民間事業者によるコスト削減であり、このコストの中心は人件費である。ただ、人件費削減で経営指標を改善しても、中長期的にみた時にそれが市立病院の設置目的にかなうものになるのかどうかという問題がある。

市民や職員との懇談の中では、「地域住民の医療という点からみて必要なものであれば、優先的に予算をつけて確保すべきだ」という声が少なからず出されていた。「医師を確保して医療内容や診療科を充実すれば患者も多くなり、赤字も解消するのではないか」という声もあった。

コスト削減を掲げて事業を縮小することは、病院経営の適切な改善策とは必ずしも言えず、地域医療を守るという観点からも大きな疑問が残るものとなっている。

(10) 透明性の確保

これまで調査結果として述べてきたように、3つの「ズレ」、経営改善策としての指定管理者制度導入をはじめとするコスト削減、市立病院の事業縮小といった市当局の病院政策が必ずしも妥当なものとはいえないということが明らかとなった。

特に、市当局の姿勢としては「コスト削減」という「効率性」のみでの判断に終始しているが、その「効率性」すら追求できていない現状があることが判明した。さらには、追求としている「効率性」の展望すら不明瞭であることも明らかとなった。

市当局による指定管理者制度の導入などにより、①どのように効率性が発揮できているのか、②自らの病院政策については「毎年、精査する」ということであるが、精査する基準はどうなっているのか、③そしてこれまで精査してきた結果が市立病院の現状なのか、ともかくどのよう

に計画を実行し再評価しているのか、透明性の確保が重要となる。市民にみえる形の病院政策の展開が必要とされている。

(11) 市立病院に求められる方向性

2007年6月に成立したいわゆる自治体財政健全化法、そして総務省から同年12月に示された「公立病院改革ガイドライン」などの影響によって、自治体病院は苦境に立たされていると言われている。北九州市も例外ではなく、自治体病院をどのように位置づけ、地域医療行政を展開するのかということが問われている。

すでに述べたように、自治体が現状にどのように対置するのかということについては大別して次のような2つのビジョンを描くことができる。第1に自治体がこの際ということで自治体病院の経営から撤退し地域医療行政における責任から脱走するビジョン、第2に市民のための地域医療の拠点として自治体病院を再認識し知恵を出し合い工夫しながら困難を乗り越えるビジョンである。

北九州市はどうか。誰の目にも明らかな絶対的な医師不足という状況下において、指定管理者制度を導入する対象の門司病院の医師すらつなぎ止めることができず、一部の医師が退職し市立病院を去るといった状況をつくり出していることが判明した。医師不足や地域医療の崩壊といった現象、さらには自治体病院をとりまく厳しい環境に対して、市当局自らが、さらに厳しい状況をつくり出しているような事態は回避すべきといえる。上記に示した第1のビジョンではなく、第2のビジョンを持って自治体病院の経営と地域医療行政を推進することが、市民から求められているということが明らかとなった。第2のビジョンであれば、市民をはじめ病院職員の描いている方向性と重なり、市民や現場の声を土台として、知恵を出し合い工夫をしながら地域医療をつくっていくことができる、ということが調査結果から言えることである。

6 自治体病院の役割と政策展開の根拠

自治体病院をどのように地域医療のなかで位置づけるかという病院政策を展開するにあたって、重要なのは市民の意思であり市民がどのような地域医療を望むかといったニーズの把握である。「自治体病院の政策展開の根拠となるのは市民の意思であり、経営状況などは説明する際の指標の1つに過ぎないのではないか」という医療者や地域住民の声を北九州地域医療調査では多く聞くことができた。確かに「赤字」かどうかということが自治体病院を民間任せにする、休止する、廃止するといった方針転換上の問題となるのではなく、市民が自治体病院の「赤字」をどう考えるのが最大のポイントであろう。

市民が「赤字」をどう認識するかによって、その上で必要であれば新たな政策を推し進めるべきであり、市民をはじめ病院職員の理解が十分に得られていないような状況での政策展開は慎重であることが望まれる。

また、市立病院がなくなると、市民の医療ニーズはいっそう潜在化することになる。特に、

人とのつながりが希薄な人々や民間病院では相手にしてくれないような市民の行き場はない。自治体病院はセーフティーネットの役割を担う医療機関である。少なくとも経営上の指標のみでの政策展開では自治体病院の役割を無視したものであり、単なるバランスシート上の判断では自治体病院に対する認識不足と言わなければならない。たとえ「赤字」であっても、市民の同意や必要性があれば維持しなければならないのが自治体病院である。

つまり、セーフティーネットの役割を果たし、不採算医療を担い、住民の意志が反映される医療機関が自治体病院である。公共性（人たるに値する生活を支える部分）を支えるのが自治体および自治体病院の役割である。公共性のもとに自治体には、自治体病院の経営と、地域医療の保障体制をどう整備していくかという責務が与えられている。自治体病院を地域医療の拠点として整備しながらどのように運営するかが求められている。北九州市の場合であれば、門司病院は結核医療を担う医療機関であり、こうした病院を維持し地域医療の保障体制を整備するのは自治体の責務である⁴¹。

7 指定管理者制度導入などの政策展開

自治体病院の政策展開については、事前にその施策によってもたらされる効果を予測して有効性があるとの見通しの上に実行することが求められる。その点で、今回の門司病院に対する指定管理者制度導入に際して、市当局がすでに先行して指定管理者制度を導入した他の地域への調査など、施策の有効性の確認作業をおこなったのか疑問が生じる。少なくとも北九州地域医療調査で訪問した飯塚市立病院（すでに2008年4月より指定管理者制度が導入済み）では次のようなことが判明した。

飯塚市立病院は、旧飯塚労災病院が飯塚市立病院に移行しその後、指定管理者制度に移行したが、指定管理者制度導入とともに多くの医師が病院を去り、スタート当初から大幅に減少した医師数での対応となった。労災病院時代の「12診療科250床」体制を継続するということであったが、その実現からむしろ遠ざかる状況となっている。当然のことながら患者数は減少し、経営状況の悪化へとつながった。市民の中には医師がいないため「患者になれない病人」として、病気が悪化するまで自宅で我慢している方が多発するような状況が起きている。さらには病院職員の賃金・労働条件は引き下げられ、働く職員の雇用と生活を維持することが、指定管理者制度導入後の新たな課題として浮上している。

8 「供給サイドの論理」と地域の実態

北九州地域医療調査は自治体病院の指定管理者制度導入を契機として実施した調査であった。様々な形で地域住民とつながりをつくり、地域住民と語る場を設定し、医療供給も含めてあるべき医療の姿や、まちづくりを地域住民とともに模索する、そしてその材料づくりとして実態調査がある。

地域医療の崩壊については、主としては医療供給体制の崩壊ということが語られていて、各

地での医療供給量が不足するといった報道や説明がなされている。いま地域医療の崩壊として語られている多くは医療供給体制の崩壊である。つまり、「供給が需要を規定する」ということが前提として語られている。しかし、これを前提として、当たり前としてよいのかどうか。それほど医療の需要は従属的でよいものなのだろうか。

医療の需要とは地域住民（患者）の生活から発するものであり、そもそも需要はどれぐらいのものなのかを明らかにする必要がある。そのうえで、供給量が不足しているのかどうか、あるいは供給の質が低下していないのかどうか、を精査する必要がある。供給側だけの分析にまかせておいてよいのかどうか。供給側の論理がすべて整合性のあるものだとは必ずしもいえないのではないだろうか。たしかに供給量を急激に増加させるということは難しいが、だからといって地域住民の生活にどれほど影響を与えているのかといった実態を無視することはできない。

もちろん、地域住民の生活問題に対しては医療だけで対応するのではなく、医療をはじめ社会保障に対する社会的必要性がどれほどあるのかを各地でトータルに把握することが求められる。そのうえで医療がどのような役割を果たすことができるのか、実際にどのような連携が必要なのかを見定めていくことが必要である。また、その過程において、地域住民の参加が不可欠であることはいうまでもない。地域住民も受け身でお客様という姿勢や、専門家にお任せするというのではなく、自らの生活を見つめながら地域医療をはじめ地域に関心を持つことが重要となる。

9 医療へのアクセスの保障

地域住民が何を必要としているのかを分析したうえで、限られた医療の資源をどのように配置すべきかということになる。この際に重要な視点としては、少なくとも地域住民の医療機関へのアクセスを保障することであろう。公共交通機関が比較的発達している都市部であっても、医療機関へアクセスすることが容易ではなくなっている地域もある。たとえば、片側2車線、3車線の道路は、高齢者などにとってはまるで大河のように映っている。

過疎化した地域などでも、医療機関へのアクセスは多くのところで非常に困難な状況となっている。アクセスが困難なゆえに「健康であり続けなければならない」と考えている地域住民が多いのではないか。それは「病気になったらこの町から出ていかなければならない」からである。

健康になりたい、健康を維持したいという思いが残念ながら阻害されているのが現状である。診察を受けるということについて、その権利を保障するために地域住民自身も学習しながらアクセスの保障を求める、地域で生活するには必要なことだと位置づけて、地域格差のさらなる拡大を抑制し、生活しにくくなることをできるだけ回避するといったことが必要だろう。

また、「保険証がなく全額自己負担だから病院に行くことができない」、「お金がないから医療機関にかかることができない」といったことが各地で起きている。お金がなければ医療機関にアクセスすることができない現実も拡大している。

10 医療から排除される「無保険者」

たとえば国民健康保険（以下、国保）は納めるべき保険料が他の公的医療保険と比較しても最も高くなっていて、保険料を納めることができない人々の存在が問題視されている。保険料を納めることができない人々に対して行われているのは保険証の返還と資格証明書の発行、差し押さえなどの制裁措置の強化である。保険料の滞納が長引くと保険証を返還し資格証明書が発行される。資格証明書を発行されると、医療機関を受診した際にはいったん医療費を全額自己負担しなければならない。

後日、償還払いされるとなっているが、自己負担した分は保険料未納分に充当されるなどの対応が各自治体でとられているため、実質的には医療費全額自己負担となる。保険料を納めることができなかった人々が、医療費を全額自己負担できるはずもないため、実質的には国保から排除する対応がとられているといえる。このように政策的に「無保険者」状態となる人々を作り出している実態がある。

国保は他の公的医療保険の加入対象とならない人々はすべて加入するという構造となっている。いわば国保は公的医療保険のセーフティーネットとしての役割を果たしており、そのため加入者の平均所得は公的医療保険の中で最も低くなっているが、課せられている保険料は最も高くなっているのが現状である。

ある自治体の場合、国保の保険料は「40歳代夫婦と未成年子ども2人の4人世帯」で所得200万円の場合、国保の保険料は約42万円となる。一方、同じ条件で協会けんぽ（中小規模の企業に勤めるサラリーマンとその家族が加入）であれば約13万円の保険料となる。負担する保険料額に3倍以上の開きがあり、保険料負担が重く、「国保が貧困を拡大する」⁶⁾といった現状である。

国保の保険者は自治体であり、保険料額が自治体によって異なっているといえども、保険料負担は全般的に非常に重い傾向にある。普段、日常的に患者と接している医療者がこうした実態を可視化するような取り組みを進める、あるいはそのような取り組みへの協力をすすめるといったことが必要ではないだろうか。

近年の雇用・労働をめぐる情勢は事態をいっそう深刻化させていると考えられ、所得格差の拡大、貧困層の増大といった実態が医療現場にも影響していることを表している。所得格差が健康格差に連動しているのではないかと、といった視点でとらえていく必要性が増している。

地域医療を再生させる観点からは、地域住民との接点を持ち、地域住民の現状、地域住民の生活実態をつかみ、医療需要の把握もふまえた活動が期待されている。

11 貧困問題へのアプローチ

政府による相対的貧困率の発表（2010年10月20日）など、国民の貧困実態、貧困問題への関心が徐々に高まっている。いまや4世帯に1世帯が年収200万円以下であり、フルタイム働いて

も生活保護基準に達しないワーキングプアが社会問題となっている。生活保護制度は十分な機能を果たしているとはいえ、捕捉率（生活保護水準未満で暮らす人々にどれだけ生活保護が対応しているかを示した数値）も20%未満とされている。ただ、全国的な数字も必要だが、地域レベルで具体的にどれだけ貧困の実態があるのかということについては、各地での取り組みがなされなければならない。

とくに医療と貧困とのかかわりということにおいては、地域住民の生活実態を把握するために貧困問題へのアプローチを欠くことはできない。人々の生活がたちゆかなくなってきた社会的経済的背景をみながら、患者という枠を広げて地域住民への視点を持ち、貧困は個人だけでなく地域的な広がりとして発現しているという視点が必要であろう。貧困は自己責任だとする風潮が強いが、様々な問題を個人に負わせるのではなく、社会的に解決すべき問題ではないかという視点が必要である。

個人が抱えている諸問題には実はいくつもの共通項がある。医療現場でも同様に、医療費抑制策という共通項によって、各医療機関に少なからず影響が出ている。この影響を各医療機関の努力が欠けていたからだとして自己責任論で片付けるわけにはいかないのと同様に、人々の生活を自己責任論で片付けるわけにはいかない。貧困は「社会の構造的な問題として起こり、長い時間にわたって再生産されてきた病理」⁶⁾である。

地域医療の崩壊を契機として地域住民も関心を少なからず持つなかで、医療者が地域住民との連携を模索し、地域医療の再生を進める鍵の1つは貧困問題へのアプローチにある。

12 医療から貧困をとらえる

医療から貧困をとらえる試みとして「門真国保実態調査」の取り組みを紹介しておきたい。この調査は大阪府門真市（人口約13万人）の国保加入者の生活実態を対面聞き取り調査によって把握し、市民の医療保障のあり方について、次の3つの目的をもとに実施した。第1に市民の生活実態を把握し明らかにする、第2に国保制度自体の問題であることを明らかにする、第3に自治体財政の影響について明らかにする、というものであった⁷⁾。

国保はすでに記したように社会的にリスクの高い人々、無業者や低所得層などが加入する構造となっている。この構造的な問題は医療において、所得格差と健康格差の連動として発現する。お金がなければ受診できず、不健康にならざるをえないといった事態を招いており、調査でも受診抑制や治療の中断などの実態が明らかとなっている。皆保険体制といえども政策的につくられる無保険者の存在や、地域住民の医療保障が十分でないことが明らかとなった。

このような調査の取り組みは、地域医療の現状を医療供給体制からの視点だけでなく、医療需要側から、地域住民の視点から地域医療の実態を把握するという試みである。また、地域住民の生活実態を把握することで、どのような地域医療をすすめるべきか、医療提供体制のみならず医療保障のあり方についても検討する契機となるものである。さらには、生活実態を把握し、貧困問題へのアプローチをすすめることにより、医療の枠内にはとどまらず社会保障に視

野を広げていく必要性が提起される。

13 社会保障への関心

たとえば労働市場の底辺部分に置かれている日雇いや派遣労働者などの非正規労働者の存在は、正規労働者の労働条件の悪化につながっている。非正規労働者だからといって切り捨てるのではなく、同じ労働者として認識し労働者全体の底上げを図ることに力を注ぐ必要があるだろう。にもかかわらず、正規労働者で組織する労働組合などが非正規労働者の問題を看過してきた経緯がある。

貧困問題へのアプローチの必要性も同様である。低所得者や貧困の問題への接近によって、全体的な底上げのきっかけとなる。貧困問題を放置してきたことが、現在のような貧困化の進展を招いていることを、あらためて確認しなければならないだろう。

医療だけがよくなることはない。労働や貧困をめぐる構造と同じである。医療をはじめ社会保障の全体的底上げを図らなければよくなることは難しいのではないか。今後、診療報酬と介護報酬の同時改定が2012年度に行われる。医療保険の一元化構想、65歳以上は国保へといった報道（「日本経済新聞」2010年1月12日）もあり、地域保険構想の具体化の動向がみられる。介護保険はもともと医療費抑制策の一環として創設された側面があり、もともとは医療保険の一部でもある。介護職員とは造語であって、看護職員の代替的安上がり職員として位置づけられたというのが1963年の老人福祉法成立周辺の状況である。こうした視点を持ち、医療のみならず介護をはじめ社会保障について学習しながら、論理的にはたらきかけをすすめることが必要とされている。

14 地域医療再生へ、社会保障の視点

国保加入者に対して高い保険料が課せられ、納めることができない人に対して「払えない人が悪い」といった自己責任論や、「国保は助け合い」の制度だから納めるべきだといった説明が流布している。しかし、すでに述べたように貧困問題の解決を阻んできたのは自己責任論であり、また国保の加入者の特徴をふまえば相互扶助でも解決しないことは明らかとなっている。自己責任や相互扶助では解決できない問題だからこそ、社会的な対応策が必要となり社会的な装置として社会保障が整備されている。

民主党のこれまでの規定によれば、社会保障は「助け合い」の制度としている。どのような認識なのかということは精査しなければならないが、社会保障について上記のような認識に基づいたビジョン、政策の実行が求められる。でなければ、生活上の様々な困難は基本的に自己責任と相互扶助で解決してください、という論理が展開されることになる。

新たな情勢のもとでの地域医療を考えるにあたっては、社会保障とは何かを考えざるをえないのではないか。これまでの社会保障への認識、はたらきかけの総括をするとともに、私たちの創意工夫が試されている。地域医療の現場で、地域住民との連携をとりながら地域住民の視

点をふまえて地域住民の医療保障、そして社会保障の視点を持ち、地域住民の実態を把握することが求められている。

注

- 1) 本稿は長友薫輝「新しい情勢の中で考える地域医療の再生」『月刊保団連』No.1023、2010年3月号に大幅な加筆・修正を加えたものである。
- 2) 長友薫輝「地域医療の崩壊と再生へ向けて」『地域医療と自治体病院』自治体研究社、2008年
- 3) 筆者が執筆した地域医療と市立病院の充実を求める市民会議『地域医療調査団報告集』2009年6月、および「自治体の地域医療行政ビジョンは～北九州地域医療調査報告より～」『月刊国民医療』No.263、2009年8月号参照。
- 4) その後、北九州市立門司病院は2009年4月から指定管理者制度が導入されている。なお、北九州市立若松病院については産業医科大学に民間譲渡され2011年4月から産業医科大学若松病院として運営される方針が示されている。
- 5) 長友薫輝「市民とともに国保再生へ～門真国保実態調査から～」『福祉のひろば』2010年6月号
- 6) 内橋克人『貧困国家 日本の深層 NHK「知る楽」』2010年2・3月号
- 7) 長友薫輝「国保再生へ向けて」『社会保障』中央社会保障推進協議会、No.428、2010年新春号

web2.0時代の福祉社会における情報保障に関する基礎的考察

平尾 竜一・加藤 あけみ・横溝 一浩

0 はじめに

障害者基本計画(2002)によれば、情報通信技術をはじめとして様々の技術革新により「国民の誰もがその能力を最大限発揮しながら、安全に安心して生活できるよう、建物、移動、情報、精度ソフト・ハード両面に渡る社会のバリアフリー化を強力に推進する。(中略)企業市民団体などの取組を積極的に支援する」とうたわれており、情報通信技術を活用しての社会のバリアフリーを推進することが共通認識として形成されてきている。同時に、形成されつつあるこの認識の根底にはすべての人の生存権を保障するための方途として行政機関や制度が情報通信技術を活用しつつ、その権利を保障するという責任があることを示していよう。その証左として、防災や行政広報での点字や音声ガイド、裁判での手話通訳、公共放送での字幕、公共機関や駅建物などでの音声ガイド、「まーちゃん¹⁾」などの聴覚障害のある学習者への授業での支援などさまざまな社会生活での情報保障が「当然」のこととして展開されているところである。また、情報通信技術はweb2.0と呼ばれる新しい段階に入り、従前の情報の一方的な表示という形態から双方向性のより強い技術への進化してきており、SNSやクラウドコンピューティングに代表される情報通信の新しいプラットフォームを活用し、障害の有る無しに関わらず国民の誰もが社会参加することが容易に実現されつつある。

このため、情報保障とその展開を考察し、その過程のなかで派生する具現化の一端として、情報保障に関するソフトウェアを開発することは、福祉社会学にとって興味深く、重要な分析視角を提供しているといえよう。それにもかかわらず、福祉社会学、とりわけ福祉情報領域は十分に展開され、また議論し尽くされているとはいいがたい状況であり、まだなお未開拓の領域にとどまっている。

それゆえ、本稿では、福祉社会学、さらには福祉情報との学際領域をより一層深化させていくための準備作業として、この領域の起源や対象領域をどのように研究するものであるかを考えている。以下では、まず起源とその動向にふれ、次に検討を加えていくことにする。さらに、その視点にもとづいてソフト開発し、結論としてその評価と課題を指摘する。また、福祉情報や情報保障をめぐる一連の考察をとおして、未開拓である本領域開拓の一助となることを目指すものである。

I 情報保障の起源とその展開

1 社会参加の支援という起源

田中(2001)は、「情報保障」を、機器や技術の問題のみならず法や制度の側面も含むもの

として、「そのままの形では情報を受けられない者に、何らかの方法で情報内容を伝えること」と定義し、その根拠として、憲法21条1項（表現の自由の保障）および国際人権規約（B）第19条をあげる。とくに第19条2項の表現の自由の権利に含まれるものとされる「あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由」に着目する²⁾。制度の側面からは、差別禁止法であるADA（アメリカ障害者法）の第四章「電話通信（テレコミュニケーション）」³⁾は、まさに情報保障を具現化したものといえる。国内では、「パソコン通信やインターネットを介して社会参加・貢献が可能である」という前提のもとに、1995年に「障害者等情報処理機器アクセシビリティ指針」（情報処理へのアクセシビリティの確保）が出され、1998年には、日本障害者協議会による「障害者に関する総合計画提言」が、「情報保障は、障害者の日常生活における自立を支援し、教育、就業、参政権をはじめとする障害者の多様な社会参加を支援するための基本的条件」という考えを打ち出している。情報処理機器が広く一般に浸透する今日、社会参加を支援するために、情報保障は欠かせないものとなっている。

2 アクセシビリティとしての起源

2004年には、ウェブコンテンツのアクセシビリティガイドラインである「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス— 第3部：ウェブコンテンツ— JIS X8341-3:2004」が公示、出版され、情報処理へのアクセシビリティの確保はさらに標準化へと移行しつつある。一方、情報のデジタル化が進む現在、著作権者の権利の保護が強化される傾向にあり、障害者の情報へのアクセスを妨げるという不本意な結果が問題になっている。情報へのアクセシビリティは、アクセス権も確保されて実現しうるものであり、Web2.0時代の今日において、アクセス権は情報保障を考える上で根幹を形成している。

II IT基本法（2000）による転換 ～「最低限」から「生活の向上」へ～

2000年11月に制定、2001年1月に施行された「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（以後、IT基本法と略す）」は、第8条の「利用の機会等の格差の是正」とともに、第5条には「ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現」が明記されている。憲法25条に「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」とあるが、高度情報通信ネットワーク社会における国民生活の保障は、「最低限度」から「ゆとりと豊かさを実感できる」ものへと転換することになる。高度情報通信ネットワーク社会の社会権を保障するには、多分に情報保障に負うところが多い。情報の機能として、1)情報の伝達、2)情報の処理、3)情報の制御があげられるが、情報保障は、これらの情報の機能すべてを保障すべきである。とかく1)に重点がおかれるが、アクセス権の視点では、3)の保障が必要不可欠である。ゆとりと豊かさを実感できる生活は、多様な価値観が混在する社会でもあり、情報保障も多種多様な場面を想定しなければならないだろう。

その観点から、補助代替コミュニケーション(Augmentative and Alternative Communication :

以下AACと略す)としての情報保障のシステムも進展を概観すると、聴覚障害者に対する、AACとして音声データをテキストデータに変換する要約筆記がITによりパソコン要約筆記に発展し、要約筆記者が聴覚障害者の傍らで作業する必要のないネットワーク型(遠隔システム)へと発展し、さらにパソコンというデバイスに拘束されないマルチデバイス(スマートフォンなど)を利用したシステムへと発展し、あらゆる場面における情報保障が具現化されつつある。

さらに、近年ではAACは生活に必要な情報保障の分野から、IT基本法で謳われている生活の向上の分野においても応用されている。高次脳機能障害者の生活支援用として開発された記憶補助(メモリアシスト)システムがその代表例である。服薬時間という情報を利用者に確実に提供することによって、利用者の生活を支援することが目的である。これは、携帯情報端末(Personal Digital Assistant : 以下PDAと略す)とパソコンを組み合わせたシステムであり、服薬などのスケジュールや日常生活に必要な様々な作業手順を入力し利用者に必要な情報を伝達し、情報を受け取った利用者は、服薬や作業などを確実に行う事ができる。

また、利用者の生活の向上と利用者の生活を支える支援者(医療機関・福祉機関)の負担を軽減するシステムも近年実用化されている。これは、従来から利用されている安否確認システムを応用したもので、薬箱に通信機能を付けたものである。この薬箱は、タイマーの設定により利用者に服薬時間を知らせ、服薬の為に利用者が薬箱のふたを開けると固定電話回線にて服薬したことを医療関係者に伝達するものである。

現代では、AACは情報へのアクセスという情報保障から、生活の向上に向けた支援情報の伝達へと用途は拡大し、IT基本法の理念の具現化に向け展開している過渡期にあると言える。

Ⅲ 新たな生活支援システムの提案に向けて

IT基本法により情報保障システムはAACから生活支援システムへと転換している過渡期にあるが、さらなる発展形として利用者に対する服薬時間という情報提供し、医療機関(施設)に対する服薬・安否の伝達を行い、外出先における利用(どこでも利用できる)システムについて考案することとした。これらの条件を全て満たし、通信機能があり手軽に路用できるデバイスとしてスマートフォンを採用することとした。スマートフォンは、直感的操作が可能なユーザインタフェースを備えており、アイコンなどを利用したピクトコミュニケーションで利用者層を拡大することが容易になる。

今回のシステム試験においては、スマートフォンとしてiPhone⁵⁾を利用し、そのOS上でプログラムを開発した。開発ツールはApple社が無償で提供しているiPhone SDK(Software development kit)⁶⁾を利用し、プログラミング言語としては、ANSI準拠のObjective-Cを採用した。システム全体の概念は、図1に示す。システム全体の中で今回の開発試験を行ったのはiPhone側の端末のみであるが、全体の機能としては、服薬情報の登録と支援者との登録情報の共有、利用者への服薬時間の通知と服薬したことを支援者に伝達、服薬していない場合は支援者からの服薬確認情報のプッシュなど、双方向のコミュニケーションによって利用者の生活を支援するもの

である。支援者側のシステムについては、今後の検討課題となるがデータベースシステムを利用し利用者の服薬履歴の管理を行うとともに生活履歴についても記録することが可能である。支援者は、データベースによる情報管理によって、リアルタイムに個別の支援を行う事が可能になるのである。

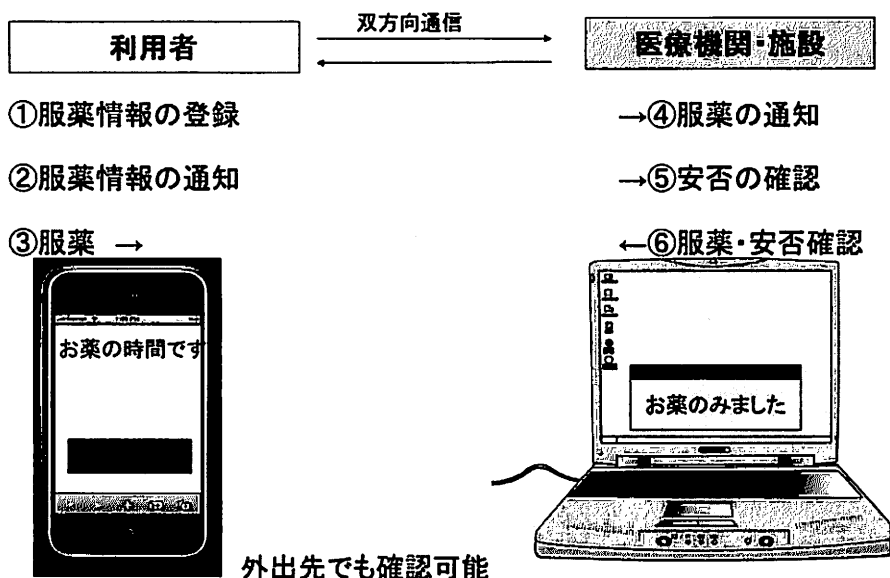


図1 服薬管理システム概念図

IV 結語

情報保障の起源にそって、その意義を再確認するなかで、「最低限度の生活」から「ゆたかな生活」へとシフトしてきた本邦の福祉社会論の成熟がIT基本法をはじめ諸言説より反映されてきたことが見て取れた。そこには、めざすべき福祉社会への国民的合意において、福祉社会の内実の成熟があるといえよう。ただし、その実態はいまだ未開拓の領域が多く、今後の進化を待たねばならないのであろうが、後退することなく前進させなければならない。

上記の観点にそってソフト開発を行った結果、最後に指摘すべき点は以下の通りである。

- 1) 自立支援という観点から、単なる情報へのアクセスの保障ではなく、QOLの向上の為に必要な情報が適宜利用者に提供できる環境を構築すること
- 2) 支援技術機器(Assistive Technology Device)が情報技術の進展によって多様化する中、マルチデバイス環境でシステムを開発し利用者にとって最適なデバイス（生活パターンなどを考慮に入れた）で提供できるよう考慮すること
- 3) 支援者側のデータベースシステムを構築しその情報の管理と利活用について今後検討するとともに、他の地域医療・保健・福祉システム（テレホームケアなど）との連携によってサブシステムとしての利用方法についても検討し、地域における利用者支援の枠組みを構

築すること

なお、本研究でWeb2.0時代の情報保障を考える中で、重要な要素として「デフォルトスタンダードとしてのGPL形式⁶⁾」と「行政・開発事業者・大学・ユーザーによるフォーラム」をあげたい。情報保障ソフト開発におけるGPL形式の重要性は、デフォルトで一社寡占状態を形成しつつ、ユーザーの囲い込みを行ってしまうと自由な環境が消失し、開発会社に従属した利用生活を強制されることによって不利益が発生することを予防し、それは「公共財としてのソフトウェア」の理路として素描したとおりである⁷⁾。

同時に、GPLとしてライセンス取得する多くの事業しゃと呼ばれるベンダが、それぞれの環境に合わせて開発し、行政機関・大学等の支援をうけ、ユーザ（利用者・医療機関（施設））がそのソフトの利用過程でのフォーラムの形成がおこなわれる。ということが両輪となって相互に情報保障の領野を開拓していくかぎとなることを指摘しておきたい。また、フォーラムというコミュニティの形成が今後の課題であると考えられる。

以上をふまえ、今後の展望を以下のように示す。

- 1) 福祉社会学における「情報保障」の理論化
- 2) GPL環境による情報保障ソフトの量的拡大
- 3) 開発されたソフトのユーザー・フォーラムの育成
- 4) 福祉教育における「情報保障」への取り組みの発展
- 5) 福祉社会学における情報保障を軸とする「福祉情報論」の創造と理論的構築

注

- 1) 正式名称をパソコンノートテイク支援ソフト「まあちゃん」といい、太田晴康氏（静岡福祉大学）により開発されたものである。なお、<http://www006.upp.so-net.ne.jp/haruyasu/newpage3.html>に詳しい。
- 2) 田中邦夫「情報保障」『社会政策研究4－特集：障害者と社会政策』社会政策研究編集委員会編、東信堂（2004）
- 3) 田中邦夫「障害者と情報保障－法的側面からの一考察－」『社会保障法』第16号、日本社会保障法学会編、法律文化社（2001）
- 3) 斎藤明子『アメリカ障害者法（全訳）』現代書簡（2004）
- 5) iphoneならびにSDKについては、米apple社の開発商品名称である。<http://www.apple.co.jp>
- 6) GPL(General Public Licence)は、著作権を放棄するのではなく利用権を共有する仕組みとして発生し、ソフトウェアの創造的な共有と協働開発を理念にもつライセンスの概念のこと。詳細な定義とその展開についてはR.Stallman(1998)The GNU project(www.gnu.org/philosophy/)参照のこと。
- 7) 平尾・加藤・横溝「web2.0時代の福祉社会学のagenda」地研通信第96号（2009）

【 研究ノート 】

津市における成人女性の食物摂取状況とBMIとの関連

梅澤眞樹子・駒田亜衣

はじめに

肥満の指標として用いられるBody Mass Index (BMI)[体重(Kg)/身長(m)²]の変化と食事内容の変化は、強い関連があると報告されている^{1)・2)}。平成17年国民健康・栄養調査結果³⁾によると、肥満者 (BMI 25) の割合は男性ではどの年代も10年前よりさらに増加しているが、女性の肥満者は10年前より減少しているものの、40歳代以上は加齢に伴って増加し60歳代で29%と最も比率が高くなっている。その一方で20～30歳代の女性の約2割が低体重 (やせ) (BMI 18.5) の者である。中高年者の肥満は糖尿病、高血圧、心臓病などの生活習慣病発症のリスクを高め^{4)・5)}、また若年者のやせも貧血、自律機能の変調など^{6)・7)・8)}の健康障害が問題となっており、ともに健康維持の観点から食生活改善は重要である。本研究は津市の成人女性を対象として食物摂取状況を調査し、BMIに反映される要因を検討することで、食生活改善に有効な方策を見出すことを目的としたものである。

I 対象と方法

1 対象者

調査の実施に際し、あらかじめ対象者に調査目的と回答内容が研究目的以外では使用されないことを説明し了承が得られた者に対してのみ実施した。調査対象は津市に通学または在住する18歳～75歳の成人女性の合計80名とした。アンケート調査の有効回答数は72であった。

2 食事摂取調査

対象者の習慣的な食べ方を評価することを目的に半定量食物摂取頻度調査法「エクセル栄養君FFQg」(ver.2.0, (株)建帛社製)を用いて栄養素および食品群摂取状況を調査した。この調査票の妥当性については高橋らによって示されている⁹⁾。対象者には調査日から2～3週間前までをさかのぼって日常食生活を思い出し、調査票に記載されている説明をよく読んで記入するように指導し、また疑問の点は個別に内容を確認して記入させた。

3 統計処理

解析は統計解析ソフトSPSS ver.15.0Jを用いた。対象者群の比較はMann-Whitney検定を用いた。またBMIを従属変数、栄養素摂取量および食品群別摂取量を独立変数とする重回帰分析をおこなった。独立変数の選択はステップワイズ法 (変数増減法) を用いて決定した。

II 結果

1 属性

アンケート対象者のBMI分布を図1に示した。対象者を低体重者群 (BMI<18.5)、普通体重者群 (BMI>18.5~25)、肥満者群 (BMI 25~30) に分類しその属性を表1に示した。全体の14%が低体重者群、8%が肥満者群、残りが普通体重者群であった。BMIの高い群ほど体重は有意に重く、年齢も高い傾向にあった。

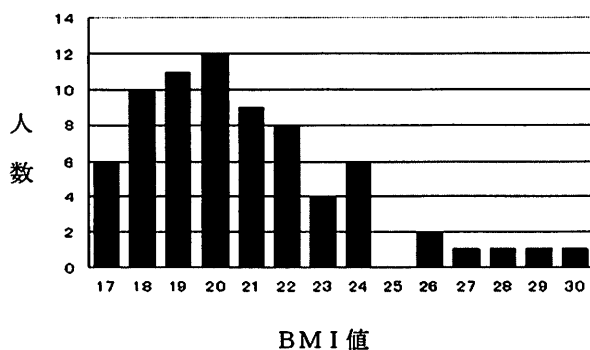


図1 対象者のBMI分布

表1 対象者の基本属性

	低体重者群 (BMI18.5未満)	普通体重者群 (BMI18.5~25未満)	肥満者群 (BMI25~30未満)
人数	10	56	6
年齢 (歳)	22.6 ± 12.1	32.3 ± 20.1	52.8 ± 27.5
身長 (cm)	156.2 ± 3.4	156.5 ± 4.8	151.9 ± 4.9 <i>b</i>
体重 (g)	43.3 ± 1.4	51.8 ± 5.1 <i>a</i>	64.8 ± 4.2 <i>ac</i>
BMI	17.8 ± 0.5	21.1 ± 1.8 <i>a</i>	28.1 ± 1.7 <i>ac</i>

数値は mean ± SD, Mann-Whitney の *U* 検定, *a*: 低体重者群に対して $p < 0.01$, *b*: 普通体重者群に対して $p < 0.05$, *c*: 普通体重者群に対して $p < 0.01$

2 栄養素摂取量

BMI分類別の栄養素摂取量を表2に示した。1日の平均エネルギー摂取量は3群間に有意な差はなかった。その他の栄養素摂取量については、対象者間の体格差を補正するために、栄養素を摂取エネルギー1000kcalあたりの摂取量に換算して表示する方法をとった。脂質と炭水化物の摂取量は3群に差はなかったが、たんぱく質の摂取量は肥満者群が他の2群より多い傾向にあった。カルシウム、鉄、レチノール当量、ビタミンB₁、B₂、Cの摂取量はBMIの高い群ほど多くなる傾向にあり、特にカルシウムとビタミンB₂は肥満者群が低体重者群より有意に多かった。

また肥満者群におけるコレステロールの摂取量は、普通体重者群および低体重者群より有意に多かったが、この両群に差はなかった。食塩の摂取量は、普通体重者群と肥満者群が低体重者群より有意に多かった。

表2 BMI分類別の栄養素摂取量

栄 養 素		低体重者群	普通体重者群	肥満者群
エネルギー	(kcal)	1869 ± 306	1901 ± 421	1834 ± 532
たんぱく質	(g/1,000kcal)	18.3 ± 3.07	18.7 ± 4.4	22.7 ± 6.61
脂 質	(g/1,000kcal)	37.9 ± 3.99	35.0 ± 6.0	35.9 ± 4.66
炭水化物	(g/1,000kcal)	127.1 ± 9.74	133.0 ± 18.0	130.6 ± 22.4
カルシウム	(mg/1,000kcal)	270.5 ± 52.1	312.3 ± 90.0	364.2 ± 63.0 <i>b</i>
鉄	(mg/1,000kcal)	3.75 ± 0.28	3.95 ± 0.94	4.08 ± 0.62
レチノール当量	(μg/1,000kcal)	267.4 ± 42.7	282.7 ± 90.9	333.2 ± 77.9
ビタミンB1	(mg/1,000kcal)	0.48 ± 0.05	0.48 ± 0.08	0.51 ± 0.05
ビタミンB2	(mg/1,000kcal)	0.56 ± 0.07	0.58 ± 0.11	0.66 ± 0.08 <i>b</i>
ビタミンC	(mg/1,000kcal)	44.6 ± 11.0	46.4 ± 24.4	53.1 ± 22.1
コレステロール	(mg/1,000kcal)	178.1 ± 31.3	170.9 ± 48.2	213.1 ± 44.9 <i>bc</i>
食物繊維	(g/1,000kcal)	6.54 ± 0.81	6.90 ± 1.97	6.89 ± 2.35
食 塩	(g/1,000kcal)	3.97 ± 0.71	5.13 ± 1.56 <i>a</i>	5.52 ± 0.92 <i>a</i>

数値は mean ± SD, Mann-Whitney の *U* 検定, *a*: 低体重者群に対して $p < 0.01$, *b*: 低体重者群に対して $p < 0.05$, *c*: 普通体重者群に対して $p < 0.05$

3 食品群別摂取量

BMI分類別の食品群別摂取量を表3に示した。これも摂取エネルギー1000kcalあたりの摂取量に換算して表示した。米類（めし）、緑黄色野菜、豆類、小魚類、果実類の摂取量は、肥満者群が他の2群より多い傾向にあった。特に卵類の摂取量は、肥満者群が普通体重者群より有意に多く、牛乳の摂取量は、肥満者群が最も多かった。砂糖類の摂取量は、肥満者群および普通体重者群が低体重者群より多かった。しかし肥満者群におけるいも類、菓子類、嗜好飲料、油脂類の摂取量は他の2群より少ない傾向にあった。一方、低体重者群はパン類、いも類、菓子類、嗜好飲料、油脂類の摂取量が他の2群より多い傾向にあった。

表3 BMI 分類別の食品群別摂取量

	(g/1,000kcal)		
	低体重者群	普通体重群	肥満者群
米類 (めし)	115 ± 60.9	118 ± 61.2	136 ± 58.5
パン類 (菓子パン除)	25.5 ± 14.9	19.8 ± 16.8	18.9 ± 14.4
麺類 (ゆで麺)	23.9 ± 19.6	35.6 ± 37.7	31.2 ± 26.9
いも類	25.2 ± 18.6	22.6 ± 18.2	16.2 ± 15.3
緑黄色野菜	34.5 ± 13.8	38.4 ± 22.6	44.6 ± 23.6
その他の野菜 (きのこ含)	60.9 ± 26.3	65.2 ± 35.2	61.5 ± 17.2
海藻類	2.29 ± 2.19	2.33 ± 2.15	2.77 ± 2.73
豆類	23.0 ± 16.9	32.5 ± 25.4	40.9 ± 26.9
魚介類 (小魚除く)	29.2 ± 19.1	27.2 ± 21.4	31.8 ± 23.4
小魚類	1.18 ± 1.19	2.47 ± 2.97	3.74 ± 4.20
肉類	44.1 ± 17.7	37.1 ± 20.7	46.8 ± 16.9
卵類	17.8 ± 5.49	16.3 ± 9.16	24.5 ± 10.3 <i>b</i>
牛乳	27.7 ± 36.4	49.4 ± 56.4	76.8 ± 37.5 <i>ab</i>
乳類 (牛乳除く)	36.3 ± 19.3	31.5 ± 23.3	35.7 ± 36.1
果実類	42.6 ± 37.7	44.7 ± 46.7	69.4 ± 51.6
菓子類	55.4 ± 26.9	54.9 ± 30.0	32.7 ± 18.7
嗜好飲料	31.9 ± 46.5	44.4 ± 63.9	3.18 ± 4.95 <i>b</i>
砂糖類	2.30 ± 1.28	5.39 ± 4.48 <i>a</i>	5.17 ± 3.19
種実類	0.98 ± 1.46	1.32 ± 1.81	1.30 ± 1.92
油脂類	8.39 ± 2.79	6.92 ± 3.58	7.28 ± 3.57
調味料・香辛料類	11.1 ± 3.17	13.1 ± 5.99	14.8 ± 10.7

数値は mean ± SD, Mann-Whitney の *U* 検定, *a*: 低体重者群に対して $p < 0.05$, *b*: 普通体重者群に対して $p < 0.05$

4 栄養素摂取量および食品群別摂取量とBMIに関する分析

アンケート調査から算出した栄養素19項目 (エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム、カルシウム、鉄、レチノール当量、ビタミンD、トコフェロール当量、ビタミンB₁、ビタミンB₂、ビタミンC、飽和脂肪酸、一価不飽和脂肪酸、多価不飽和脂肪酸、コレステロール、食物繊維総量、食塩) から、ステップワイズ法により、独立変数としてたんぱく質、カルシウム、銅、飽和脂肪酸の4項目を選択した。また対象群の年齢差のため、年齢を加えた合計5項目を独立変数とし、BMIを従属変数として重回帰分析を行った。この結果、重相関係数 $R = 0.590$ 、決定係数 $R^2 = 0.348$ 、調整済み決定係数 $R^2 = 0.299$ となり、重回帰の分散分析の p 値は0.001であり、この重回帰式は妥当であると考えられた。偏回帰係数で有意であった項目は (表4)、年齢0.59、カルシウム0.39、銅-0.68であった。この結果から、年齢の増加やカルシウム

の摂取がBMIの増加に影響すること、銅の摂取が増えるとBMIの低下に影響することが認められた。

次にアンケート調査から算出した食品群17項目（穀類、いも類、緑黄色野菜類、その他の野菜類、海藻類、豆類、魚介類、肉類、卵類、乳類、果実類、菓子類、嗜好飲料、砂糖類、種実類、油脂類、調味香辛料類）から、ステップワイズ法により、独立変数として卵類、乳類、海藻類を選択した。次に年齢を加えた合計4項目を独立変数とし、BMIを従属変数として、重回帰分析を行った。この結果、重相関係数 $R=0.533$ 、決定係 $R^2=0.284$ 、調整済み決定係数 $R^2=0.241$ となり、重回帰の分散分析のp値は0.001であり、この重回帰式は妥当であると考えられた。偏回帰係数で有意であった項目は（表5）、年齢0.58、乳類0.29、海藻類-0.27であった。この結果から、年齢の増加や乳類の摂取がBMIの増加に影響すること、海藻類が増えるとBMIの低下に影響することが認められた。

最後に、栄養素摂取量と食品群別摂取量の各モデルで決定した項目を用いて相関を求めた（表6）。BMIに対して有意な影響が認められた栄養素であるカルシウム、銅と相関係数が高かったのは、カルシウムについては海藻類($r=0.61$)、豆類($r=0.54$)、乳類($r=0.68$)、銅は緑黄色野菜($r=0.59$)、その他の野菜($r=0.66$)、海藻類($r=0.54$)、豆類($r=0.70$)、果実類($r=0.59$)、種実類($r=0.52$)であった。また同様にBMIに対して影響が認められた食品群である海藻類や乳類については、海藻類はカルシウム($r=0.61$)と銅($r=0.53$)に高い相関が認められ、乳類はカルシウム($r=0.68$)とビタミンB2($r=0.75$)と飽和脂肪酸($r=0.63$)に高い相関が認められた。

表4 BMIに対する栄養素摂取量の偏回帰係数

	非標準化係数		標準化係数		
	B	標準誤差	β	t	p
(定数)	25.7	2.97		8.65	0.000
年齢	0.08	0.02	0.59	4.19	0.000
たんぱく質	0.13	0.07	0.21	1.84	0.069
飽和脂肪酸	-0.34	0.17	-0.31	-1.97	0.053
カルシウム	0.01	0.01	0.39	2.55	0.013
銅	-18.4	4.53	-0.68	-4.06	0.000

表5 BMI に対する食品群別摂取量の偏回帰係数

	非標準化係数		標準化係数		<i>p</i>
	B	標準誤差	β	t	
(定数)	17.23	0.94		18.1	0.000
海草類	-0.36	0.16	-0.27	-2.22	0.029
卵類	0.06	0.03	0.19	1.77	0.080
乳類	0.01	0.01	0.29	2.56	0.013

表6 決定モデルの項目間の相関係数

栄 養 素	い も 類	緑黄 色野 菜	そ の 他 の 野菜	海 草 類	豆 類	魚 介 類	肉 類	卵 類	乳 類	果 実 類	種 実 類	砂 糖 類	油 脂 類
たんばく質	-0.16	0.02	0.17	0.18	0.29	0.18	0.29	0.49	0.42	-0.12	-0.18	-0.13	0.08
飽和脂肪酸	-0.30	-0.4	-0.31	0.05	-0.18	-0.13	0.40	0.21	0.63	-0.36	-0.32	-0.36	0.38
カルシウム	0.17	0.33	0.41	0.61	0.54	0.19	-0.21	0.26	0.68	0.20	0.16	0.21	-0.17
銅	0.47	0.60	0.66	0.54	0.70	0.50	-0.33	0.08	-0.12	0.59	0.52	0.40	-0.37

食 品 群	たんばく質	脂 質	カルシウム	鉄	銅	レチノール当量	ビタミン B1	ビタミン B2	ビタミン C	飽和脂肪酸	コレステロール	食物繊維	食塩
海草類	0.19	0.01	0.61	0.49	0.54	0.41	0.21	0.47	0.47	0.06	0.31	0.49	0.25
卵類	0.50	0.24	0.27	0.16	0.08	0.23	0.07	0.49	0.03	0.21	0.82	-0.09	0.06
乳類	0.42	0.36	0.68	-0.11	-0.13	0.15	-0.01	0.75	-0.16	0.63	0.26	-0.23	-0.18

*最終的に決定した栄養素摂取量、食品群別摂取量で分析した。本表は項目を省略して示した。

Ⅲ 考察

本研究は、成人女性の食物摂取調査で得られた栄養素や食品の摂取量と肥満判定基準に用いられるBMIとの関連について検討したものである。

対象者全体の14%を占める低体重群の81%は18～29歳の若年女性であった。国民健康・栄養調査結果や、日本と韓国の大学生を対象としたアンケート調査により、BMIが普通に属する若年者の瘦身願望の強いことが報告されており¹⁰⁾、今回の調査でも同様の傾向が認められた。また重回帰分析の結果は、加齢に伴うBMIの増加を明らかにしたが、金ら¹¹⁾の報告とも一致した。本調査の肥満者群の平均年齢は高く、田中ら¹²⁾は、中高年女性を対象とした調査から、「好ま

しくない食べ方」として「食べる量」と「食べる速さ」がBMIと関連しこれらの改善の必要性を示唆していた。今回の調査では、BMI別の3群の1日の摂取エネルギー量に有意な差はなかったが、肥満者群は最もSDが大きく、たとえばダイエットを試みている者が含まれる可能性もあるため、それぞれの群の食嗜好を検討した。肥満者群の特徴は栄養素のカルシウム、ビタミン類、コレステロール、食塩の摂取量が多く、食品群では卵類や牛乳の摂取量が普通体重者群や低体重群より明らかに多かった。肥満者群は炭水化物の給源となる穀類としてパン類より米飯や麺類を好む傾向にあった。米飯には付き物の汁物、漬物・佃煮などの摂取により食塩含量の摂取量が多くなることが予想された。たんぱく質の摂取源である魚や肉類の摂取量に3群間の差はなかったが、卵類と牛乳の摂取量に明らかな差があった。卵類は手軽さと栄養面から、牛乳も同様にカルシウム源として特に中高年女性に推奨されている食品であり、嗜好とともに健康への気遣いが摂取を促しているとも考えられた。また肥満者群は緑黄色野菜、海草類、豆類、果実類の摂取量が他の2群より多い傾向にある一方、菓子類や油脂類の摂取量は他の2群より少ない傾向にあるのは、ダイエットの実践も含め健康志向への強さの一端が表われているのではないかと考えられた。また卵などの食品類への食嗜好がコレステロールの増加につながっていると考えられた。

一方、若年女性の比率が高い低体重者群は穀類としては米飯よりパン類やいも類を好む傾向にあった。エネルギー源としてたんぱく質より脂質を選択している傾向にあり、栄養素としてカルシウム、鉄、ビタミン類の摂取量が他の2群より少ない傾向にあった。たんぱく質源の魚や肉類の摂取量は他の2群と差はなかったが、卵類や牛乳の摂取量は少なかった。野菜類、果実類、種実類の摂取量も他の2群より少ない傾向にあった。しかし菓子類の摂取量は普通体重者群と変わらず、油脂類の摂取量は他の2群より多い傾向にあった。低体重者群の特徴は、洋風の料理を好み、食物繊維の多い野菜や果物などの摂取が少なく、全体的に食品の選択のバランスが悪い傾向にあった。

食べ物のBMIへの影響は食品に含有される栄養素摂取量を介しているとされる。重回帰分析の結果は、カルシウムの摂取が増えるとBMIの上昇に影響し、銅の摂取が増えるとBMIの低下に影響することを示唆した。カルシウムは乳類、海草類、豆類に由来しており、銅は豆類、野菜類、果実類、海草類、種実類に由来していた。さらに乳類の摂取量の増加がBMIの上昇に影響し、海草類の摂取量の増加はBMIの低下につながることが示唆された。日ごろから女性には毎日の健康や骨粗しょう症予防の面から、カルシウムの効率的な摂取源として牛乳・乳製品が薦められており、これらの嗜好や簡便さもあって摂取量が多くなりやすい食品と考えられる。しかし乳類は飽和脂肪酸との相関が高く、多量の摂取はエネルギー摂取量の増加につながるものと考えられる。成人女性にとって、乳類の摂取はカルシウムなどの給源としてよい食品ではあるが、過剰摂取はBMIを増加させるものであり注意が必要であろう。一方、銅は食物繊維総量との相関が高く、豆類、緑黄色野菜類、その他の野菜類、果実類、海草類、種実類など食物繊維含有量の多い食品群の摂取が増えるほどBMIの低下に関わることが示唆された。

これまでの女性を対象とした食事パターンの調査から、牛肉やその加工品、精白穀物、甘味嗜好品の摂取が多い者は、果物、野菜、全粒粉、魚、鶏、サラダドレッシングを多くとる者より体重の増加量が多くなり¹³⁾、卒中や冠動脈性心臓病のリスクが増すこと^{14,15)}、また低脂肪乳製品や高食物繊維食品の多い食事パターンはBMIの上昇は少なくなる¹⁶⁾などの報告がある。さらに若年者と高齢者におけるBMIに関係する食事パターンの報告¹⁷⁾では、若年者は、BMIに関係なく脂肪エネルギー比が高くて食物繊維の摂取量が少ないため、食事回数や毎回の摂取エネルギー量が多いと過剰体重や肥満と結びついており、一方高齢者は食物繊維の摂取量が多いが、食事を欠食する事が少なく間食は若年者と変わらないため、食事回数の多さが肥満と結びつき、さらに低いエネルギー消費に加えて食物繊維に対する反応の低下が、肥満増加の一因かもしれないことが示唆されている。今回の調査では、BMIは食事内容と大きく関連することが示されると同時に、年齢や食習慣などさまざまな要因が関与することも示唆され、今後さらに詳細な内容の調査が必要であると考えられる。

おわりに

今回は津市という限定した地域での調査であるが、成人女性の一般的な食志向として指摘されていることが、この地域でもほぼ同じ傾向にあることを知ることができた。しかし今回の調査対象者の人数が少ないことから、特に肥満者群の少なさや年齢の選択バイアスが働いている可能性があり、これを津市の成人女性の一般的な傾向とするには十分な注意が必要であり、今後の課題として、対象者数を増やして再現性を検討する必要がある。

謝辞

本アンケート調査にご協力をいただいた本学学生や津市在住の皆様様に深謝いたします。

参考文献

- 1) 日本肥満学会、肥満症診療のてびき編集委員会編：肥満・肥満症の指導マニュアル。医歯薬出版、2000年。
- 2) Longitudinal changes in food patterns predict changes in weight and body mass index and the effects are greatest in obese women. J Nutri. 136(10), 2580-2587, 2006.
- 3) 健康・栄養情報研究会：“厚生労働省平成17年度国民健康・栄養調査報告”、第一出版、2008年。
- 4) 久保明：生活習慣病・成人病がわかる本、研友企画出版、2000年。
- 5) Kaplan NM：The deadly quartet. Upper-body obesity, glucose intolerance, hypertriglyceridemia, and hypertension. Arch Intern Med. 149, 1520-1545, 1989.
- 6) 小平洋子、辻玲子、太田徹、八幡剛浩：若年女性におけるやせが自立調節機能に及ぼす

影響、日本食生活学会誌、12巻3号、242-247頁、2001年。

- 7) 重田公子、笹田陽子、鈴木和春、檉村修生：若年女性の瘦身嗜好がヘモグロビン値を指標とする貧血に与える影響、日本食生活学会、19巻2号、155-162頁、2008年。
- 8) 平田まり、服部敬子、井上芳光：青年期女性における月経痛の頻度とやせの関連、日本公衆衛生誌、49巻6号、516-523頁、2002年。
- 9) 高橋啓子、吉村幸雄、関本多恵、國井大輔、小松龍史、山本茂：栄養素および食品群別摂取量調査のための食品群をベースとした食物摂取状況調査票の作成および妥当性、栄養学雑誌、59巻、221-232 頁、2001年。
- 10) Sakamaki R, Amamoto R, Mochiba Y, Shinfuku N, Toyama K.: A comparative study of food habits and shape perception of university students in Japan and Korea. *Nutr J* , 4, 31, 2005.
- 11) 金栄淳、佐藤杏月、中井晶子、吉田有里、坊裕美、西田直子、松島隆、小西英喜、可世木久幸、朝倉啓文、竹下俊行：BMIは年齢と相関するか？ 日本産婦人科学会雑誌、59巻2号、555頁、2007年。
- 12) 田中恵子、池田順子、東あかね、中沢敬子、中谷素子、入江祐子、松村淳子、杉野成：女性住民における肥満と生活習慣との関連、栄養学雑誌、60巻4号、195-202頁、2002年。
- 13) Schulze MB, Fung TT, Manson JE, Willett WC, Hu FB: Dietary patterns and changes in body weight in women. *Obesity*, 14(8), 1444-1453, 2006.
- 14) Fung TT, Stampfer MJ, Manson JE, Rexrode KM, Willett WC, Hu FB : Prospective study of major patterns and stroke risk in women. *Stroke*, 35(9), 2014-2019, 2004.
- 15) Fung TT, Willett WC, Stampfer MJ, Manson JE, Hu FB : Dietary patterns and the risk of coronary heartdisease in women. *Arch Intern med.* 161(15), 1857-1862, 2001.
- 16) Newby PK, Muller D, hallfrisch J, Andres R, Tucker KL: Food patterns measured by factor analysis and changes in adults. *Am J Clin Nutr.* 80(2), 504-513, 2004.
- 17) Howarth NC, Huang TT, Roberts SB, Lin BH, McCrory MA: Eating patterns and dietary composition in to BMI in younger and older adults. *Int J Obes* 31(4), 675-684, 2007.

【 調査 】

第2回 津市における来日外国人の生活実態調査報告書

楠本 孝（外国人問題調査研究PT代表）

1 調査の目的

三重短期大学地域問題研究所（2008年度以前は地域問題総合調査研究室）では、2007年度から外国人問題調査研究プロジェクトチームを立ち上げ、津市における多文化共生のあり方に関する調査研究を進めている。2007年度には、津市市民部及び教育委員会の協力を得て「津市における外国人児童・生徒の就学状況調査」を実施し、2008年3月にその報告書を公表した¹⁾。2008年度には、調査内容を外国人児童・生徒の就学状況から義務教育就学年齢の子どもをもつ来日外国人家庭の生活実態調査へと拡大した。外国人の子どもたちの教育環境は、単に就学状況を調査しただけでは十分に把握することはできず、保護者の就労状況や将来への展望と密接に関係していると考えたからである。その調査結果は、2009年5月に「津市における来日外国人の生活実態調査報告書」として公表した²⁾。2009年度に行った本調査も、基本的に2008年調査を踏襲することとしたが、2008年9月のリーマン・ショック以降の急激な雇用環境の悪化の影響をより詳しく調査するために、保護者の就労状況に関する質問項目を増やした（質問4及び5）。

表1 2009年度調査 学年別・国籍別・男女別の外国人児童・生徒数

	ブラ ジル		ボリ ビア		フィリ ピン		中国		ペルー		インド ネシア		韓国 朝鮮		その他		合計
性別	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
小 1	22	33	8	7	4	2	3	2	0	1	0	1	0	0	1	3	87
小 2	20	18	2	2	5	6	3	2	1	1	0	1	2	0	3	0	66
小 3	19	31	3	4	6	4	1	2	2	1	1	1	0	0	2	3	80
小 4	17	19	4	2	0	5	2	0	2	0	3	0	3	1	0	2	60
小 5	28	23	4	0	3	2	1	1	1	1	0	0	0	0	2	1	67
小 6	23	21	4	6	7	3	2	1	3	0	0	2	2	1	1	2	78
小 計	129	145	25	21	25	22	12	8	9	4	4	5	7	2	9	11	438
	274		46		47		20		13		9		9		20		
中 1	25	13	4	6	1	1	1	2	1	0	1	0	2	1	1	0	59
中 2	17	15	4	4	4	4	1	1	0	0	0	0	2	0	0	0	52
中 3	26	20	9	2	1	3	4	3	0	0	0	0	1	3	1	1	74
小 計	68	48	17	12	6	8	6	6	1	0	1	0	5	4	2	1	185
	116		29		14		12		1		1		9		3		
合 計	197	193	42	33	31	30	18	14	10	4	5	5	12	6	11	12	623
	390		75		61		32		14		10		18		23		

2 調査の方法

(1) 調査対象

調査対象は、2009年9月1日現在で津市に外国人登録している義務教育就学年齢の子どもとその保護者である。ただし、いわゆる特別永住者は、2007年調査及び2008年調査同様、調査の対象としていない。「来日外国人＝ニューカマー」の生活実態の調査が本調査の目的であることと、特別永住者の中には外国籍であることを公にしないで、日本人として生活している者もいることから、そういう家庭に一方的に調査用紙を送りつけることは避けなければならないからである。

2009年9月1日現在で津市に外国人登録している義務教育就学年齢の子どもは、623人であるが（表1参照）、このうち特別永住者である韓国籍・朝鮮籍の子どもは16人で、本調査の対象者は607人となった。世帯数では470世帯である（表2参照）。

(2) 調査方法

郵便によるアンケート調査と戸別訪問によるヒヤリング調査を行った。いずれの調査も、保護者に対して質問し、回答していただき、子どもには質問していない。ヒヤリング調査は調査対象者から直接話を伺うことができるという点で濃密な調査ができるが、本調査ではアンケート調査でヒヤリング調査に応じてもよいと回答のあった方の中から、日程の調整がついた方のみ訪問したので、実施世帯が5世帯にすぎず、調査全体の中の位置づけとしては補助的なものに止まる。

アンケート調査は、アンケート用紙（資料参照）を郵送し、記入の上、同封の返信用封筒を投函してもらう方法で行った。兄弟姉妹については、世帯主に宛てて兄弟の人数分のアンケート用紙を送付し、子どもごとに別個に答えていただいた。

アンケート用紙は、前記のように2008年調査のものをベースにしながら、保護者の就労状況に関わる調査項目を追加する修正を加えた。アンケート用紙の翻訳は、NPO法人「伊賀の伝丸」と三重県国際交流財団に依頼して、資料（ポルトガル語版）のような様式で9ヶ国語（ポルトガル語、スペイン語、中国語、タガログ語、インドネシア語、ベトナム語、タイ語、韓国語、英語）に翻訳していただいた。これ以外の言語圏の者に対しては、英語版のアンケート用紙を用いたが、無国籍の者にはポルトガル語版を送付した。世帯主が日本人である場合は、日本語のもので、いつ来日したか（質問1）など日本人に対して意味を成さない質問を除いた様式のものを用いた。

(3) アンケート用紙の回収率

返信されたアンケート用紙は、子どもの数にして78人（返信率12.9%）、世帯数にして63世帯（13.4%）であった（このうち1人は児童養護施設の入所者である）。国籍別では、ブラジルが57人、45世帯、ボリビアが7人、6世帯、フィリピンが12人、7世帯、中国が7人、7世帯、ペ

ルーが2人、1世帯、チリが1人、1世帯であった（表3参照）。

返信率12.9%は、08年調査の17.3%を下回った。昨年より、質問の内容が込み入ったものになったことが影響しているかもしれない。また、もともと、この種のアンケート調査で返信していただけるのは、生活に比較的余裕のある方が多いと思われ、雇用の状況が昨年に増して悪化したことで生活に余裕を失った方も多く、返信率が低下したものと推測される。しかし、返信率低下の最も大きな要因は、宛先不明の数が08年調査では46人、36世帯であったのに、09年調査では78人、63世帯と大幅に増加したことである。これは外国人登録と居住の実態との乖離が広がっていることを意味しており、雇用状況の悪化で来日外国人世帯の居住状況の流動化が一層進んだものと思われる。ちなみに宛先不明のものを除いた数を分母とした返信率は、08年調査で18.7%、09年調査で15.1%である。

表2 「来日外国人生活実態調査」調査対象者

国籍		世帯あたりの子どもの数				合計
		1人	2人	3人	6人	
ブラジル	人数	239	124	21	6	390 名
	世帯数	239	62	7	1	309 世帯
ボリビア	人数	40	28	7		75 名
	世帯数	40	14	3		57 世帯
フィリピン	人数	29	18	14		61 名
	世帯数	29	9	4		42 世帯
中国	人数	24	8			32 名
	世帯数	24	4			28 世帯
ペルー	人数	4	10			14 名
	世帯数	4	5			9 世帯
インドネシア	人数	5	2	3		10 名
	世帯数	5	1	1		7 世帯
マレーシア	人数	1	2	3		6 名
	世帯数	1	1	1		3 世帯
ベトナム	人数	4				4 名
	世帯数	4				4 世帯
パキスタン	人数		4			4 名
	世帯数		2			2 世帯
タイ	人数	3				3 名
	世帯数	3				3 世帯
モンゴル	人数		2			2 名
	世帯数		1			1 世帯
韓国	人数		2			2 名
	世帯数		1			1 世帯
ネパール	人数	1				1 名
	世帯数	1				1 世帯
バングラデシュ	人数	1				1 名
	世帯数	1				1 世帯
チリ	人数	1				1 名
	世帯数	1				1 世帯
無国籍	人数	1				1 名
	世帯数	1				1 世帯
合計	人数	353	200	48	6	607 名
	世帯数	353	100	16	1	470 世帯

※フィリピン国籍者 61 名の内 2 名はボリビア国籍者と同世帯

表3 アンケート返信結果

国籍	調査対象者		返信								宛先不明		調査対象者 (宛先不明除)	
			調査○		調査×		調査△		合計					
	人数	(世帯数)	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数
ブラジル	390	309	30	23	14	12	9	7	51	42	57	45	333	264
	①	239	①	16	①	10	①	5	①	31	①	34	①	205
	②	62	②	7	②	2	②	2	②	11	②	10	②	52
	③	7								0	③	1	③	6
	④	1								0			④	1
ボリビア	75	57	6	5	1	1	0	0	7	6	11	9	64	48
	①	40	①	4	①	1			①	5	①	7	①	33
	②	14	②	1					②	1	②	2	②	12
	③	3								0			③	3
フィリピン	61	42	5	4	7	3	0	0	12	7	3	3	58	39
	①	29	①	2	①	1			①	3	①	3	①	26
	②	9	②	2	②	1			②	3				9
	③	4	1 同時 (2人) 世帯の うち一方は調査×		③	1			③	1				4
中国	32	28	4	4	3	3	0	0	7	7	0	0	32	28
	①	24	①	4	①	3			①	7			①	24
	②	4											②	4
ペルー	14	9	1	1	0	0	1	0	2	1	5	4	9	5
	①	4	1 同時 (2人) 世帯の うち一方は調査△						0		①	3	①	1
	②	5	②	1			②	0	②	1	②	1	②	4
インドネシア	10	7	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	9	6
	①	5									①	1	①	4
	②	1											②	1
	③	1											③	1
マレーシア	6	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	3
	①	1											①	1
	②	1											②	1
	③	1											③	1
ベトナム	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4
	①	4											①	4
パキスタン	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	2
	②	2											②	2
タイ	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3
	①	3											①	3
モンゴル	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1
	②	1											②	1
韓国	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1
	②	1											②	1
ネパール	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	①	1											①	1
バングラデシュ	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	①	1											①	1
チリ	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1
	①	1			①	1							①	1
無国籍	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
	①	1									①	1	①	0
合計	607	470	46	37	26	20	10	7	80	64	78	63	529	407
	①	353	①	26	①	16	①	5	①	47	①	49	①	304
	②	100	②	10	②	3	②	2	②	15	②	13	②	87
	③	16			③	1			③	1	③	1	③	15
	④	1											④	1
返信率 (／全人数・全世帯数)			7.6%	7.9%	4.3%	4.3%	1.6%	1.5%	13.2%	13.6%	12.9%	13.4%		
返信率 (／宛先不明除 全人数・世帯数)			8.7%	9.1%	4.9%	4.9%	1.9%	1.7%	15.1%	15.7%				

整理番号

Número de cadastro

来日外国人生活実態調査 調査票

Pesquisa sobre a situação dos estrangeiros residentes no Japão

はじめに、あなたの年齢と性別を教えてください。
Primeiramente, escreva a sua idade e sexo.

歳 男 女
anos, Masculino • Feminino

質問 1 Pergunta 1

1) あなたが初めて日本に来たのはいつですか。
Quanto tempo faz que você veio ao Japão, desde a primeira vez?

年 月 日
Anos e meses

2) あなたのお子さんが初めて日本に来たのはいつですか。
Quanto tempo faz que o seu filho (a) veio ao Japão, desde a primeira vez?
日本生まれであるときは、生まれてから現在までの期間を書いてください。
Caso o seu filho (a) nasceu no Japão, escreva o período desde a data de nascimento.

年 月 日
Anos e meses

質問 2 Pergunta 2

1) あなたは、初めて日本に来てから何回帰国しましたか。
Quantas vezes você retornou para o seu país?

回
vezes

2) あなたのお子さんは、初めて日本に来てから何回帰国しましたか。
Quantas vezes seu filho (a) retornou para o seu país?

回
vezes

質問 3 Pergunta 3

1) あなたは、初めて日本に来てから何回転居しましたか。
Quantas vezes você mudou de endereço no Japão?

回
vezes

2) あなたのお子さんは、初めて日本に来てから日本の学校、外国人学校を含めて何回転校しましたか。
Quantas vezes seu filho (a) mudou de escola no Japão?(Incluir escola japonesa e estrangeira)

回
vezes

質問4 Pergunta4

あなたとあなたの配偶者の現在の就業形態についてお尋ねします。当てはまるものに○を付けて下さい。「5. 失業者・休職中」に○を付けた方は、いつ頃からその状態にあるのかを教えてください。また「6. その他」に○を付けた方は、分かる範囲で就業の形態を教えてください。配偶者については、あなたが現在配偶者と同居している場合にだけお答えください。

Atualmente, qual forma que você e seu cônjuge estão empregados? Circule a resposta correspondente. Quem escolheu o número cinco (Está desempregado ou está de licença), escreva desde quando está nesta situação. Quem escolheu o número seis (Outros), escreva o seu tipo de trabalho em detalhes. Referente ao cônjuge, somente responda se caso morar junto.

【あなたの場合 Quanto a você】

1. 正規の職員・従業員
Funcionário efetivo
2. パート・アルバイト
Trabalhador Curto-Período (Part) ou ARUBAITO
3. 労働者派遣事業所の派遣社員
Trabalhador por empreiteira (HAKEN SHAIN)
4. 契約社員・嘱託
Funcionário contratado
(KEIYAKU SHAIN ou SHOKUTAKU)
5. 失業者・休職中
Está desempregado ou está de licença
6. その他
(Outros)

【あなたの配偶者の場合 Quanto ao seu cônjuge】

1. 正規の職員・従業員
Funcionário efetivo
2. パート・アルバイト
Trabalhador Curto-Período (Part) ou ARUBAITO
3. 労働者派遣事業所の派遣社員
Trabalhador por empreiteira (HAKEN SHAIN)
4. 契約社員・嘱託
Funcionário contratado
(KEIYAKU SHAIN ou SHOKUTAKU)
5. 失業者・休職中
Está desempregado ou está de licença
6. その他
(Outros)

質問5 Pergunta5

あなたとあなたの配偶者が働いている産業についてお尋ねします。当てはまるものに○を付けて下さい。もし分からない場合は、「その他」に○を付けて、分かる範囲で教えてください。配偶者については、あなたが現在配偶者と同居している場合にだけお答えください。

Qual categoria industrial de onde você e seu cônjuge trabalham? Circule a resposta correspondente. Caso você não saiba bem, assinale no número seis (Outros) e escreva em detalhe. Referente ao cônjuge, somente responda se caso morar junto.

【あなたの場合 Quanto a você】

1. 製造業（電気・電子機器）
Fabricação (Eletricidade ou Produtos eletrônicos).
2. 製造業（自動車・自動車関係）
Fabricação (Carros ou Referente ao carro).
3. 製造業（食料品加工、その他の製造業）
Fabricação
(Produtos alimentícios ou outro tipo de produção).
4. 小売・飲食業
Varejo ou Serviços de refeição.
5. 外国人向けの店やレストラン
Lojas ou restaurantes voltadas para aos estrangeiros.
6. その他
(Outros.)

【あなたの配偶者の場合 Quanto ao seu cônjuge】

1. 製造業（電気・電子機器）
Fabricação (Eletricidade ou Produtos eletrônicos).
2. 製造業（自動車・自動車関係）
Fabricação (Carros ou Referente ao carro).
3. 製造業（食料品加工、その他の製造業）
Fabricação
(Produtos alimentícios ou outro tipo de produção).
4. 小売・飲食業
Varejo ou Serviços de refeição.
5. 外国人向けの店やレストラン
Lojas ou restaurantes voltadas para aos estrangeiros.
6. その他
(Outros.)

質問6 Pergunta 6

1) あなたは、現在 週 に何時間 働 いていますか。

Quantas horas semanais você trabalha atualmente?

時間

horas

2) あなたの配偶者は、週 に何時間 働 いていますか。あなたが現在配偶者と同居している場合にだけお答えください。

時間

Quantas horas semanais seu cônjuge trabalha? (Somente para pessoas que moram junto com o cônjuge).

horas

質問7 Pergunta 7

あなたは、現在の仕事に満足していますか。当てはまるものに○を付けてください。また、そう 考 える理由も教えてください。

Você está satisfeito com o seu trabalho atual? Circule a resposta correspondente e escreva o motivo.

- 1. 満足している
- 2. どちらかといえば満足している
- 3. どちらかといえば満足していない
- 4. 満足していない

- 1. Estou satisfeito.
- 2. Estou mais ou menos satisfeito.
- 3. Não estou muito satisfeito.
- 4. Não estou satisfeito.

理由 Motivo

質問8 Pergunta 8

あなたはあなたの配偶者は、医療保険に加入していますか。当てはまるものに○を付けてください。

Você ou seu cônjuge tem seguro médico? Circule a resposta correspondente.

- 1. 職場の医療保険（健康保険）に加入している。

Tenho o seguro médico do emprego (Seguro saúde).

- 2. 地域の医療保険（国民健康保険）に加入している。

Tenho o seguro médico da região (Kokumin Kenkou Hoken "Seguro nacional de saúde").

- 3. 医療保険には加入していない。なぜ、加入 していないのか、理由も教えてください。

Não tenho seguro médico. Escrever o motivo que não entrou no seguro.

理由 Motivo

質問 9 Pergunta 9

あなたのお子さんは、現在学校に通学していますか。当てはまるものに○を付けてください。また、どうしてそのような選択をしたのかも教えてください。

Atualmente, seu filho (a) frequenta a escola? Circule a resposta correspondente e escreva o motivo da sua decisão.

1. にほん がっこう かよ 日本の学校に通っている (学校名 がっこうめい)
Frequenta a escola japonesa. (Nome da escola:)
2. がいこくじんがっこう かよ 外国人学校に通っている (学校名 がっこうめい)
Frequenta a escola estrangeira no Japão. (Nome da escola:)
3. にほん がっこう がいこくじんがっこう かよ 日本の学校にも外国人学校にも通っていない
Não frequenta a escola japonesa nem escola estrangeira.

りゆう 理由 Motivo

質問 10 Pergunta 10

あなたのお子さんの教育について、あなたは満足していますか。当てはまるものに○を付けてください。また、そのように考える理由も教えてください。

Você está satisfeito quanto à educação escolar do seu filho (a)? Circule a resposta correspondente e escreva o motivo.

1. まんぞく 満足している 1. Estou satisfeito.
2. どちらかといえばまんぞく どちらかといえば満足している 2. Estou mais ou menos satisfeito.
3. どちらかといえばまんぞく どちらかといえば満足していない 3. Não estou muito satisfeito.
4. まんぞく 満足していない 4. Não estou satisfeito.

りゆう 理由 Motivo

質問 1 1 Pergunta 11

あなたの将来の計画についてお尋ねします。当てはまるものに○を付けてください。また、そのように考える理由も教えてください。

Pergunta sobre o seu plano no futuro. Circule a resposta correspondente e escreva o motivo.

1. 将来は日本に永住したい

Meu futuro é residir permanentemente no Japão.

2. できれば日本に永住したいが、まだ未定である

Se possível gostaria de residir permanentemente no Japão, mas ainda não decidi.

3. できれば帰国したいが、まだ未定である

Se possível gostaria de retornar ao meu país, mas ainda não decidi.

4. 将来は帰国したい

Futuramente, gostaria de retornar ao meu país.

理由 Motivo

質問 1 2 Pergunta 12

あなたのお子さんの進学についてお尋ねします。当てはまるものに○を付けてください。また、そのように考える理由も教えてください。

Perguntas sobre a educação escolar superior de seu filho (a). Circule a resposta correspondente e escreva o motivo.

1. 日本の高校・大学に進学させたい

Gostaria que meu filho (a) estudasse no colegial e na faculdade do Japão.

2. できれば日本の高校・大学に進学させたいが、まだ未定である

Gostaria que meu filho (a) estudasse no colegial e na faculdade do Japão, mas ainda não decidi.

3. できれば母国の高校・大学に進学させたいが、まだ未定である

Gostaria que meu filho (a) estudasse no colegial e na faculdade do país natal, mas ainda não decidi.

4. 母国の高校・大学に進学させたい

Gostaria que meu filho (a) estudasse no colegial e na faculdade do país natal.

5. 進学させるつもりはない

Não pretendo dar ensino superior.

理由 Motivo

質問 1.3 Pergunta 13

あなたは、日本語がどのくらい理解できますか。当てはまるものに○を付けてください。

Qual o seu nível de conhecimento do idioma japonês? Circule a resposta correspondente.

1. 話すのも、読み書きも十分にできる
O suficiente para conversar, ler e escrever.
2. 話すのはできるが、読み書きは十分でない
Consigo conversar, mas não sei ler e escrever o suficiente.
3. 読み書きはできるが、話すのは十分でない
Consigo ler e escrever, mas não consigo conversar o suficiente.
4. 日常会話程度ならできる
Consigo comunicar-me com diálogo simples.
5. あいさつ程度ならできる
Só cumprimentos.
6. まったく理解できない
Não compreendo absolutamente nada.

質問 1.4 Pergunta 14

あなたのお子さんは、日本語がどのくらい理解できますか。当てはまるものに○を付けてください。

Qual o nível de conhecimento do idioma japonês do seu filho (a)? Circule a resposta correspondente.

1. 日本の学校の授業が十分に理解できるし、読み書きもできる
Compreende o suficiente das aulas da escola japonesa, também sabe ler e escrever.
2. 日本の学校の授業を理解できるが、読み書きは難しい。
Compreende as aulas da escola japonesa, mas sente dificuldade para ler e escrever.
3. 日本の学校の授業を理解するのは難しいが、日常会話ならできる。
Sente dificuldade para compreender as aulas da escola japonesa, mas consegue comunicar-se com diálogo simples.
4. あいさつ程度ならできる
Só cumprimentos.
5. まったく理解できない
Não compreende absolutamente nada.

質問 1.5 Pergunta 15

あなたは、日本語を学びたいと思いますか。当てはまるものに○を付けてください。また、その理由も教えてください。

Você gostaria de aprender o idioma japonês? Circule a resposta correspondente e escreva o motivo.

1. 学びたいと思っているし、現に学んでいる。
Quero aprender e estou estudando no momento.
2. できれば学びたいが、学ぶ時間や機会がない。
Se possível, quero aprender, mas não tenho tempo e oportunidade para estudar.
3. 職場や日常生活で自然に身につく程度でよい。
Poderia aprender no dia a dia, no local de trabalho ou naturalmente.
4. 学びたいと思わない
Não penso em aprender.

理由 Motivo

質問 16 Pergunta 16

あなたのお子さんには日本語を習得してほしいですか。当てはまるものに○を付けてください。また、その理由も教えてください。

Você gostaria que o seu filho (a) aprenda o idioma japonês? Circule a resposta correspondente e escreva o motivo.

1. ぜひ習得してほしい
Quero que ele(a) aprenda sem falta.
2. できれば習得してほしい
Se possível, gostaria que aprendesse.
3. 普段の生活のなかで自然に身につく程度でかまわない
Não haveria problema de aprender no dia a dia, naturalmente.
4. 日本語は理解できなくてもかまわない
Não tem importância que não compreenda o idioma japonês.

理由 Motivo

質問 17 Pergunta 17

あなたのお子さんは、母語がどのくらい理解できますか。当てはまるものに○を付けてください。

Qual o nível de conhecimento da língua materna do seu filho (a)? Circule a resposta correspondente.

1. 会話も、読み書きもまったく問題ない
Não tem nenhum problema ao conversar, ler e escrever.
2. 会話は問題ないが、読み書きが十分でない
Consegue conversar, mas sente dificuldade para ler e escrever.
3. 会話も読み書きも十分でない
Tem dificuldade para conversar, ler e escrever.
4. 母語が理解できない
Não tem conhecimento da língua materna.

質問 18 Pergunta 18

あなたは、全体としてみて、現在の生活に満足していますか。当てはまるものに○を付けてください。また、その理由も教えてください。

Você está satisfeito com a sua vida atual? Circule a resposta correspondente e escreva o motivo.

- | | |
|--------------------|------------------------------------|
| 1. 満足している | 1. Estou satisfeito. |
| 2. どちらかといえば満足している | 2. Estou mais ou menos satisfeito. |
| 3. どちらかといえば満足していない | 3. Não estou muito satisfeito. |
| 4. 満足していない | 4. Não estou satisfeito. |

理由 Motivo

日本社会への意見や要望があれば自由にお書きください。

Se houver alguma opinião ou desejo à sociedade japonesa, esteja livre para escrever.

意見または要望
Opinião ou desejo

アンケート調査にご協力いただき、ありがとうございました。
Agradecemos a vossa colaboração na pesquisa.

私たちの調査チームでは、外国人の方々の生活実態をより正確に把握するための聴き取り調査に応じていただける方を募集しています。聴き取り調査は、11月1日から13日までの期間を予定しています。あなたは、聴き取り調査に応じてよいとお考えでしょうか。当てはまるものに○を付けてください。

Nós, da equipe de pesquisa, estamos à procura de pessoas que possam colaborar na pesquisa verbal para que possamos ter conhecimento da situação dos estrangeiros com exatidão. A pesquisa verbal será realizada a partir do dia primeiro ao dia 13 de novembro.

Você poderia receber a nossa visita pessoalmente? Circule a resposta correspondente.

- | | |
|-----------|-------------------------|
| 1. 応じてよい | 1. Posso responder. |
| 2. 応じたくない | 2. Não posso responder. |

「応じてよい」に○を付けられた方には、聴き取り調査の方法や日時を事前に打ち合わせるための文書を改めて送付いたします。その文書を見ていただいた上で、実際に聴き取り調査に応じるかどうかを決めてください。

Enviaremos, antecipadamente, uma carta com o método, dia e horário da entrevista, para as pessoas que assinalaram o número 1. Leia a carta e decida se realmente pode colaborar com a pesquisa.

みなさんはお忙しいと思いますが、津市における多文化共生のあり方を考えるための調査にご協力ください。

Cientes por tomar o seu tempo, pedimos a cooperação na pesquisa para possibilitar a criação de uma sociedade multi-cultural na cidade de Tsu.

3 調査の結果

(1) アンケート調査の結果

①来日時期（日本滞在期間）

質問1(1)は保護者の来日時期を訊いたものである。来日してから15年以上たっているとの回答が最も多く、10年以上たっているという回答が6割を超えている（図1-1参照）。質問1(2)は子どもの来日時期を訊いたものだが、これには「日本で生まれた」という回答がいくつか含まれており、この場合は生まれてから現在までの年齢を日本滞在期間と考えて、たとえば8歳の子どもであれば日本滞在期間を8年として集計してある。その結果、日本滞在期間が「6年以上10年未満」が最も多く（40.8%）、次いで「10年以上」となっており（25%）、この二つを合わせて6年以上日本に滞在する子どもの割合は65%に達する（図1-2参照）。昨年の調査と比較しても、長期滞在者の割合が増加しており、現下の不況の中でも来日外国人の定住化傾向は変わらないどころか、むしろ促進されていると言える。

図1-1

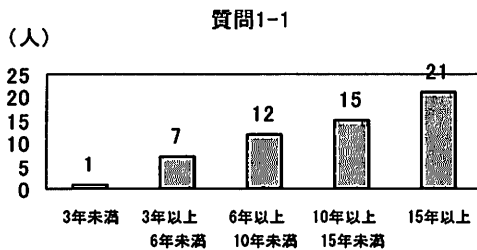
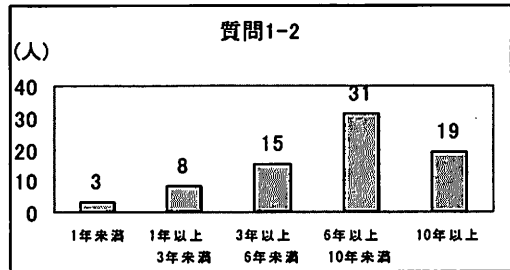


図1-2



②帰国回数

質問2は、日本に住みはじめてからこれまでに何回帰国したかを尋ねたものである。保護者の帰国回数は、2回以上のものが半数以上を占め、4回以上のものも20%に達しており、の中には8回、12回、20回というように頻繁に帰国しているものも含まれている。しかし、最も割合が高いのは帰国回数0であり（25.5%）、母国と日本を頻繁に往来するものと、日本への定住を志向するものと、二極化しているとも言える（図2-1参照）。これに対して、子どもの帰国回数は、0回が41.3%、1回が33.3%を占め、この二つを合わせると約4分の3になり、子どもたちの帰国回数は多くない（図2-2参照）。

図 2-1

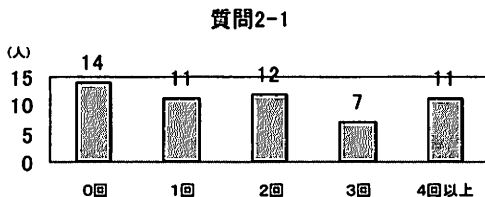
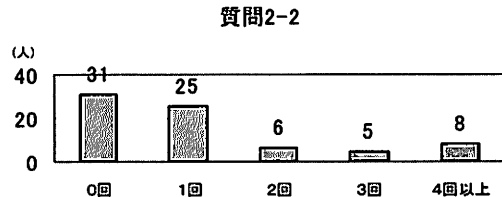


図 2-2



③転居回数と転校回数

質問3は、保護者の転居回数と子どもの転校回数を訊いたものである。転居回数では、4回以上が50.9%にも上り、昨年調査の36.4%と比較しても、頻繁に転居しているものの割合が増加している（図3-1参照）。これに対し、子どもの転校回数では、46.7%が一度も転校していない。頻繁に転居する保護者の数に比べて頻繁に転校する子どもの数は多くない。ただし、3回以上の転校を経験したものが13.3%いることも見過ごせない（図3-2参照）。

図 3-1

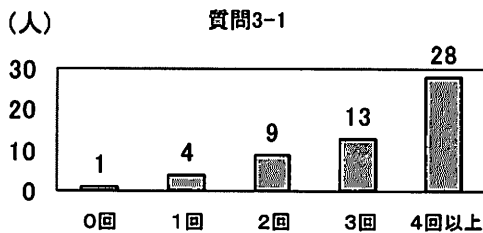
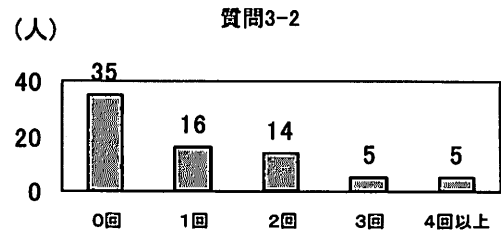


図 3-2



④就業形態

09年調査では保護者の就労状況を詳しく訊いた。質問4では、世帯主とその配偶者に分けて就業形態を尋ねた。これを男女別に集計した結果が図4-1, 2, 3である。

「正規の職員・従業員」の割合は、男性で19%、女性で6%、全体で12%に止まる。男性では「派遣社員」が32%と最も多く、次いで「契約社員・嘱託」が19%となっている。女性では「パート・アルバイト」が26%で最も多く、次いで「派遣社員」が17%となっている。

「失業中・休職中」と答えたものは、118人中22人（18.7%）、男女別では、男性で54人中6人（11.1%）、女性で64人中16人（25.0%）となっている。巷間伝えられる程ではないが、やはりかなりの高失業率であり、特に女性の失業者は4人に1人の高率になっている。62世帯のうち3世帯が両親ともに失業しており、母子家庭と思われる世帯が9世帯あり、このうち3世帯で母親が失業している。

⑤就労先の業態

質問5では、世帯主とその配偶者に分けて就労先の業態について訊いた。これを男女別に集計した結果が図5-1, 2, 3である。

男女とも「その他」が最も多くなっているが、それ以外では、男女とも自動車関係の製造業が最も多く（男性30%、女性29%）、次いで電気関係の製造業（男性13%、女性20%）、食品加工・その他の製造業（男性8%、女性16%）となっている。

図 4-1

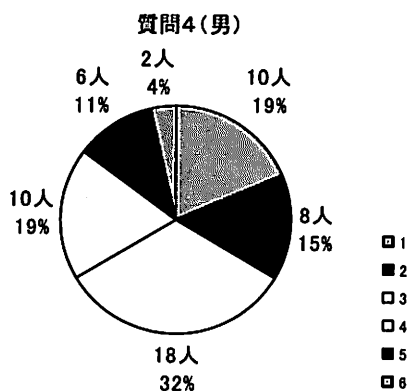


図 4-2

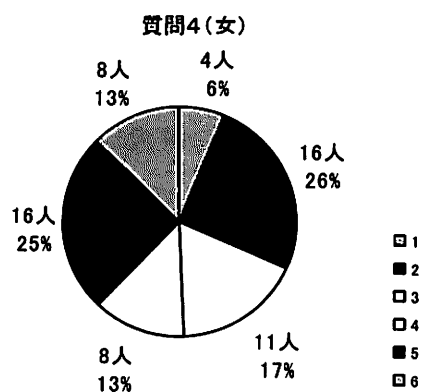


図 4-3

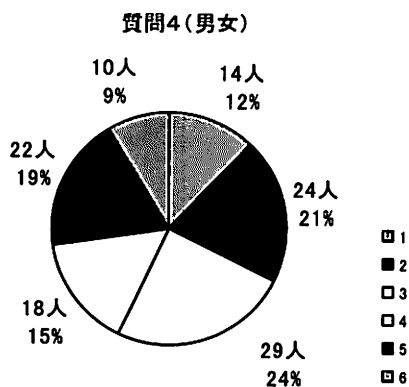


図 5-1

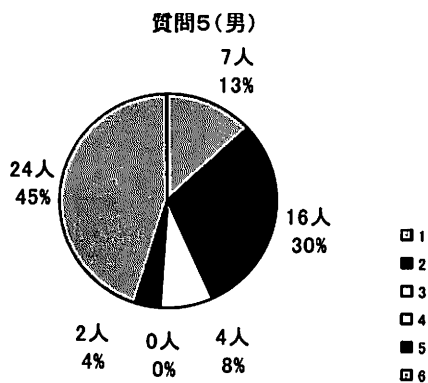


図 5-2

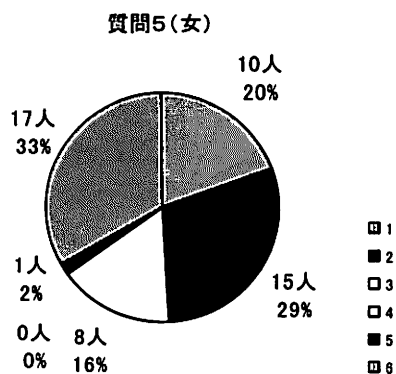
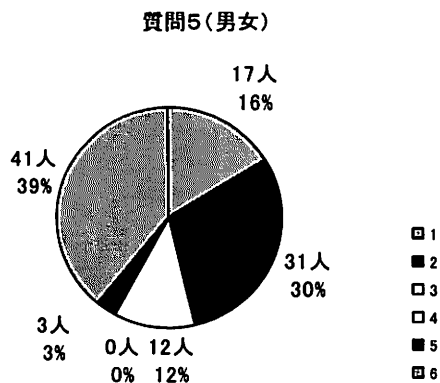


図 5-3



⑥労働時間

質問6では、週あたりの労働時間を尋ねた。回答のあった116人のうち、30時間未満（失業中のものを含む）が42人（36.2%）であり、女性では64人中30人（46.9%）にもなる。逆に、かつては当たり前であった60時間以上働いているものは僅かに8人（6.9%）に過ぎない（図6-1, 2, 3参照）。

⑦仕事に対する満足度

質問7は仕事への満足度を訊いているが、上のような厳しい就労状況にもかかわらず、84%のものが、「満足している」または「どちらかといえば満足している」と答えている。08年調査の91%と比較すれば、さすがに若干減少しているが、それでも満足度は高いといえるだろう（図7参照）。

図 6-1

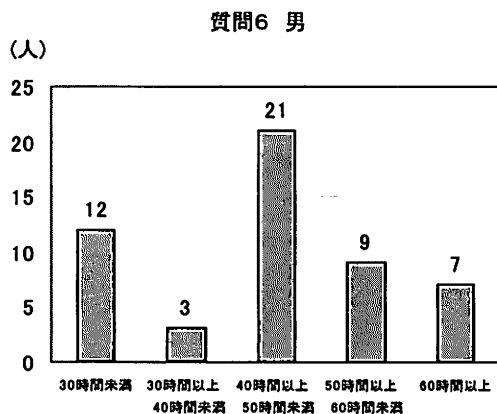


図 6-2

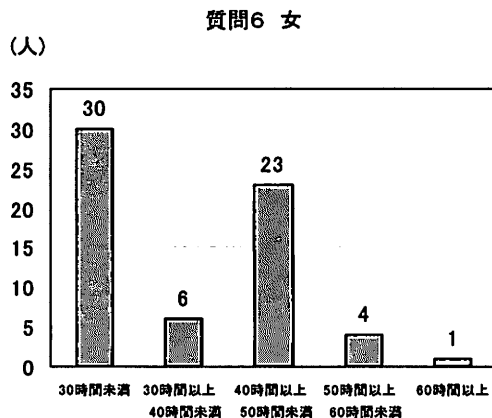


図 6-3

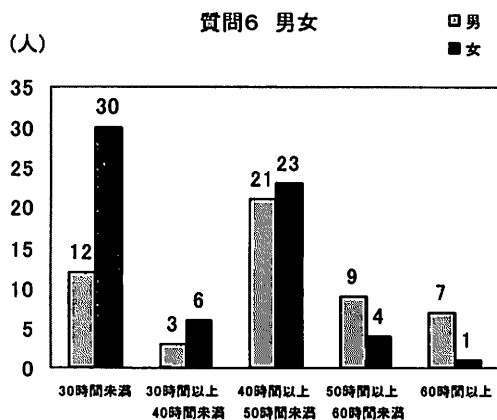
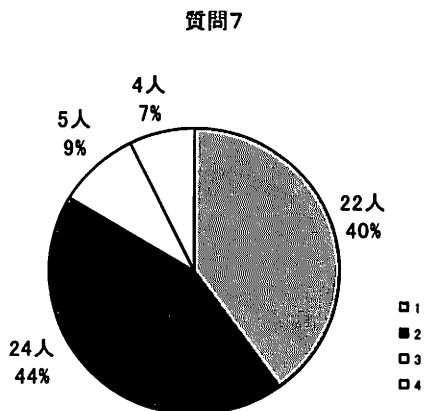


図 7



⑧医療保険への加入状況

質問8は、医療保険への加入の有無を聞いた。健康保険への加入が46%、国民健康保険への加入が44%となっているが、未加入も6世帯、10%あった（図8参照）。08年調査では、健康保険が38%、国民健康保険が53%、未加入9%であったことと比較すると、健康保険への加入が進み、国民健康保険への加入が減少しているが、未加入が減っていない。未加入の理由は、国民健康保険の保険料が高額で払えないことにある。

入国管理局は、2009年3月の「在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドラインの改正」において、「その8」として「社会保険に加入していること」を設け、「社会保険への加入義務がある場合には、当該義務を履行していることが必要です。なお、平成22（2010）年4月1以降は、申請の際に窓口で健康保険証の提示を求めることとなります」と規定していた。しかし、入国管理局は、その4月1日を目前にした2010年3月に再び同ガイドラインを改正し、第8項を削除し、代わりにリードの部分で「なお、社会保険への加入の促進を図るため、平成22(2010)年4月1日から申請時に窓口において保険証の提示を求めることとしています」と述べるにとどめ、さらに続けてわざわざ「（注）保険証を提示できないことで在留資格の変更又は在留期間の更新を不許可とすることはありません」と記載した。この方針変更には、雇用情勢の悪化で保険に加入したくてもできない外国人が多数に上るなかで、社会保険への加入を在留期間更新の条件とすれば、却って大量の非正規滞在を生み出しかねないとの考慮が働いたものと思われる。

図 8

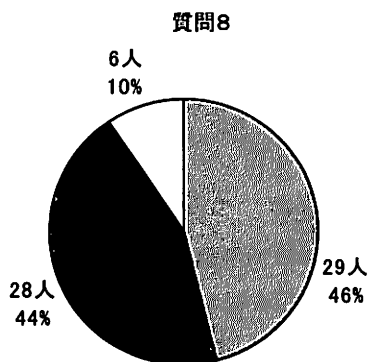
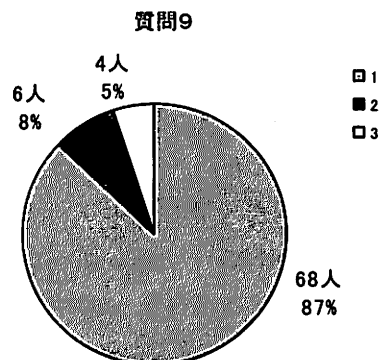


図 9



（回答3の4人のうち3人は帰国。残り1人は不就学の可能性あり）

⑨子どもの就学状況

質問9では、子どもの就学状況を聞いた。87%が日本の学校に通っており、外国人学校に通っているのは8%である。日本の学校にも外国人学校にも通っていないとの回答が4人あったが、このうち3人は帰国して母国の学校に通っていると記してあった。残る一人は、訪問調査による確認をしていないが（アンケートへの回答で訪問調査には「応じたくない」と記入されていた）、不就学の可能性がある（図9参照）。

08年調査では、日本の学校への通学が82%、外国人学校への通学が16%であったことと比較

すると、外国人学校へ通学するものの割合が減少している。雇用状況の悪化で、子どもを外国人学校に通わせることができなくなった世帯が多いものと思われる。

⑩子どもの教育への満足度

質問10では、子どもの受けている教育に満足しているかを訊いているが、「満足している」が73%、「どちらかといえば満足している」が18%で、合わせて90%以上が「満足している」としており（図10参照）、これは08年調査（「満足」70%、「どちらかといえば満足」24%）とほとんど変化がない。

図 10

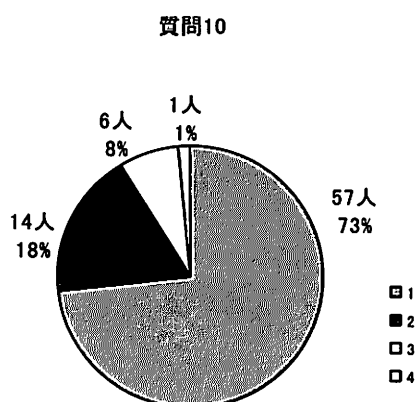
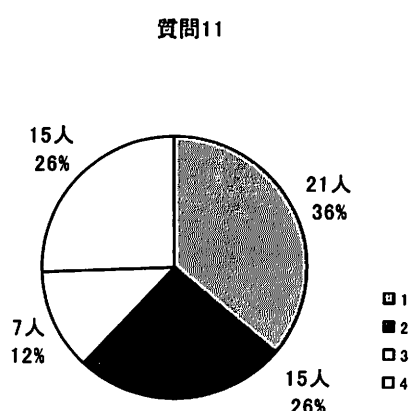


図 11



⑪将来の計画

質問11では、将来の計画について訊いている。「将来は日本に永住したい」が36%、「できれば日本に永住したいが、まだ未定」が26%、合わせて62%が永住を志向している（図11参照）。これも08年調査（「永住」38%、「できれば永住」20%）と比較して大きな変化はない。ただ、「将来は帰国したい」と言い切っているものは26%で、これは08年調査の34%と比較して減少しているといえるだろう。2009年4月から実施されている帰国支援事業などもあり、帰国を志向していた人たちの多くが帰国した可能性がある。

⑫子どもの進学

質問12は、子どもを日本の学校に進学させたいか、母国の学校に進学させたいかを訊いたものである（図12参照）。「日本の学校に進学させたい」が62%、「できれば日本で…」が15%であり、これは08年調査の50%、21%と比較すると、日本の学校への進学を明確に希望しているものの割合が増えている。それとは逆に、母国での進学を明確に希望している割合は、08年調査では20%あったが、09年調査では14%に減少している。このことから、将来の日本での永住を志向するものの割合が、今日のような不況下でも一層強くなっていることが窺える。

図 12

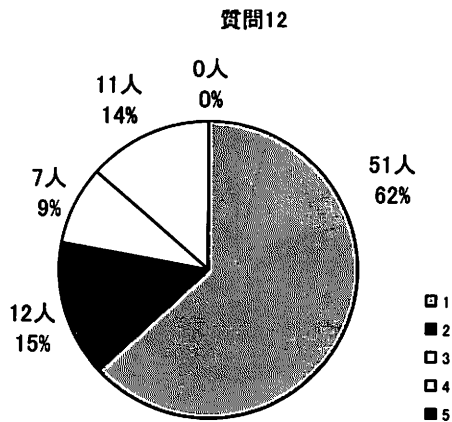
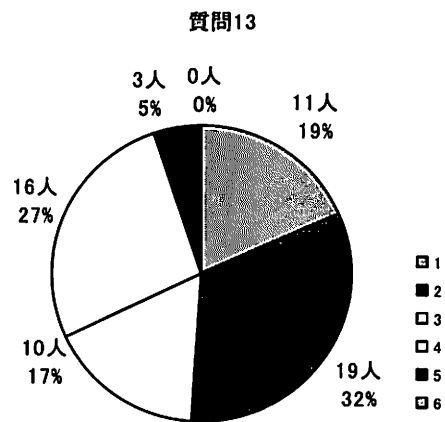


図 13



⑬保護者の日本語能力

それでは、日本社会に定着するための重要なファクターになると思われる日本語能力はどうであろうか。質問13は、保護者の日本語能力を訊いた。「話すのも、読み書きも十分」と答えた人は19%、「話すのはできるが、読み書きが不十分」が32%であるのに対し、日常会話程度が27%、あいさつ程度が5%となっている（図13参照）。これは、08年調査（「話すのも、読み書きも十分」17%、「話すのはできるが、読み書きは不十分」28%、日常会話程度36%、あいさつ程度13%）と比較すると、日本語能力に自信を持っているものの割合が増えている。これには、日本語能力がないと雇用機会がないとされる現在の雇用状況が影響しているかもしれない。

⑭子どもの日本語能力

質問14は、子どもの日本語能力を訊いたものである。前記のように、日本の学校への進学を希望する保護者が77%に達しているが、子どもにそれを可能にする学力がついているかどうかを測る指標の一つといえる。「日本の学校の授業が十分理解できるし、読み書きもできる」と答えた保護者が61%に達している（図14参照）。これは、08年調査の56%を更に上回る高率になっている。これは、日本で生まれたり、滞在期間が長くなっていることも多くなっていることもあって、日本語に不自由しない子どもが増えてきているのであろう。しかし、問題は、「日本の学校の授業を理解するのが難しい」と答えたものが12%、「あいさつ程度」と答えたものが12%となっており、この割合が依然として高いことである。外国人の子どもたちの中にも、日本語能力に格差がある。

図 14

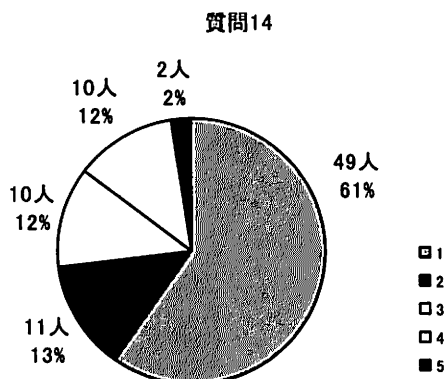
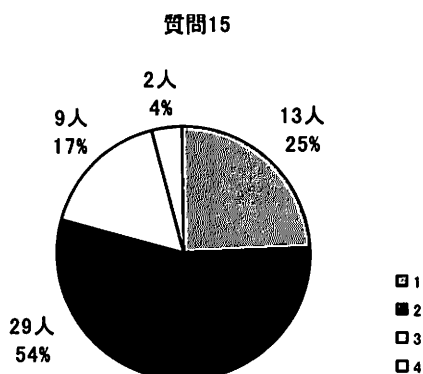


図 15



⑮保護者の日本語習得意欲

質問15は、保護者の日本語学習への意欲について訊いている。「学びたいと思っているし、現に学んでいる」が25%であるのに対し、「できれば学びたいが、学ぶ時間や機会がない」が54%となっている（図15参照）。80%近くが日本語学習への意欲はあるが、50%以上が学ぶ条件が整っていないと感じていることになる。今後は、日本語学習の機会を増やすと同時に、当該外国人の日本語能力に応じた日本語学習の仕組みを構築していくことが必要であろう。

⑯子どもの日本語習得への保護者の期待度

質問16では、保護者に「子どもに日本語を習得して欲しいか」を訊いている。77%の保護者が「ぜひ習得して欲しい」と答えているが（図16参照）、08年調査では90%に達していたことと比較すれば、子どもの日本語習得への保護者の期待度は相対的に低くなっている。もっとも、「できれば習得して欲しい」と答えたものを加えた割合は、08年調査、09年調査ともに98%で変化はない。

図 16

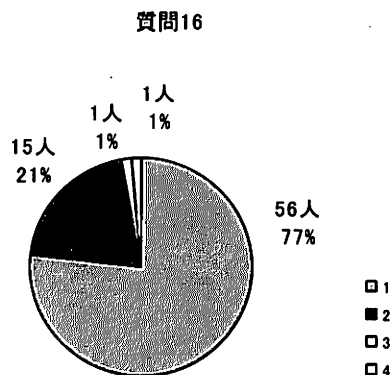
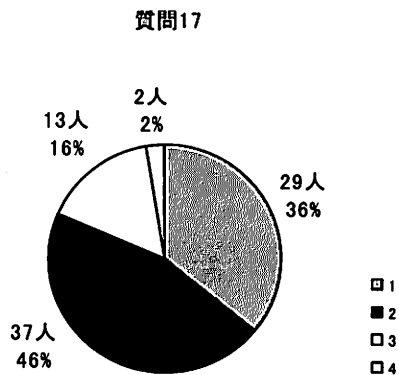


図 17



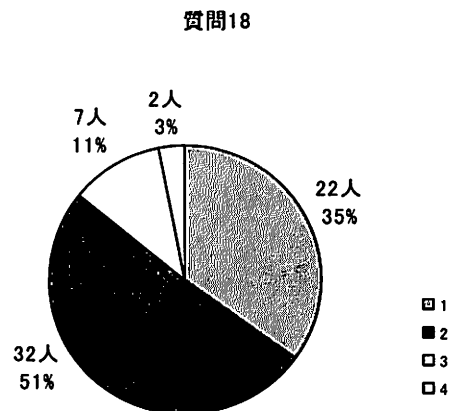
⑰子どもの母語能力

質問17は、子どもの母語能力を訊いたものであるが、「会話も読み書きもまったく問題ない」という回答が36%、「会話は問題ないけれども読み書きは十分でない」が46%になっている(図17参照)。これは、08年調査の43%、41%と比較すると、「まったく問題ない」とするものが7%減少し、「読み書きが十分でない」が5%増えている。しかし、問題は、「会話も読み書きも十分でない」と答えたものが16%いて、これは08年調査の15%とほぼ同じ数字になっている。母語能力の発達の遅れは学習言語の習得の遅れに繋がりがやすいことが指摘されており、子どもの母語能力習得の機会の保障のあり方を検討することが必要である。

⑱現在の生活の満足度

質問18は、保護者がトータルで見て「現在の生活に満足しているか」について訊いたものである。「満足している」、「どちらかといえば満足している」との回答が、それぞれ35%、51%となっている(図18参照)。08年調査では、それぞれ49%、40%であったことと比較すると、「満足している」と答えたものが14%も減少し、「どちらかといえば満足」と答えたものが11%増加している。「不満」としたものの割合も、09年が14%、08年が11%と僅かながら増加している。やはり、雇用状況の悪化が、満足度を低下させていると見てよいだろう。

図 18



⑲日本社会への要望・意見

アンケートの最後に日本社会への要望や意見を自由に書いてもらった。最も目立つ記述は、家族に失業者がいる場合には仕事が欲しいということ、就業している場合には失業への恐怖、賃金の低下への不満を訴えるものである。また、税金や保険料が高いという訴えも多い。

以上のような経済的な問題と並んで多いのは、外国人差別の訴えである。「もう日本へ来て20年になるのに、仕事を探しに行くと、『ブラジル人は要りません、日本人だけです』と言われ、とても悲しくなる」というものや、「この不景気で外国人に対する扱い方に私はとてもがっかりしました。日本が彼らを必要とした時、彼らはそのために頑張りました。必要でないときは使い捨てのように扱うのです」という意見もあった。また、「外国人ということで差別しないで欲しい。みんな同じではありません。悪い事をする人もいるし、そうじゃない人もいます。一緒にしないで欲しい」というように、外国人として一括りにするのではなく、一人一人違うということを理解して欲しいという訴えも目立った。

具体的要望としては、ブラジル人学校への支援を求めるものや、ポルトガル語で運転免許の試験が受けられるようにして欲しいというものがあった。

(2) ヒヤリング調査の結果

09年調査のヒヤリング調査は、11月の第1週と第2週に、5つの世帯に対して実施した。国籍別の内訳は、ブラジルが3世帯、ボリビアとフィリピンがそれぞれ1世帯である。

①ボリビア籍の母子家庭

訪問した5世帯の中で最も困難な状況にあったのは、ボリビア籍の母子家庭であった。母親は、09年の6月に失業して以来、ホテルでアルバイトをしている。8月ごろまでは毎日仕事があったものの、訪問時は週に3回くらい午前中だけバイトとして働いている。来日直後は、レストランやスーパーなどで働き、その後はインテリア関係の会社で社員として働いていた。しかしその会社の状況が悪化し、派遣で働かざるを得なくなる。派遣会社を通じて、電気関係の工場で組立工として勤務を続けた。直近の製作所には3年ほど勤務したが、今年の6月に派遣契約が更新されず現在の状況に至る。ハローワーク等に職探しに行っているが、現在、仕事はほとんどない。年齢（46歳）の問題もあるのではないかとのこと。仕方がないので、職探しをしながらも時間を有効に使おうと、アスト津の日本語教室に通うことにした。そのなかで現在のホテルのバイトを紹介してもらったという。

外国人は土曜でも日曜でも働く意欲はあるが仕事自体がない状態だという。特に、09年の4月からは契約内容なども大幅に改定されており、仕事がある人も大変な状態ではないかとのことである。例えば、以前の会社では4月からは派遣契約が2カ月更新に切り替えられ、数年間務めてきた外国人も、細切れの形で扱われている。また、これまで送迎ありであった派遣先への通勤も、送迎無しで、交通費支給もなしというところもあるという。職探しという点では、ハローワークに行っても必ずしも外国人に対応したきめ細やかな対応（外国人を求めているかどうかを基準にした求人の仕訳など）をしているわけではないので、職探しが効率的に行えないことに不満があるという。

子ども（現在中学2年生、14歳）は、3歳の時に日本に連れてきた。保育園、小学校、中学校と通っているので、日本語に問題はない。母語能力については、スペイン語で話したり、スペイン語を聞き取ることはでき、母親とのコミュニケーションに問題はない。しかし書くことはほとんど出来ない。高校進学が近づいているが、本人もお母さんも日本の高等学校への進学を希望している。詳しいことは、中3になってから学校の先生とも相談しようと思っているが、日本の高校に進学希望であるということは明確にしている。子どもは物作りとかコンピュータとかに関心があるし、距離も近いので、津工業への進学を進めている。その後、大学進学するかどうかにかかわらず（できれば良いと思うが）、子どもは日本で生活することを希望している。お母さんはボリビアに帰ることを考えている。

元々日系人（母親が日本人）であるということもあって日本は好きだし、姉や弟も暮らして

おり何かあれば助け合える。しかし、子どもが18歳になったら、自立のことも考えて自分はボリビアに帰る方がよいと考えている。その頃になれば自分の仕事などはますます厳しくなるだろうし、子どもと別に暮らすということになれば現在の団地からも退去しなければならないだろうから、ボリビアに帰った方がよいと思う。

②子どもが医療保険に加入していないブラジル籍の家庭

09年調査で訪問したブラジル籍の3世帯は、現下の不況の中であって、比較的安定した雇用状況にあり、深刻な問題を抱えているようには見えなかった。ただ、その中でも中学生の子どもが医療保険に加入していない家庭があったので、この世帯の状況について紹介する。

世帯主（父）は1989年に妻とともに来日し、5年間暮らしたのち、1994年に一度帰国し、1999年までブラジルで暮らす。現在中学2年生の子どもはその間に生まれる。その後、1999年に父だけが来日し今年で10年目。妻と息子、そして現在18歳の長女は、その間に日本に呼び寄せた。この間に7回も転居しているのは、外国人は日本人を保証人にしない限りなかなかアパートを借りることができなかったの、仕方なく派遣先の会社の寮やアパートを借りてきたが、派遣先が変わるたびに転々とせざるを得なかったためである。現在のアパートは2年前にようやく借りることができた。今は不景気だから不動産屋は外国人にもどんどんアパートを貸すようになっていよう、とのこと。

父親は、来日以来、ある派遣会社を通じて食品加工会社で働いた。その後、派遣会社を変えてトステム、そして現在の自動車部品メーカーへと派遣された。そこは、トヨタとホンダの自動車のバンパーを生産している工場、本人は、生産ラインからトラックへと完成品を搬送するリフトマンの仕事を担当している。派遣されて2年半になる。リフト運転には免許が必要であり、それは日本に来てから取得した。現在のリフトマンの仕事は得意分野だから、どんな派遣先でも希望したいが、派遣だからそう上手くはいかない。以前のトステムでは、生産ラインでドア枠の組み立てなどを行っていたが、流れ作業でできなかった。力仕事や日本人がやりたがらない仕事を外国人が担っていると感じている。これまで経験した仕事について、賃金水準は時給1200～1300円程度でそれほど違いはない。ただ食品加工会社やトステムにいたころは一日4時間程度残業をしており、また休日出勤もこなしていたから収入は良かった。今の職場では定時で月に22日、おおよそ22万といったところである。母親の収入と合わせて家計を組み立てているとのこと。母親は、食品加工会社で働いている。この間、この会社でも派遣切りが行われ、外国人も全て雇い止めされたが、彼女だけは仕事ぶりが良かったため会社に契約社員として残ることができた。8か月になる。

子どもは、来日してからアポヨ・ミエに通わせていたが、6年生のときに公立小学校に転校した。本当はアポヨ・ミエで続けたい気持ちもあったが、授業料の問題と勉強内容も気になりだして転校を決意した。現在の中学校は、先生も親切で色々教えてくれるので満足している。ポルトガル語が出来る教員も配置されている。子どもは数学や理科などを中心に何とか学校

の授業についていっているが、やはり日本史や国語（特に漢字）については少しずつ負担になってきている。日本人と同じようには理解は進まない。子どもは日本の高校に進学させたい。

医療保険加入については、これまで、加入すると負担が大きくなると考え、加入してこなかった。しかし現在は、国民健康保険への加入などを考えて資料収集と検討を行っている。母親は会社で医療保険に加入している。母親の扶養家族という形にして子どもも加入させたかったが、会社からは、父親が保険に加入し、子どもを扶養家族にするべきだと言われた。そのため、子どもと父親は保険に加入しておらず、風邪や怪我に細心の注意を払っている。

父親は、日本語を勉強したい気持ちはあるが、それは仕事のためというわけではない。日本語が堪能でなければならない仕事はそもそもしていない。日本語が勉強したいのは生涯学習として、常に学んでいたいという気持ちがあるから。自分の父親が90歳を超えても勉強していた姿に影響を受けている。高茶屋の近くで三重大の方による日本語教室が開催されていたときは参加して勉強していたが、ボランティアスタッフによる授業であったうえに、レベルの低い学生に合わせざるを得なかったので、現在は行っていない。

③医療保険に未加入のフィリピン籍の家庭

09年調査でヒヤリング調査に応じていただいた唯一のフィリピン人の家庭は、両親と小学5年生の兄と2年生の弟の4人家族であった。父親は17年前、母親は11年前に来日し千葉県で働いていたが、2006年に津に転居し、このとき長男が来日した。父親は、自動車関係の工場でロボット・オペレーターの仕事を3年しているが、最近同じ職場で失業するものが多く、30人中残ったのは10人である。日本語能力があったから残れたという。母親は、以前は会社勤めをしていたが解雇され、今は老人ホームで介護のアルバイトをするようになって6ヶ月になる。両親の希望は市営住宅に入ることである。仕事を休んで抽選会に行くことはできないので、抽選にもいけないとのことであった。

5年生の兄は、来日したときは3年生で、はじめは日本語が分からず苦勞したが、今はまったく問題ない。2年生の弟は、1年生から日本の学校に通っており、問題ない。日本の教育には満足している。

母親は会社の医療保険に加入しているが、父親は無保険で、子どもも無保険の状態になっている。国民健康保険の保険料が高額になるため、加入したいができない状況だという。

注

- 1) 三重短期大学地域問題総合調査研究室外国人問題調査研究プロジェクトチーム『津市における外国人児童・生徒の就学状況調査報告書』（2003年3月1日）
- 2) 楠本孝「津市における来日外国人の生活実態調査報告書」地研年報14号105頁

【 調査 】

自動車リサイクル企業の現状と課題（２）

—— 愛知県下3社に対する訪問調査記録 ——

島内 高太

はじめに

高品質・低価格・短納期など、製品競争力のレベルで高い競争優位を発揮してきた日本の自動車産業は、生産・販売した自動車製品のリサイクル・適正処理を含めた循環的な産業としても発展できるだろうか？

地球環境問題の深刻化を背景に「持続可能な発展」が模索されている今日、日本でも2000年6月に「循環型社会形成推進基本法」（循環型社会基本法）が制定され、天然資源の消費抑制、環境負荷の低減、そして社会の物質循環の確保が目指されている¹⁾。日本のリーディング・インダストリーである自動車産業に対しても資源循環型社会実現への貢献が求められるようになっており、「環境経営」の推進が企業間競争の新たな焦点になってきている。

「循環型社会」の展望という観点からすれば、自動車産業の研究は、製品の生産部門（自動車企業や自動車部品企業）に焦点を当てるだけでは十分ではない。産業を資源循環の視点から把握するためには、生産と消費の過程に加えて、廃棄物の処理とリサイクルにまで視野を広げる必要がある。そのためには、“生産・消費は必然的に廃棄物を生み出す”という点に注目して、産業構造を、モノを生産・使用する「動脈」系統と廃棄物を処理・リサイクルする「静脈」系統に区別し、その総体として産業を把握することが重要になる²⁾。

こうした方法論は、これまで自動車産業の動脈部に位置する自動車メーカーの競争力分析に関心を集中させてきた経営学分野の研究に対して、理論的にも実態把握の面でも新たな課題を突き付ける。例えば実態把握の側面では、資源循環の視点を導入することで、自動車メーカーのリサイクルへの取り組み、自動車リサイクル企業の取り組み、そして自動車メーカーと自動車リサイクル企業の企業間関係に関する実態把握が必要になる。また理論的には、資源循環型社会の実現という問題とのかかわりから、大量生産を基礎にした現代経済システムの原理やその主体である資本主義企業の指導原理の再検討までもが要請される³⁾。

ところが経営学は動脈部企業の経営研究に基づいて発展した経緯もあり、産業の静脈部に視野を広げた研究を十分に蓄積していない⁴⁾。本調査ノートは、こうした問題意識のもとに筆者が2010年2月～4月に実施した、愛知県下の自動車リサイクル企業3社に対する訪問調査⁵⁾の記録であり、三重県下の自動車リサイクル企業に関する記録をまとめた拙稿（2009）の続編である。自動車リサイクル企業の経営者・担当者を対象に、企業のプロフィール、事業内容、オペレーションという切り口から現状と課題を聞き取り、また現場見学を行った。

なお、本稿において自動車リサイクルとは、所有者が手放した使用済み自動車（End of Life

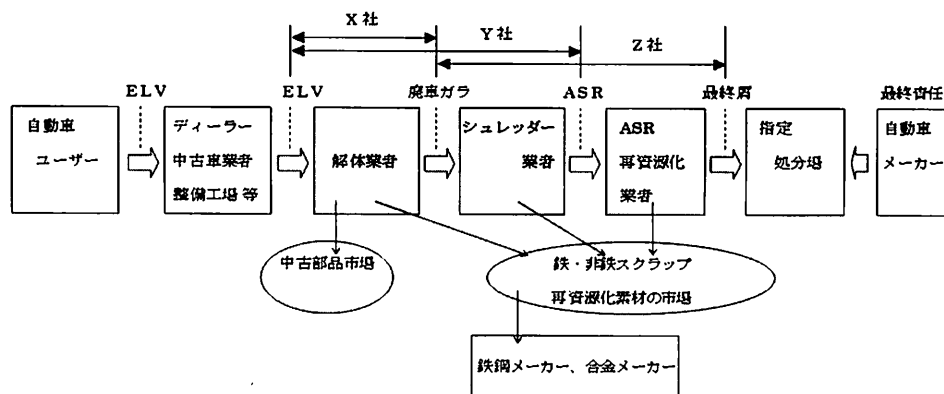
Vehicle、以下ELVと表記)を起点としたリサイクルのことを言う。そして、自動車リサイクルの代表的な領域において事業展開する企業を「自動車リサイクル企業」と広く定義している。それは主に、①ELVを仕入れて解体処理を行い、そこで取り出した素材・中古部品を販売して収益を上げる自動車解体業者、②解体業者が排出する廃車ガラを仕入れて破砕処理・選別処理を行い、そこで取り出した素材を販売して収益を上げるシュレッダー業者、③シュレッダー業者から排出されるシュレッダーダストつまりASR (Automobile Shredder Residue、以下ASRと表記)を選別処理して再資源化を行うASRリサイクル業者、である。

I 日本の自動車リサイクルシステム

日本国内では、年間約1,000万台の自動車が生産され、そのうち500万台程度が国内販売されている。1990年代以降、日本ではその国内販売台数と同程度の約500万台がELVとなり、そのうち400万台程度が国内で処理・リサイクルされている⁹⁾。

ELVの処理・リサイクルについては、先進国において一定の処理・リサイクルのパターンが確立されていると言われている。それは、「まず有価な部品(エンジンやアルミホイール、触媒コンバーターなど)や、有害物を含む部品(鉛蓄電池、鉛ホイールバルンサーなど)の取り外しと液抜き(オイル類、フロンなど)を行う解体があり、続いて、残った廃車ガラを破砕し金属(鉄鋼、アルミ、銅)を回収する破砕・選別を経て、最後に残った破砕くずである自動車シュレッダーダストを埋め立てる⁷⁾」というものである。後述するように、破砕くずであるASRの処理が自動車リサイクルにおける最大の問題と認識されているため、近年ではASRリサイクル事業に取り組む企業も増加している。その意味では、ASR再資源化工程を自動車リサイクルプロセスに明確に位置付けることも必要であろう。このように、自動車リサイクルには、解体工程、シュレッダー工程、ASRリサイクル工程という主要3工程があり、そこで部品や素材のリサイクルが進められている(図1)。

図1 自動車リサイクルのプロセスと本調査対象企業の関係

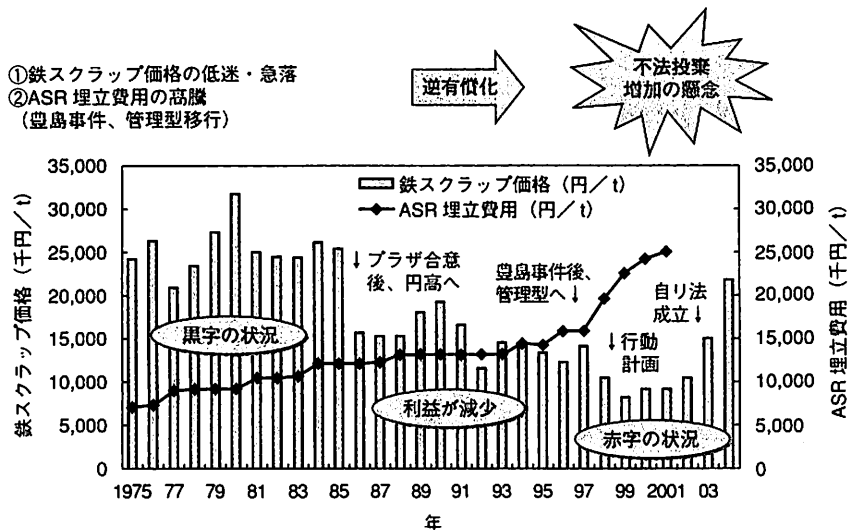


注) ここでは、市場を媒介したリサイクルについてのみ記している。
出所) 各種資料を参照して筆者作成。

では、自動車リサイクルシステムに日本的な特徴はあるのだろうか。それは「市場原理による自動車のリサイクル・処理」⁸⁾という点にあると言われている。たとえば解体業者は購入したELVから中古部品やスクラップ材を取り出して販売し収益を上げ、シュレッダー業者は廃車ガラを購入して破碎処理を行い、そこから選別した金属素材を販売して収益を上げるというように、日本の自動車リサイクルは市場を通じて展開されてきたのである。

ところが1980年代半ば以降、市場を通じたリサイクルは機能不全に陥る⁹⁾。その背景には、鉄スクラップ価格の大幅な低下（1985年の「プラザ合意」以降の急速な円高によって、安価な鉄スクラップ輸入が増加した）、そして産業廃棄物最終処分場の逼迫によるASR処分費の高騰がある（図2）。こうした経営環境の変化は、鉄スクラップの売上高からASR最終処分費用を差し引いて収益を計上するシュレッダー業者の経営を収益悪化という形でまずは圧迫した。次に、従来は解体業者に代金を支払って原料としての廃車ガラを回収していたシュレッダー業者が、解体業者に処分費を求める形で廃車ガラを引き取るという「逆有償」が広がることで解体業者の経営をも圧迫した。そのため、廃車ガラやASRが適正に処理・リサイクルされずに不法投棄されるのではないかと懸念が徐々に高まった。大規模産廃不法投棄事件である「豊島事件」が発生したのもこの時期である。

図2 自動車リサイクル業界における経営環境の変化（1970～2000年代）



出所) 小林英夫・大野陽男・湊清之編著 (2008)『環境対応 進化する自動車技術』(日刊工業新聞社)、164頁、の図を転載。

そのため1990年代には、ASR処理の問題を中心に、リサイクルシステムを再構築する機運が生まれ、自動車リサイクル法（ELVの再資源化等に関する法律）が制定（2002年）、施行（2005年）されることとなった。同法の目的は、ELVのリサイクルを持続的に実施できる体制を確立し、不法投棄の防止と最終処分量の極小化を実現することにある¹⁰⁾。同法の目的に即してその具体的内容を整理すると、以下の4つの特徴を指摘できる¹¹⁾。

まず第1に、自動車リサイクルに取り組む主体（企業）の役割義務を明確化するために、許

認可制度が導入された。また第2に、自動車メーカーに対しては、市場を通じた処理・リサイクルが困難な特定3品目（エアバッグ、フロム、ASR）に限り、引取り・リサイクル義務が課されることとなった。これは日本型の「拡大生産者責任」といわれている¹²⁾。さらに第3に自動車リサイクルのフローを厳格に管理するために、指定法人が電子マニフェストを利用して特定3品目の流れを一元的に情報管理することになった。

第4に、ASR処理・リサイクルについて、自動車メーカーを2つのチーム（トヨタ、ホンダを中心とするTHチーム／日産を中心とするARTチーム）に分けて競わせながらそれを促進する体制が構築された。ひとつはASRリサイクルの促進であり、両チームがASR処理・リサイクルの委託先をASR再資源化施設（指定引取場所）として指定する。もうひとつは、ASRそのものを発生させない全部再資源化（解体自動車全部利用技術）の促進である。解体業者、商社、鉄鋼メーカーがコンソーシアムを組んで実施するもので、解体業者が廃車ガラをサイコロ状にプレスし、それを鉄鋼メーカーが燃料として利用する仕組みである。その場合、コンソーシアムの申請を受け付けて審査するのは自動車メーカーが結成する両チームである。

以上のように、自動車リサイクル法の狙いは「廃車処理市場の流れを、深刻な社会問題化する前に、市場外的仕組みを加え業界挙げて取り戻すことにある」¹³⁾。つまり市場ベースの自動車リサイクルシステムの一部に法規制をかけて持続的なリサイクルの仕組みを構築することにある。ところが同法には、法規制によって持続的な自動車リサイクルの基盤を整備すると同時に、業界の再編淘汰や企業間競争を激化させるという側面もある¹⁴⁾。

まず、許可可制度の下では自動車リサイクル事業に自治体からの許可が必要になるため、企業にとっては法基準を満たすための追加投資が必要になる。また、自動車メーカーに対して特定3品目、特にASRの最終処理責任を課したことは、自動車メーカーによる静脈産業の統制（制御しやすいリサイクル企業の選別）を促進する可能性を高めた。さらに自動車リサイクル法施行を契機に自動車リサイクルに取り組む企業が増加しており、例えば自動車解体業においては潜在的処理能力が国内流通ELVの合計台数をすでに上回ってきている。

このような経営環境の変化の中で、自動車リサイクルに取り組む企業には、事業戦略の見直しや、それに対応したオペレーションの工夫、管理方式の開発が求められているようになっている。以下では、こうした諸点に留意しながら、訪問調査対象企業のプロフィール（創業経緯や参入理由）、事業上の特徴（事業内容や戦略）、オペレーション（ELVや廃車ガラの調達、リサイクル処理工程、人材活用・育成など）について、調査結果を整理したい。

II 調査記録

1 X社（自動車解体業）

（1）プロフィール

X社は、1966年に鉄スクラップ販売を主体とする自動車解体業者として創業した。しかし、鉄スクラップ販売は市況に大きく左右されるため、1990年頃からは中古部品の生産と国内販売

にも取り組むようになり、現在は中古部品生産を事業の中心に位置付けている。「循環型事業をとおして地球環境を守り、広く社会に貢献し、人々の幸福と繁栄を願う」という経営理念を設定し、X社を中心とするXグループ¹⁵⁾として事業を展開している。グループ全体では、資本金2,200万円、従業員数50名、X社単体では、資本金1,000万円、従業員数25名である。

(2) 事業の特徴

自動車解体業者であるX社の事業は、国内中古部品販売、スクラップ販売、および貿易から構成される。売上高は、国内中古部品販売が6割、スクラップ販売3割、貿易1割である。

このように、X社は国内中古部品販売を事業の柱としている。よってその事業運営においては、なによりも中古部品の価値が重視される。例えば、近郊のディーラーや整備業者などからELVを仕入れる際には、販売後3～5年程度の型式のELVを仕入れる努力をしている。なぜならば年式の古い（低年式）車両の場合、市場で売れるような外装関係部品をほとんど回収できないからである。

このように中古部品の価値を重視するX社は、解体処理の効率よりもELVの換金率（販売価格10に対して仕入れ値3）を重視している。つまり中古部品販売、スクラップ販売、貿易を天秤にかけるのではなく、収益性の高い中古部品販売を中心に仕事をする。基本的には、スクラップ販売額でELV仕入額を相殺し、そこから先は価値の高い中古部品を生産することで収益を拡大しようと考えている。販売機会を増やすために在庫共有ネットワークSPN¹⁶⁾に加入しており、中古部品の約6割は、それを通じて販売している。

また、X社の事業の特徴を理解するうえで重要なのは、ELV由来のリサイクルを担うX社とともに、グループ内に「単品部品事業」を担うXa社を設立していることである。「単品部品事業」とは、ELVではなく、部品単品を回収して中古部品生産する事業である。自動車ユーザーがディーラーで部品交換する際に発生する廃棄部品を回収し、それを中古部品として生産、販売するのが「単品部品事業」である。このようにX社の事業の特徴は、中古部品という事業領域で自動車リサイクルを促進するという点にある。そのため、自動車リサイクル法施行以降に自動車解体業者の多くが取り組んでいる全部再資源化（シュレッダーレス処理）には取り組んでいない。発生した廃車ガラは、全てシュレッダー業者に販売している。

今後の事業展開については、顧客との協調関係構築の重要性が指摘された。中古部品事業を軸に循環型社会の形成に貢献するには、顧客（特にディーラー）からELVを仕入れた解体業者が出来る限り多くの中古部品を生産し、それを再びディーラーの需要に対応して販売する「もらって返す」仕組み、ELVの回収から販売までの一貫した仕組みを構想する必要があるという。また今後は、ハイブリッド車など最新自動車技術に対応した解体・中古部品生産ノウハウを蓄積することが重要になるため、自動車メーカーのみならず部品メーカーとも人脈を形成し、多くの部品情報を収集しているとのことであった。

(3) オペレーション

①ELVの確保

自動車解体業者のオペレーションの起点であるELVの確保について、X社は毎月約150台を仕入れている。仕入れ先の割合は、新車ディーラー6割、中古車ディーラー・整備工場4割である。中古部品事業を重視するX社にとって、仕入れ段階で重要になるのは、価値のある部品を多く確保すること、つまり仕入れの「ヒット率」を向上させることであるという。

そのためX社は、ELVの仕入れ段階で「現車の目利き」を重視している。例えばX社の仕入れ担当者A氏（整備業者からX社に転職し6年目。初めの2年は中古部品生産と販売を経験し、その後、仕入れを4年間担当している）によれば、「中古部品の生産につながるかどうか、例えば部品が動くかどうかとか、傷がどの程度あるかなど、そしてその車1台がどの程度の値段の製品になるかを判断することが重要」という。実際のELVを見て、商品価値を判断していくことが仕入れ担当者の重要な仕事になる。

また、単体部品事業を担うXa社の仕入れ担当者B氏（入社2年半）によると、目利きには、実際に部品を見た時に、車両への取り付け可能性や傷のレベル（車検を通るかどうか）を見抜く力が必要であるという。そして、やみくもに仕入れても意味がないので、需要のあるものを仕入れることが重要だという。

以上のように、中古部品生産・販売を重視するX社は、ELV（あるいは単品部品）の仕入れ段階における現物の目利きを重視している。従業員に対しては計画的な配置・訓練というよりも、仕事を任せることによって、OJTによって育成しているという。

②解体処理工程

X社の従業員数25名のうちELVの解体処理には約3名、中古部品生産には約4名が従事している。中古部品生産については、入庫車両チェック時に作業指示書を発行し、それに従って作業を行い、取り外した部品の傷や機能について確認・記録を行う。そして中古部品を取り終えた車両については、その後、解体工程へと進み、鉄、銅、アルミなど素材ごとに解体した部品を整理し、スクラップ材として販売する。

同社で生産される中古部品については、取扱部品数が15,000～16,000種類、毎月の販売点数が約1,500点である。中古部品生産においては顧客のクレームが業務管理のポイントになるとのことで、X社はクレームを1%程度（クレーム15件／月平均販売1,500点）に抑制することを目標としている。

こうした品質向上という意味で注目されるのは、X社におけるISO取得である。X社では、中古部品を流通させる上で重要になると判断し、2006年に国際的にも認められるISO9001（品質管理マネジメント）を取得している。「会社自体も、会社が生み出す製品もクオリティが上がる」と考えたためである。自動車解体業者がISO14001（環境マネジメント）を取得しているケースは多い。これに対して、ISO9001を取得している企業はそれほど多くないという。X社では

「商品から製品へ」というスローガンの下に、中古部品を「つくり込む」という考え方を徹底しており、それが自社の優位性になっていると考えている。

さて、中古部品生産とスクラップ取りが終わった廃車ガラは、毎月、全量をシュレッダー業者に販売する。X社は、本稿で取り上げるシュレッダー業者Z社の協力会組織にも所属しており、Z社には一定数のシュレッダーを継続的に引き渡している。しかし取引のバランスを考えて、近隣のシュレッダー業者にも販売する。もちろんシュレッダー業者側は、廃車ガラを確保する為に仕入れ競争を展開し、買い取り価格を引き上げてくる。しかし価格差がそれほど大きいわけではなく、X社は、あくまでも取引関係のバランスを重視している。

2 Y社A工場・B工場（自動車解体業・シュレッダー業）

（1）プロフィール

Y社は1955年に鉄屑リサイクル業者として創業した。1970年代に自動車リサイクルに参入して以来、シュレッダー業を中心としたリサイクルビジネス全般を取り扱うYグループとして発展している¹⁷⁾。2000年からは、中古部品生産・販売にも取り組むようになっていく。グループ全体で『社会から好感をもって受け入れられる会社』になる為に」という経営方針を設定し、「リサイクルと環境事業による社会への貢献」を根幹に据えた事業展開を行っている。

Y社単独の資本金は約9,800万円、従業員数は246名である。以下でも述べるように、ELVの解体処理とシュレッダー処理という、自動車リサイクルプロセスにおいては垂直的な分業関係にある事業を統合している点に特徴がある。

（2）事業の特徴

Y社は、自動車リサイクルの専門企業ではないが、自動車リサイクル事業はY社の事業の柱として位置付けられている。またその特徴は、ELVの収集・解体処理とシュレッダー処理の両方に取り組んでいることである。Y社は、工場単位で事業を管理しており、その観点から見ると、A工場が解体処理の拠点、B工場がシュレッダー処理の拠点ということになる。

A工場における解体事業は、ELVを収集、解体し、そこで取り出した有価物を販売するものであり、その事業はスクラップ販売、国内中古部品販売、および貿易の3つで構成される。具体的な比率を聞き取ることは出来なかったが、売上高ベースでは、スクラップ販売、海外貿易、国内中古部品販売の順となる。なお中古部品については、在庫共有ネットワークのJAPRA¹⁸⁾に加盟して国内販売している。

近年、多くの自動車解体業者は、スクラップ材市場の不安定性を理由に、事業の軸足を国内中古部品販売にシフトさせる傾向がある。Y社が2000年に国内中古部品販売に取り組み始めたのも同様の理由である。しかしY社においては、あくまでも本業はスクラップ販売だという意識が根強く、スピーディーかつ効率的に鉄スクラップを産出して販売することを追求しているという。そのような社風があるために、高価値な中古部品が含まれていても、部品取りをせず

にスクラップ化する場合もある。このようにスクラップ販売を柱に事業運営を考えているため、仕入れ段階ではELVを細かく選別しておらず、そのため中古部品事業に力を入れられないということも指摘された。また処理効率を重視するため、中古部品に廃棄期日を設けており、販売されずに廃棄処分されてしまうものもあるという。

以上の解体処理事業に加えて、Y社ではシュレッダー業（ELVの破砕処理）も行っている。A工場の解体処理工程から出される廃車ガラをB工場に搬送し、シュレッダーマシンによって素材ごとに細かく分別・再資源化することで、鉄・非鉄スクラップとして販売している。

多くの自動車解体業者は解体業に事業を専門化しており、発生した廃車ガラはシュレッダー業者に販売して収益化する。また近年では、自動車リサイクル法における全部再資源化（シュレッダーレス処理）の枠組みを利用し、廃車ガラを発生させない場合も多い。これに対してY社では、自社の解体処理事業から生じた廃車ガラを自社のシュレッダー処理事業の経営資源として利用するという、自己完結的なマテリアルリサイクルを志向している点に特徴がある。

（３）オペレーション

①ELV・廃車ガラの確保

解体処理業に必要となるELVを確保するため、Y社はその立地条件を活かし、主にT自動車系のディーラーからELVを仕入れている。依頼があれば個人、運送業者、整備業者等から個別に仕入れることもあるが、基本的には名古屋市近郊の約100件のディーラーと取引関係を構築しており、安定した調達を実現している。スクラップ販売の重視、処理効率の重視ということを考えれば大量のELVを安定的に仕入れることが重視されるのではないかと考えられる。A工場ではELVを毎月約1,000台仕入れており（2009年11月＝907台、同年12月＝1,012台、2010年1月＝876台）、確保したELVを、毎月800～900台のペースで解体処理している。

また、B工場のシュレッダー事業で必要とされる廃車ガラは、主に近郊の自動車解体業者などから回収しており、そこにA工場から出される廃車ガラ（全体の2割ほどになる）を組み合わせる形で調達している。

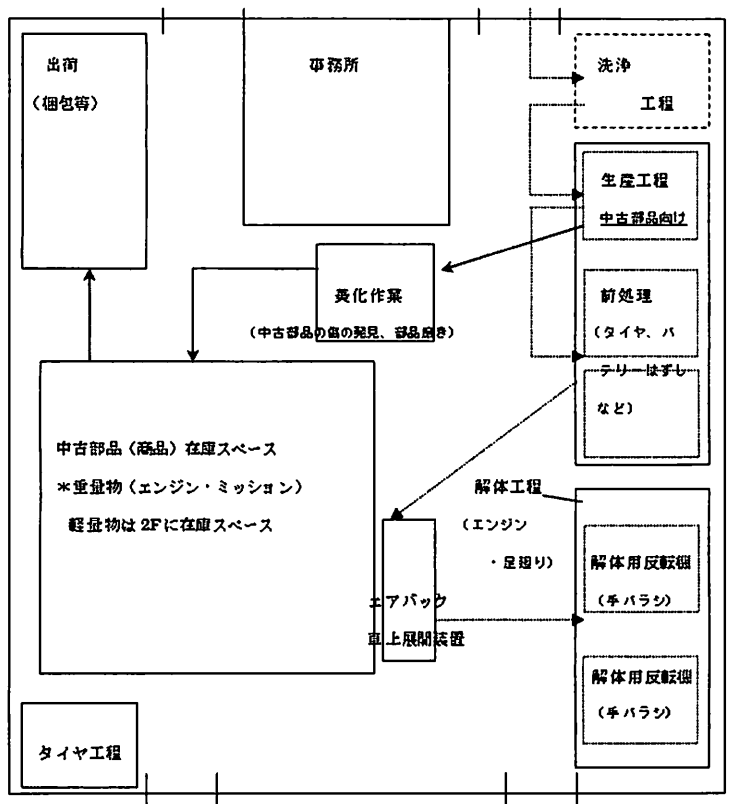
②解体処理工程（A工場－第1・第2工場）

A工場では、入庫時点において、車両を国内中古部品販売向けとスクラップ販売向けに選別する。過去の販売実績を参考にしながら車両情報をチェックし、一台のELVからどの程度の売り上げをあげることができるか、販路や商品価値について判断するのである。こうした商品価値を判断する「目利き」の能力は、自動車解体業者一般においてその重要性が指摘されている。A工場では、ELVの解体処理に従事する従業員（10～15名）の約半数がそのような能力をもつ。半年ほどの経験で基礎的な判断は可能になるという。

車両価値を判断した後は、第1リサイクル工場（図3）へと車両を搬入し、解体処理を進めていく。国内中古部品販売向けの車両については、生産指示書が発行されるため、それに基づい

て作業が進められる。はじめはパーツ洗浄とパーツ作動確認を行い、その後、いわゆる生産工程（部品取り作業工程）へと進む。そして生産された中古部品は、同じ第1工場内の美化作業工程へと進む。美化工程の内容は、傷の発見と部品の磨き上げである。いわば中古部品販売のための核となる作業である。小さな傷でも見つけ出し、全てを正直に記録して商品情報に反映させ、顧客の安心感を獲得しなければならない。こうして美化工程を経た中古部品は、一品ごとに番号を付けて在庫管理し、在庫共有ネットワークを通じて販売される。

図3 第1リサイクル工場における国内中古部品向け車両と中古部品のフロー



注) 実線矢印は中古部品のフロー、点線矢印は車両のフローを示している。

出所) 訪問時配布資料および訪問時の島内のメモを基に作成。

以上のプロセスを経て部品取りの済んだ車両、そして入庫時点でスクラップ向けに選別されていた車両は、燃料、オイル、フロン、エンジン冷却水、タイヤ、バッテリーの適正処理（前処理）とエアバックの車上展開処理を受ける。そして前処理の済んだ車両は、反転機を利用した手バラシ解体工程へと進み、そこでエンジンや足回り部品が取り外される。

こうして解体処理を終えた車両は、第2工場へと搬送される。第2工場では、主にニブラを使ったワイヤーハーネスの取り外し作業が行われる。車両1台につき、おおよそ4kgほどのハーネス

が採れるという。ワイヤーハーネス等を取り除いた車体はプレス機でソフトプレスされ、廃車ガラとして同社B工場（シュレッダー工場）へと運ばれる。

ところで、解体処理工程のうち前処理工程や解体処理工程は、ジョブ・ローテーションを通じて多くの人員が担当可能になっている。その目的は、従業員の欠勤などに柔軟に対応できる職場体制を構築することにあるが、その他にも、単一の職務に拘束することで生じるマンネリ化対策の意味もあるという。また、前後工程を経験させて担当工程における注意点を理解してもらうことや、工程間の協力関係を促進させることなども目的であるという。しかし中古部品の生産工程については、全ての従業員が担当できるわけではないため、限られた人員が担当している。これは、解体部品は部品として再利用されるわけではないので扱いがある程度は雑であるのに対して、中古部品は丁寧さや車両知識（外装・機能部品などについて）が必要になるからである。最低でも1年ほど経験を積むことで、仕事を覚えていく必要があるという。

③シュレッダー工程（B工場）

B工場では毎月、8,000台～9,000台ほどの廃車ガラを仕入れ（その2割ほどは同社A工場からのもの）、それをシュレッダー処理して素材ごとに分別・再資源化して販売している。

その工程を順に見ると、まず、仕入れた廃車ガラをプレシュレッダー機にかける。廃車ガラのなかには爆発物や廃液などがきちんと処理されていないものもあり、直接シュレッダー機にかけると爆発事故が発生することもあるため、事前に処理している。

その後、メインのシュレッダー機で破碎処理を行う。160kgの4つのハンマーが高速回転しながら廃車ガラを破碎し、その後、マグネットなどの磁力による鉄・非鉄分別、振動や風力を利用した非鉄金属とゴミの分別が行われる。このシュレッダー設備は、オペレータが集中制御室で操作する。破碎・分別された素材は、鉄は愛知県内の鉄鋼メーカーなどへ、非鉄金属は素材ごとに様々な業者へと販売される。以上の工程を経て、最終的に車両一台当たり、その重量の3割強に相当するASRが排出され、それはASR再資源化のために指定引取所へ運ばれる。

こうしたシュレッダー処理と素材再資源化において重要になるのはリサイクルの制度である。リサイクルの処理精度が高ければ、ASRの発生量も減るうえに、再資源化製品の量と品質も高まる。この点については、シュレッダー機の性能とともに、選別設備の性能が重要になるという。自動車リサイクル法の下では、ASR最終処分はメーカー責任でありシュレッダー業者に費用負担は発生しないが、リサイクルの精度を向上させることで、シュレッダー業者は製品競争力を高めることができる。

3 Z社（シュレッダー業・ASRリサイクル業）

（1）プロフィール

Z社は、日本最大の自動車メーカーT社とその系列商社T通商との共同出資（T通商50.0%、T自動車48.3%）によって1970年に設立された企業である。自動車メーカーが関与して自動車リ

サイクル企業を設立した国内初の事例である。設立の契機は、当時の佐藤栄作首相が「廃車公害を出さないように早急に対策を進めてもらいたい」とT自動車首脳に要請したことにあるという。T自動車の自動車リサイクルシステムの一環として位置付けられている¹⁹⁾。

事業内容は基本的にシュレッダー業およびASRリサイクル業である。廃車ガラの破碎処理過程から金属・非鉄金属資源を取り出し、またそこから排出されるASRを再資源化する。「ELVの再資源化と廃棄物低減に積極的に取り組んで」おり、これまで累計約600万台の廃車をリサイクルした実績をもつ。2009年7月時点において、資本金6億円、正規従業員44名（そのほか嘱託・準社員8名、パート20名）である。

（2）事業の特徴

Z社の事業内容は2つに大別できる²⁰⁾。ひとつは、同社が設立以来取り組んでいるメタルリサイクル事業である。これは、自動車解体業者から排出される廃車ガラを収集し、それをシュレッダーマシンで破碎して金属を回収・再資源化し、スクラップ材として販売するというものである。毎月約12,000台（1台当たり約525kg）、年間約14万台を処理している。

もうひとつはASRリサイクル事業である。これは、自動車総重量の約3割（約160kg）に相当するASRをリサイクルする部門である。同社のメタルリサイクル事業におけるシュレッダー処理からは、毎月約2,000 tのASR（鉄、銅、ガラス、アルミ、ウレタン、繊維、樹脂、ゴムなど約10種類の様々な物質が混在する）が発生している。同社では、従来は埋め立て処分されていたASRを可能な限り再資源化しようとしている。

こうしたZ社の事業の特徴について確認しておこう。第1に、メタルリサイクル事業は「スプレッド」の論理で進められる。「スプレッド」とは、リサイクルの資源となる廃車ガラ等の仕入れ値と、再資源化し販売するスクラップ材の販売価格の差のことであり、同社の収益を示す。それは廃車ガラを安く仕入れるか、スクラップ材を高く販売出来る場合に拡大する。そのためメタルリサイクル事業は、基本的に廃車ガラ仕入れとスクラップ材市場の動向という2つの要因に規定される。前者については、自動車保有年数が長期化して廃車自体が増加しないためシュレッダー業者の仕入れ競争が激化しており、安価な仕入れは容易ではない。また後者のスクラップ材の相場は変動が激しく、自社では価格をコントロール出来ない。そのためスクラップ市況とのバランスを考え廃車ガラを仕入れることが重要になる。

第2に、ASRリサイクル事業については、“Car to Carリサイクル”が重視されている。これはASRリサイクルの過程で取り出す素材を、できるだけ自動車向けの素材として再資源化しようというものである。例えば同社では、ASRリサイクルの過程で発生する発泡ウレタンと繊維から、自動車の防音材の材料を生産している。Z社が生産した防音材素材をT紡織に販売し、T紡織が防音材を生産してT自動車に納入するという経路が確立されている。現在、T自動車の国内生産車両の約半分にこの防音材が利用されている。

(3) オペレーション

①廃車ガラの確保

Z社の事業の起点となるのは、廃車ガラの仕入れである。この点について、Z社では設立当初の1971年から、東海圏に立地する自動車解体業者を「Z協力会」として組織化し、廃車ガラの回収網を整備してきた。現在43社が加入している（他にも約200社の取引先がある）。

もちろん解体業者も、本ノートで紹介したX社のように市場動向や取引関係によって廃車ガラの販売先を変更することはある。しかし協力会企業の場合、Z社との取引をやめることはなく、安定的な仕入れ先となっている。また協力会では、自動車リサイクル企業・施設の見学会や新技術・新部品に関する講習会（T通商と共催）を開催するなど、情報交流の機会を設けている。ただしヒアリングの限りでは、自動車メーカーが部品調達の領域で形成している下請系列の協力会組織ほどには強力な相互関係はないようであり、あくまでも安定的な廃車ガラ調達を目指した「緩やかな系列化」²⁰⁾という程度のものである。

②リサイクル処理工程

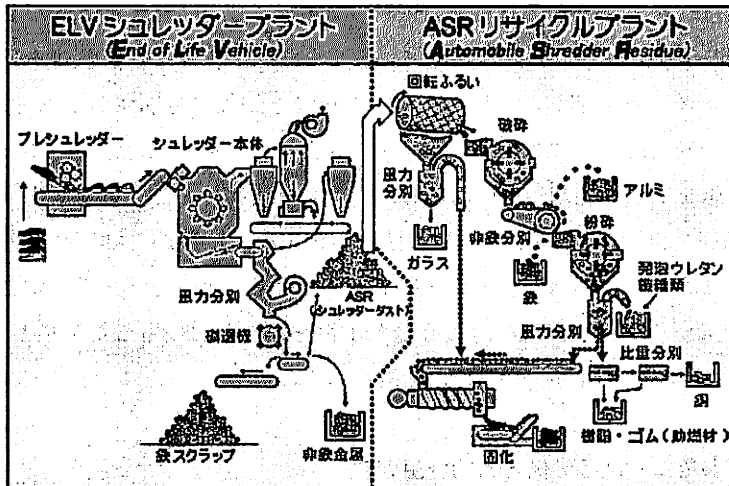
次に、Z社における自動車リサイクルの工程について整理しよう。

a.廃車ガラからのリサイクル

まず、Z協力会を中心とする自動車解体業者から回収した廃車ガラを、図4左側のELVシュレッダー・プラントに搬入する。搬入した廃車ガラは所定の位置に積み上げられ、そこからタワークレーンを用いて1300馬力のプレシュレッダー機に投入する。プレシュレッダー機とは、廃車ガラをほぐして破碎しやすくする設備である。従来、十分に解体されていない廃車ガラがシュレッダー機の中で爆発するということもあり、現在はプレシュレッダーを行うようになっている。1分当たり1～2.5台、1日当たり1,000～1,500台のペースで投入される。その後、メインのシュレッダー機に投入する。シュレッダー機には、1個約120kgのハンマーが16個取り付けられており、それが1分間に500～600回転して廃車ガラを破碎する。

破碎物は、集塵機によって軽量物、重量物、ダストに選別され、その後、磁選機で磁石につく鉄と、磁石につかない非鉄金属とに分けられる。鉄については、付着しているモーターや電線などの銅分を手で取り除いた後、最終的に鉄スクラップ材として出荷される。非鉄金属については、各種選別機や人手選別工程でサイズや素材ごとに分別される。全工程に要する時間は、電炉メーカー向けの鉄スクラップ材生産の場合、プレシュレッダー機投入から鉄スクラップ産出まで、1台当たり9分程度である。

図4 メタルリサイクル (左)・ASR リサイクル (右) の工程



出所) Z社パンフレットより転載

b.ASRからのリサイクル

シュレッダー処理による廃車ガラのメタルリサイクルは、必ずASRを発生させる。同社はそれを集塵機とコンベアを用いて図4右側のASRリサイクルプラントに搬送し、細かい分別を行うことで徹底した再資源化を追求している。

ASRリサイクルプラントは、T自動車の生産技術開発部門とプラントエンジニアリング部門が共同開発したものである。自動車のリサイクル・適正処理という社会的流れを先取りして、T自動車は1993年から基礎技術調査、技術開発を開始し、1998年に稼働を開始した。世界唯一のASRリサイクルプラントともいわれており、2005年には自動車リサイクル法におけるASR再資源化施設としても認定されている。このプラントは、1日8時間×2直体制（午前6：30～午後12：30）で稼働しており、1時間あたり7.5t、1日あたり100t、月に約2,000tのASRをリサイクル処理している。

ASRリサイクルの流れを見よう。まず搬入されたASRを計量する。計量したデータは、自動車リサイクル法によってASRの最終処理を義務付けられている自動車メーカー（T自動車）に送信され、その量に応じてZ社にリサイクル料金が支払われる仕組みになっている。

搬入後の流れは、①粗分別工程→②再資源化工程→③溶融固化工程→④ペーラー加工工程の4段階からなる。第1の粗分別工程とは、ASRを8種類に分別する工程である。具体的には、ASR組成の4分の3を占める可燃物（樹脂、発泡ウレタン、繊維、ゴム）と不燃物（鉄、ガラス、ハーネス、アルミ）をラフに分別する。回転ふるい機でガラスを分別し、残りは破砕して、非鉄分別機で鉄とアルミに分ける。その後、残留した破砕物を再び粉碎機にかけて10mm以下まで細かくし、風力で発泡ウレタンと繊維を分別する。さらに、比重分別を利用し、銅、樹脂・ゴム

等を分別する。

第2の工程は、分別した物質の再資源化工程である。例えば粗分別工程で分別された発泡ウレタンと繊維からは、自動車の防音材材料（RSP）が生産される。1日あたりのASR処理量100tのうち10t程度が防音材材料として再資源化される。また発泡ウレタンと繊維を取り除いた後の破砕物からはハーネスを分別し、更にハーネスを被膜と銅線に分別することで、3種類の銅製品（価格順に、銅純度99%＞80%程度＞ミックスメタル）に再資源化する。また樹脂やガラスについては、樹脂を廃棄物焼却炉等の助燃材、ガラスを建築材として再資源化する。

以上の粗分別工程、再資源化工程に、第3の溶融固化工程（工程から排出される塵を集塵し熱を加えて固化させる工程）、第4のベラー加工工程（溶融固化物をベラー加工によって電炉原燃料として加工する工程）が続く。こうした工程を経てなお残留したASRは、当初のASR総量の2割程度（ヒアリングでは5～10%）に縮減される。

③ASR リサイクル事業における労働と人的資源管理

最後に、Z社の自動車リサイクル工程における労働、人的資源管理の特徴について見ておこう。まず作業内容と人材育成の問題である。Z社によれば、リサイクルの精度を規定する重要な要因のひとつは設備性能である。しかし同時に、設備運転の条件をコントロールすることも重要なポイントになるという。廃車ガラやの量や種類によって発生するASRの状態が異なってくるため、設備運転の条件をコントロールする判断力が重要になるのである。その役割は現場のオペレータに任せているため、人材育成が重要になる。ASRリサイクルプラントには4つの工程があり、それぞれ1名のオペレータが操作・条件コントロール・品質管理の全てを担当している。Z社では1ヶ月単位で工程間のローテーションを計画してオペレータの育成を図っている。仕事の内容を覚えるには、最低でも2回転、約1年の経験が必要である。

また、Z社ではリサイクル工程の効率化等を目指して改善活動を行っている。各部門の責任者が設備改善を、現場作業者が設備操作や作業内容に関する改善を担当する。その場合、QCサークル等の小集団管理は導入していないが、ミーティング等を利用した情報交換・アイデア集約を行っているほか、創意工夫提案制度を導入している。工程の見える化を図る提案や、新たに再資源化できる素材の提案など、1ヶ月に3件ほどの改善提案が寄せられるという。

人的資源管理を競争優位性の柱に据えてきたT自動車の影響もあるのか、Z社ではリサイクル事業の展開に必要な限りにおいて、日本自動車産業の動脈部の企業に広く見られる人的資源管理方式も意識的に導入されていた。

おわりに

以上、本調査ノートの前半部分では、日本の自動車リサイクルシステムの現状と自動車リサイクル企業の経営課題について概観した。循環型社会の実現を目指す自動車リサイクル法の制定（2002年）・施行（2005年）により、自動車メーカーには「特定3品目」の引取り・リサイ

クルが義務付けられるようになった。また、自動車リサイクルに従事する企業の役割・義務が、許認可制度を通じて明確化されることとなった。つまり持続的な自動車リサイクルの基盤が整備されるようになった。ただしそのことは、自動車リサイクル企業にとっては新たな事業機会をもたらすものであると同時に、再編淘汰や競争激化といった厳しい試練をもたらすものでもあった。そのため、自動車リサイクル企業は、事業戦略の見直しとそれに対応したオペレーション、経営管理方式の開発によって、競争力を再構築することが求められている。

こうした理解を踏まえて、本ノートの後半部分では、訪問した愛知県下の自動車リサイクル企業3社の調査記録について、各社のプロフィール、事業の特徴、オペレーションの特徴を整理した。ここで、むすびにかえて注目すべき点のみ再整理しておきたい。

① 3社に共通して見られた特徴は、事業を通じて循環型社会の形成に貢献しようという経営理念を設定していることである。地球環境問題への取り組みが社会的課題となるなかで、自動車リサイクル企業は、自らの事業が社会的課題の解決に貢献することを強調している。

② 経営理念の共通性に比べると、具体的な経営内容には多様性がある。その多様性は、自動車リサイクルプロセスにおける位置（解体工程・シュレッダー工程・ASRリサイクル工程など）や事業戦略（競争戦略）の内容の違いによって説明できそうである。

例えば、X社は、解体業に従事しており、なかでも中古部品生産を通じたリサイクルを事業の柱にしている。そのため、部品価値・部品品質を大切にしており、「換金率」を事業運営の指標としている。このことが、ISO9001取得に代表される品質管理面での努力や、ELV仕入れ時の「目利き」へのこだわりに結びついている。

また、解体業とシュレッダー業に取り組むY社は、スクラップ販売を事業の柱にしているため、ELV・廃車ガラ仕入れの安定性と解体・シュレッダーの「処理効率」を重視している。

さらに、T自動車系列のリサイクル企業として大規模なシュレッダー処理（メタルリサイクル）とASRリサイクルを展開するZ社は、廃車ガラの仕入れ金額と再資源化素材販売額の「スプレッド」を収益指標として重視しながらも、自動車由来のダストを自動車向け素材として再資源化する“Car to Car”を強化することを目指している。

③ 自動車リサイクル法という法規制とその法規制に規定された新たな競争環境の中で事業展開する自動車リサイクル企業は、リサイクル技術や経営管理方式の発展を伴った新たな競争を繰り広げていると思われる。「自動車リサイクル法で確実に良くなるのは、日本の解体業者の再編成をもたらす点かもしれない。廃油の垂れ流し、フロンガスの大気放出といった犯罪行為を能天気におこなってきた悪質業者は、この法律でたぶん100%いなくなるのではなかろうか」²²⁾と評する論者もいるように、事業を通じて循環型社会の実現に貢献しようとする意識も高まっており、各社とも自社の事業戦略に沿ってリサイクル技術と経営管理方式を発展させる

段階に入っている。そのことは、循環型社会実現のひとつの方法であるリサイクルそれ自体の効率と質とを高める重要な契機となると考えられる。

④ しかしその一方で、リサイクルが個別企業間の競争として展開される以上は、一部に優良なリサイクル企業を生み出すとしても、それは社会全体でのリサイクル推進にどの程度貢献できるのかという疑問も生じる²³⁾。これは、自動車リサイクル法とその下での日本の自動車リサイクルシステムが、結局は、大量生産・大量消費のプロセスに大量リサイクルを結びつける「20世紀型生産構造の延長形態」²⁴⁾ であると指摘される所以でもあろう。

参考文献

- 1) 荒木健史 (2008) 「自動車リサイクル法の施行状況について」『産業と環境』2008年5月号
- 2) 植田和弘 (1992) 『廃棄物とリサイクルの経済学—大量廃棄社会は変えられるか—』有斐閣
- 3) 北川克也 (2005) 「自動車リサイクル法施行後のリサイクル事業について」、環境経営学会『サステイナブルマネジメント』第5巻第1号
- 4) 小林英夫・大野陽男・湊清之編著 (2008) 『環境対応 進化する自動車技術』日刊工業新聞社
- 5) 佐藤正之・村松祐二 (2000) 『静脈ビジネス—もう一つの自動車産業論』日本評論社
- 6) 坂本清 (2009) 「循環統合型生産システムの模索」、浅野宗克・坂本清編『環境新時代と循環型社会』学文社
- 7) 澤田鉄平 (2009) 「経済、社会の発展と地球環境問題」、浅野宗克・坂本清編『環境新時代と循環型社会』学文社
- 8) JETRO (2006) 「Industrial Report 自動車リサイクルビジネスの動向」
- 9) 島内高太 (2009) 「自動車リサイクル企業の現状と課題—三重県下3社に対する訪問調査記録」三重短期大学地域問題研究所『地研年報』第14号
- 10) 鈴木幸毅 (2005) 「循環型社会の経営学」、高橋由明・鈴木幸毅編著『環境問題の経営学』ミネルヴァ書房
- 11) 外川健一 (2001) 『自動車とリサイクラー—自動車産業の静脈部に関する経済地理学的研究』日刊自動車新聞社
- 12) 外川健一 (2007) 「自動車リサイクル法の概要と最近の動向—指定3品目の処理・リサイクルの現況について—」『廃棄物学会誌』第86巻第1号
- 13) 竹内啓介監修、寺西俊一・外川健一編著 (2004) 『自動車リサイクラー—静脈産業の現状と未来—』東洋経済新報社

- 14) 所伸之 (2005)『進化する環境経営』税務経理協会
- 15) トヨタ自動車株式会社 (1998)『Toyota Technical Review』Vol.48 No.1 特集リサイクル
- 16) 中石斉孝 (2000)「自動車リサイクル法の施行状況について」『JAMAGAZINE』第40巻第12号
- 17) 中石斉孝 (2006)「自動車リサイクルについて」『日本機械学会誌』Vol.109 No.1055
- 18) 賀隆夫 (2005)「環境問題に批判経営学はどう取り組むか」、丸山恵也編著『批判経営学—学生・市民と働く人のために—』新日本出版社
- 19) 広田民郎 (2005)『自動車リサイクル最前線』グランプリ出版
- 20) 村松祐二 (2006)「自動車産業をめぐる新たな競争と規制—自動車リサイクル法制定の背景から—」、上田慧・桜井徹編著『競争と規制の経営学』ミネルヴァ書房、所収
- 21) 矢野経済研究所 (2008)『平成19年度 アジア産業基盤強化等事業 (自動車リサイクル等調査)』

注

- 1) 循環型社会形成推進基本法は、資源循環型経済社会を実現する方法について、その優先順位を規定している。それは、廃棄物の、①発生抑制>②再利用>③再生利用>④熱回収>⑤適正処理、というものである。より簡単に言えば、「『3R』を基本とする社会」を実現する為には、「Reduce (発生抑制)」>「Reuse (再使用)」>「Recycle (リサイクル)」という優先順位で経済社会を再構築することが必要だと言っていることになる。

しかし現実には、廃棄物の発生抑制や再利用よりも、再生利用や熱回収といった「狭義のリサイクル」が前面に押し出されているのが、今日の「循環型社会」の姿である。

このように廃棄物の総量抑制の発想に乏しい現状を、「従来の大量生産・大量消費型社会に大量リサイクルが組み合わされたに過ぎない」と批判する向きもある。しかしその一方で、現実を踏まえるならば、こうした対処療法を進めながら、同時並行的に新たな経済社会への転換を進めることが重要だと考えられる。

以上については、外川健一 (2001)、鈴木幸毅 (2005)、村松祐二 (2006) を参照。

- 2) 例えば、植田和弘 (1992)、外川健一 (2001) など。
- 3) この点について、坂本清 (2009) は、「自然循環、生産循環、生命循環の対立から調和へ」という歴史的な転換期において求められる次世代の生産システムを「循環統合型の生産システム」(70ページ)としている。それは、「人類の生命循環の維持を目的とする自然循環・生産循環・生命循環の統合を目的とする生産システム」であり、自然の消費ではなく、自然との共生を前提にした、生産と環境諸要因を統合するものであるという。

そして、この生産システムを規定する技術は環境技術、すなわち「自然力の社会的制御」の技術でなければならないと指摘する。また、企業社会がこのようなシステムを構築する

ためには、「営利原則あるいは市場主義に一定の修正」(72ページ)が必要になるという。なぜならば、「営利目的は資本主義企業の歴史的目的であり、人類の生産循環の本来の目的ではない」(72ページ)からである。

4) 貫隆夫(2005) 105-106ページ、および110ページ、参照。また、動脈産業に属する企業が静脈産業に属する企業かに関わらず、そもそも環境問題への企業の取り組みについて理論化するには、その基礎となる優良なケーススタディが必要なのだが、それが不足していることを指摘する研究もある。たとえば、所伸之(2005) 16-19ページ参照。

5) この調査は、三重短期大学地域問題研究所個人研究(平成21年度)「地域企業におけるCSRの現状と課題」の一環として実施したものである。

6) この点については小林英夫他著(2008) 162ページ、竹内啓介監修、寺西俊一・外川健一編著(2004) 36-38ページ、を参照。

量的把握が容易ではないELVについては、「前年の自動車保有台数+当年の新車販売台数-当年の自動車保有台数」という試算方法で推定されている。これは、「抹消登録台数」「推定廃車台数」と言われており、使用済みになり解体処理に向かう車両の量的把握に用いられている。

7) 小林英夫他著(2008) 163ページ、引用。

8) 中石斉孝(2006) 807ページ、引用。

9) 中石斉孝(2006)、竹内啓介監修、寺西俊一・外川健一編著(2004)、及び、小林英夫他著(2008)を参照。

10) 自動車リサイクル法制定を説明する仮説として、竹内啓介監修、寺西俊一・外川健一編著(2004)は、EUによる自動車リサイクル指令の発令や、政府による環境産業構築の流れもあげている。

11) 新たな自動車リサイクルシステムの概要については、竹内啓介監修、寺西俊一・外川健一編著(2004)、中石斉孝(2006)、およびTHチームとARTチームの関連ホームページを参照した。THチームに関しては、<http://www.toyotsurecycle.co.jp/>、ARTチームに関しては、<http://www.asrrt.jp/>、を参照。(2010年5月31日アクセス確認)

12) 廃車そのものの処理とリサイクルをメーカーに義務付けているわけではないので、正確には「拡大生産者責任」とは言えない。しかし、拡大生産者責任の日本的解釈とみる向きは多いと指摘されている。村松祐二(2006) 173ページ。

13) 村松祐二(2006)、177ページ、引用。自動車リサイクル法やそれに基づくリサイクルシステムは、必ずしも物質の消費量と廃棄物の発生量を根本的に抑制することを強調するものではない。

14) 自動車リサイクル法施行後、自動車リサイクル業界の再編淘汰や自動車リサイクル企業間の競争が激化しているということについては、荒木健史(2008)、北川克也(2005)、JETRO(2006)、竹内啓介監修、寺西俊一・外川健一編著(2004)、中石斉孝(2006)、広田

民郎（2005）、村松祐二（2006）などを参照した。なお、この点については、拙稿（2009）142－143ページ、も参照されたい。

- 15) Xグループは、X社を含めて5つの小規模企業から構成されており、グループ全体の社員数は役員を含めて約50名である。
- 16) SPN（Super - Line Partners Network）は、自動車リサイクル部品流通管理システム（スーパーラインシステム）の開発と管理運用を行う、いわゆる在庫共有ネットワークである。システムの管理運用に加えて、部品販売ノウハウを持つスタッフによる研修サービスや、海外でのビジネス展開に向けた翻訳サービスなど、加盟する自動車解体業者に向けて様々な事業を展開している。
- 17) Y社は成長の過程でグループ企業を11社にまで増加させたが、その後、錯綜する事業内容を整理するために3社にまでに再編統合している。
- 18) JAPRAは、業界団体である日本自動車リサイクル部品販売団体協議会に加盟する団体を中心になり設立した法人であり、“品質保証された在庫商品を迅速かつ安定的に供給する体制を確立する”ことを目的とした高度在庫情報流通システムである。在庫共有ネットワークを運用する10の団体が相互のネットワークを利用できるようにしたもので、加盟企業300を超える大規模なネットワークである。
- 19) この点については、同社の経営陣がT社からの出向者で占められていることも注目できる。訪問調査時において、Z社の取締役は全て、T自動車あるいはT通商からの出向者であった。
- 20) メタルリサイクル事業部とASRリサイクル事業部に加え、Z社には自動車リサイクル研究所がある。この研究所は、2001年にT自動車からZ社内に設立したものであり、T自動車からの出向者とZ社従業員が協働して「解体しやすい車両構造」、「適切で効率的な解体技術」を研究している。開発した技術のT自動車設計部門へのフィードバックを行い、また開発した自動車解体設備は自動車解体業者へも販売している。
- 21) 外川健一（2001）325ページ、引用。
- 22) 広田民郎（2005）24ページ、引用。
- 23) 澤田鉄平（2009）は、地球環境問題に対する資本主義の枠内での対策について論じる中で、「現実的には、個別資本間の競争によって、長期的に見た利益ではなく、短期の利益追求によって個別資本は束縛されているため、個別資本による環境問題への対策は、それが個別資本にとっての利潤率低下を防ぐ限りにおいて講じられる」と論じている（35ページ）
- 24) 村松祐二（2006）、177ページ、引用。

謝辞

お忙しいなかご対応いただきました各事業者の担当者の皆様には、ここに深く感謝申し上げます。なお、本調査ノートの記述内容に関する一切の責任は筆者にあることを明記しておきます。

【 調査 】

三重県における高年齢者雇用確保への取組み —— 2009年度の状況 ——

山川 和義

はじめに

現在、日本社会では、少子高齢化にともなう現役労働力不足への対応が必要となっている。他方で、高年齢者自身の生活の安定や、社会参加の機会の確保も必要となっている。そこで、将来的に日本社会が経済的な活力を持続的に維持するために、また、高年齢者の生活保障や自己実現の機会確保のためにも、高年齢者に対するその意欲と能力に応じた雇用機会の確保が急務となっている。

この問題に対応するための法政策として、2004年に高年齢者雇用安定法（以下、高年法）が改正され、公的高齢年金の支給開始年齢引上げをにらみつつ、2006年から65歳までの雇用確保措置を講ずることが、事業主に義務づけられることとなった。さらに、2007年からは「70歳まで働ける企業」の実現のための政策的な取組みが開始され、各都道府県では、「70歳まで働ける企業」創出事業が行われることとなった。三重県でも、2007年度以降、「70歳まで働ける企業」創出事業が継続して行われてきた。

そこで、本稿では、2009年度の「70歳まで働ける企業」創出事業の成果をもとに、三重県における高年齢者雇用確保への取組みを、全国的な状況も踏まえた上で紹介する。

I 高年齢者雇用確保に関する全国的な状況

1 高年法による高年齢者雇用確保

2004年高年法8条は60歳未満の定年の定めを禁止し、同法9条1項は、事業主に対して、その雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するための措置（以下、高年齢者雇用確保措置）を講じることが義務づけられている。その措置には、①当該定年の引上げ、②継続雇用制度（現に高年齢者が希望するときは、当該高年齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度）の導入、③当該定年の定め廃止の3つがあり、事業主はこれらのいずれかの措置を講じる義務を負う。なお、②継続雇用制度は、原則として希望者全員の雇用を継続するものであるが、同法9条2項が、継続雇用対象者を選別する基準を労使協定によって策定できるとしている。なお、高年齢者雇用確保措置は65歳までとされているが、この年齢設定は、実際には公的年金支給開始年齢の引上げにあわせており、2010年3月までは63歳、2010年4月から2013年3月までは64歳、2013年4月から65歳へと段階的に引き上げられる。

なお、②継続雇用制度の導入という選択肢は、労働者をいったん退職させ、再雇用するものであり、これをとると、再雇用時や契約更新時をきっかけに、事業主が継続雇用を拒否すると

か、労働条件を従前のそれよりも大幅に引き下げることが比較的容易となりうる。そのため、事業主は②の選択肢をとることが多く、このことは労働者の安定した雇用確保という観点から、問題を生じさせやすい。

2 全国的な高年齢者の雇用状況

全国的な高年齢者の雇用状況（2009年6月1日現在）は、2009年10月20日厚生労働省発表で明らかにされている。この調査は31人以上規模の企業136,605社を対象としたもので、これにより、高年法9条1項の高年齢者雇用確保措置の実施状況が明らかとなる。なお、対象企業の規模別の内訳は、31人～300人規模の中小企業は122,484社、301人以上規模の大企業は14,121社となっている。

2009年6月1日現在、31人以上規模のうち、高年齢者雇用確保措置の実施企業の割合は、95.6%となっており、うち、中小企業の95.3%、大企業の98.7%が実施している。実施された高年齢者雇用確保措置の上限年齢を65歳以上とする企業（定年なしも含む）は86.8%と、法定の年齢設定（2009年は63歳）よりも高い水準に引き上げるところが多いようである。なお、実施された高年齢者雇用確保措置の内訳は、①定年の定め廃止は2.9%、②継続雇用制度の導入は82.1%、③定年の引上げは15.1%となっている。②継続雇用制度の導入を選択する事業主が非常に多い状況にあるが、希望者全員を継続雇用の対象とする企業は44.6%にすぎず、半数以上の企業において、高年齢者は雇用継続を希望しても労使協定で定められた基準により職を失うおそれがある。他方、「70歳まで働ける企業」の割合は、全体の16.3%であり、あまり進展がみられていない。

このような高年齢者雇用確保に関する全国的な状況からは、（i）ほとんどの企業が、高年齢者雇用確保措置を講じていること、（ii）継続雇用制度の導入を選択する事業主が多く、その半数では継続雇用対象者の選別が行われうること、（iii）70歳まで働ける企業の創出はまだあまり進展していないという状況が見て取れる。

II 三重県における高年齢者雇用確保への取り組み

1 「70歳まで働ける企業」創出事業と取り組み

2007年度以降、「70歳まで働ける企業」の実現が推進されてきたが、2009年度は、三重労働局からの委託を受けて、三重県経営者協会が同事業を実施した。同事業は、①「70歳まで働ける企業」の推進と、②65歳以上まで希望者全員の雇用が確保される高年齢者雇用確保措置の実施の推進を目的とする。この目的達成のために、事業推進委員会の開催、実態調査アンケートの実施、企業訪問、高年齢者雇用管理セミナーの開催や、各企業での取り組みを推進するためのマニュアル作成・配布等の普及事業が行われた。以下では、これらの成果のうち、実態調査アンケートの結果をもとに、三重県における高年齢者雇用確保への取り組みの状況を概観する（実態調査アンケートの結果は、文末資料を参照）。

2 三重県における高齢者雇用確保への取組み状況

(1) 対象企業

本アンケートの調査対象は119社であり、その業種は製造業（40.3%）、卸・小売・飲食業（17.6%）、サービス業（16.8%）、運輸業（8.4%）、建設・土木業（4.2%）、不動産業（1.7%）等である。また、企業規模は、29人以下は9.2%、30から49人は10%、50から99人は16.8%、100から299人は31.9%、300から499人は13.4%そして、500人以上が16.8%と、100人以下の企業を対象としていた2008年事業と比べ、より規模の大きい企業が調査対象とされた。

(2) 高齢者雇用確保措置の実施状況

対象企業のうち、定年の定めがない企業は1.7%、65歳以上定年を定めている企業は7.6%にすぎず、ほとんどの企業は60歳定年制をとりつつ、継続雇用制度を導入している（アンケートQ1、Q5参照）。そのうちの多くの企業は定年の引上げを検討しておらず、60歳定年制＋継続雇用制度という高齢者雇用確保の構造は、今後も維持されると見込まれる（Q3参照）。

また、継続雇用対象者について、希望者全員とする企業は19.5%にとどまり、選別基準が設けられている企業は70.8%となっている（Q10参照）。高年法9条1項にいう継続雇用制度は、原則として希望者全員を雇用するものであるもので、三重県ではそれがあまり実施されていないといえよう。なお、具体的な基準の例としては、健康上の支障、働く意思・意欲、一定の業績評価等があげられる（Q12参照）。

(3) 「70歳まで働ける企業」の実現状況

継続雇用制度をとる企業のうち、17.7%は継続雇用の上限を66歳以上（70歳以上は10.6%）とするが、他方で71.7%は65歳としており、またその約7割は今後の引上げを検討していない（Q6、Q8参照）。「70歳まで働ける企業」の創出を企業自体が進んで取り組もうという意識は今のところ低いことを表しているといえる。なお、企業は、65歳を超えての継続雇用制度の導入の場合の課題として、健康上の不安、職務遂行能力の不安、本人の意欲等をあげている（Q14）。

(4) 高齢者雇用確保措置についての意見

本アンケートは、高齢者雇用確保措置についての意見も収集している。簡単にまとめると、企業は、①若年者雇用とのバランスや、②企業だけでは高齢者雇用を支えられないこと、③継続雇用後の処遇の困難さ等を、高齢者雇用確保措置の実施における問題と捉えているようである（文末資料参照）。

(5) まとめ

以上から、本アンケートからみてとれる特徴を、全国的な状況を踏まえて整理しておきたい。

まず、高年齢者雇用確保措置はすでにほとんどの企業で行われているが、そのうちのほとんどが継続雇用制度の導入を選択し、その半数が対象者の選別を行っているという点は、全国的な状況と変わらないといえる。また、「70歳まで働ける企業」の割合が2割に満たない（定年の定めなし、70歳以上を上限とする継続雇用制度導入企業を合算）のも、全国的な状況と変わらない。もっとも、「70歳まで働ける企業」が自主的に生じるような機運も見いだしがたい状況の解消は、今後の課題であろう。

（6）「70歳まで働ける企業」創出事業の結果

なお、本事業の取組全体から、本事業の開始時と比較して、①「70歳まで働ける企業」は、12.6%から18.5%へと6%増加し、②65歳以上まで希望者全員の雇用が確保される高年齢者雇用確保措置の実施企業は21.8%から33.6%へと10%以上の増加となっており、2009年度の事業目的は達成されたといえる（「70歳まで働ける企業」創出事業実施結果報告書より）。

おわりに

三重県における「70歳まで働ける企業」創出事業のアンケート結果から得られた結果に限ってみれば、全国的にみて、三重県の高年齢者雇用確保の状況は平均的なものであり、三重県固有の特徴は見て取ることはできなかった。もっとも、高年法による65歳までの雇用確保措置は義務化されて間もない上、「70歳まで働ける企業」創出事業は、開始後まだ3年しか経過していない。そのため、「70歳まで働ける企業」を実現するという高年齢者雇用確保のために具体的な実現方法を行政側が提示したり、70歳までの雇用確保を法的に義務づけることは困難であろう。よって、現段階では、「70歳まで働ける企業」の実現の必要性を、よりわかりやすく周知し、企業に納得させることが、まずは必要といえる（厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部「高年齢者職業安定対策基本方針」平成21年4月1日厚生労働省告示第252号も参照）。

他方、多くの企業が継続雇用制度を導入し、その半数が希望者全員を雇用していない点は、高年齢者の安定した雇用の確保という高年法の法目的に照らして、看過できない。そもそも、本アンケートや厚生労働省発表からは、定年後再雇用時の労働条件や就業環境の変化の状況が明らかとはならない。定年後再雇用時に労働条件等が大きく変更されることが想定されるため、この点についての三重県ないし全国的な実態調査が望まれる。

少子高齢化がいつそう進展していく中で、「70歳まで働ける企業」の実現は喫緊の課題である。三重県固有の課題や特徴を明らかにし、高年齢者の雇用確保を進めていくためには、今後も「70歳まで働ける企業」創出事業や政策の推移は注目されるべきと考える。

参考文献

- 1) 三重県経営者協会「平成21年度『70歳まで働ける企業』創出事業報告書」（2009年3月）

(アンケート結果は、次頁以下に掲載)

- 2) 拙稿「高年齢者の雇用確保に関する三重県での取組み」地研年報第14号(2009年)83頁
(2008年度の状況)
- 3) 平成21年10月20日厚生労働省発表「平成21年6月1日現在の高年齢者の雇用状況について」
(<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/10/h1020-1.html>)

70 歳まで働ける企業創出事業
アンケート結果
(平成 21 年度版)

平成 22 年 3 月

三 重 県 経 営 者 協 会

調査の概要

1. 調査目的

三重労働局より委託を受けた「70 歳まで働ける企業」創出事業を進めていくにあたり、高年齢雇用の実態と、継続雇用制度の導入状況および制度導入に際しての阻害要因などについて把握し、事業推進のための基礎資料とすることを目的として、本アンケート調査を実施しました。

なお、2 回目の調査は、1 回目の調査で回答があった先に対して実施し、2 回目の調査で回答がなかった先については、1 回目の回答をそのまま用いました。

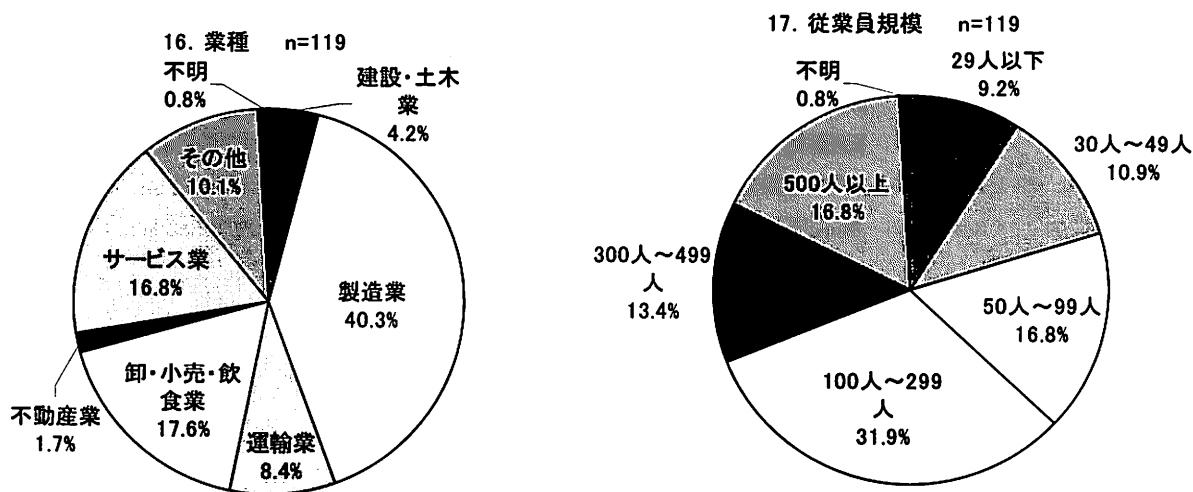
2. 調査方法

(参考：1 回目の調査)

○調査対象	119 社	267 社
○調査方法	郵送による配布・回収	同左
○調査期間	平成 22 年 1 月 8 日～1 月 29 日	H21.6.10～7.10
○回収結果	回収数 77 件（回収率 64.7%）	119 件（回収率 44.6%）

集計結果についての注意事項：四捨五入の関係で割合（%）の合計は 100%にならない場合がある。
また、複数回答可の設問では、複数の選択肢を選べるため合計が 100%を超える場合がある。

3. 回答企業の概要



〔業種〕

回答企業の業種構成において、製造業が 40.3%と最も高く、次いで、卸・小売・飲食業 17.6%、サービス業 16.8%となっている。

〔従業員規模〕

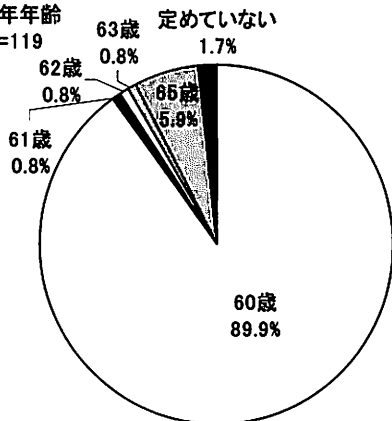
100～299 人が 31.9%と最も高く、次いで 500 人以上、50～99 人がともに 16.8%となっている。

1. 定年制度について（H22年3月31日現在）

Q1 定年年齢は何歳ですか。（1つだけ）

定年年齢を「60歳」とする回答が約9割を占める。「60歳」以外の年齢区分については、「65歳」が5.9%となっているほかはいずれも2%に満たない。

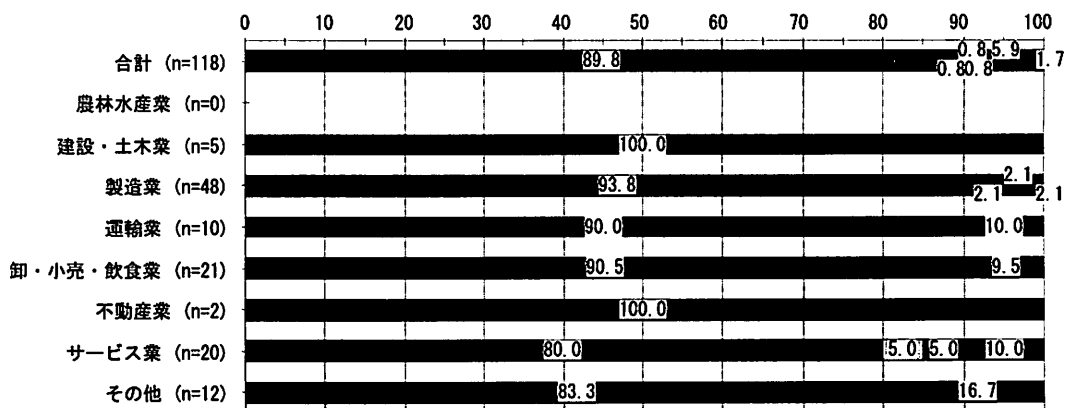
1. 定年年齢
n=119



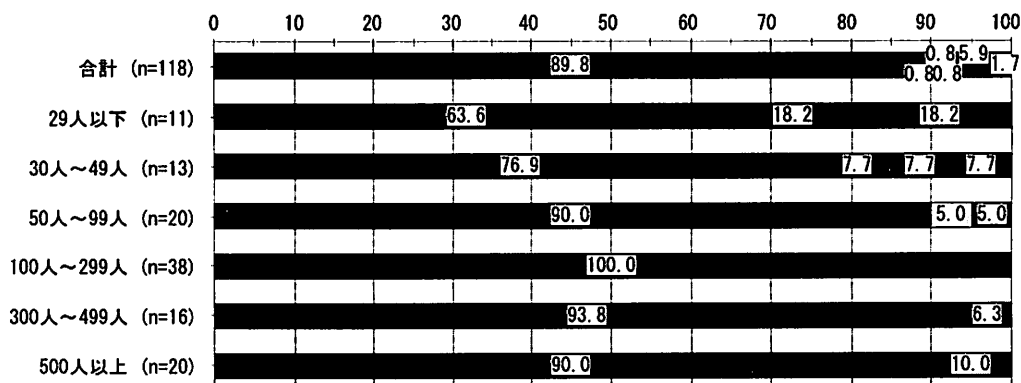
1. 定年年齢

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	60歳	107	89.9
2	61歳	1	0.8
3	62歳	1	0.8
4	63歳	1	0.8
5	64歳	0	0.0
6	65歳	7	5.9
7	66歳～69歳	0	0.0
8	70歳以上	0	0.0
9	定めていない	2	1.7
10	その他	0	0.0
	不明	0	0.0
	サンプル数(%ベース)	119	100.0

1. 定年年齢 × 業種（統合）



1. 定年年齢 × 17. 従業員規模

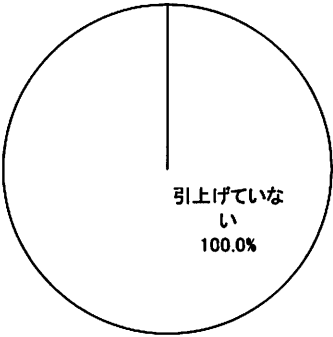


60歳
 61歳
 62歳
 63歳
 64歳
 65歳
 66歳～69歳
 70歳以上
 定めていない
 その他

Q2 定年年齢を定めている企業の方にお尋ねします。今年度中(H21 年4月からH22 年3月末まで)に、定年年齢を引き上げましたか。(1つだけ)

いずれの企業も「今年度中に引上げていない」と回答している。

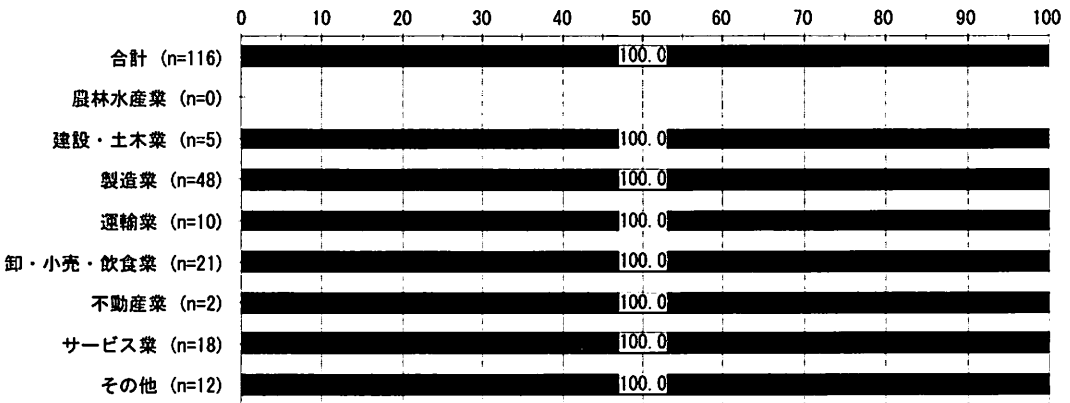
2. 今年度中の定年年齢の引き上げ n=117



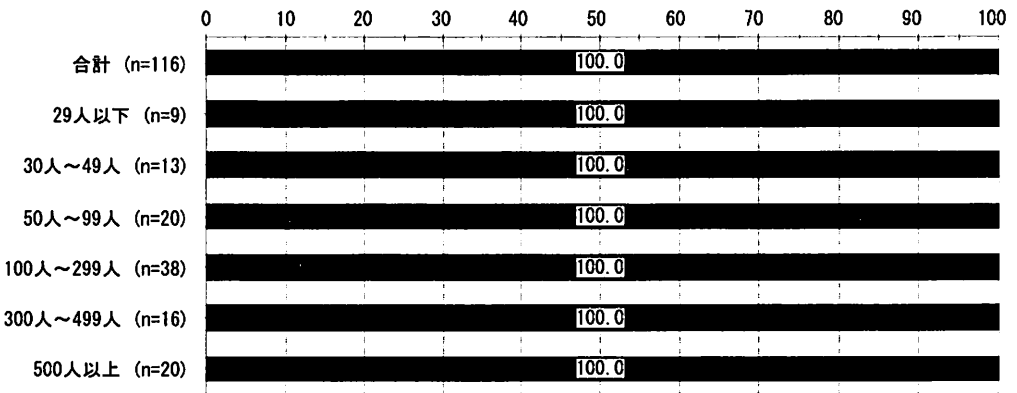
2. 今年度中の定年年齢の引き上げ

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	引上げた	0	0.0
2	引上げていない	117	100.0
	不明	0	0.0
	サンプル数(%ベース)	117	100.0

2. 今年度中の定年年齢の引き上げ × 業種(統合)



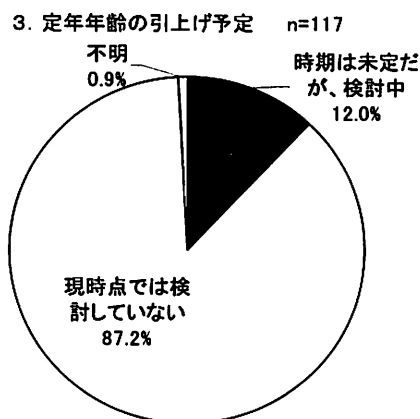
2. 今年度中の定年年齢の引き上げ × 17. 従業員規模



■ 引上げた ■ 引上げていない

Q3 定年年齢を定めている企業の方にお尋ねします。今後、定年年齢を引き上げる予定はありますか。(1つだけ)

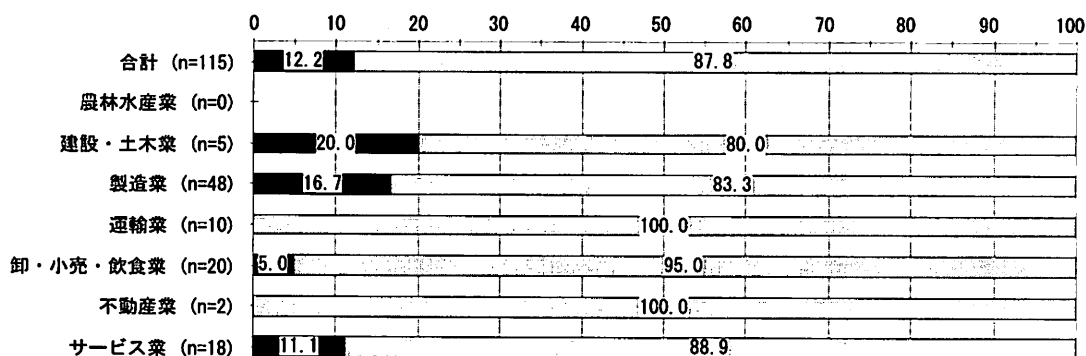
「現時点では検討していない」が87.2%と大半を占め、「時期は未定だが、検討中」が12.0%となっている。来年度中に引上げ予定との回答はない。



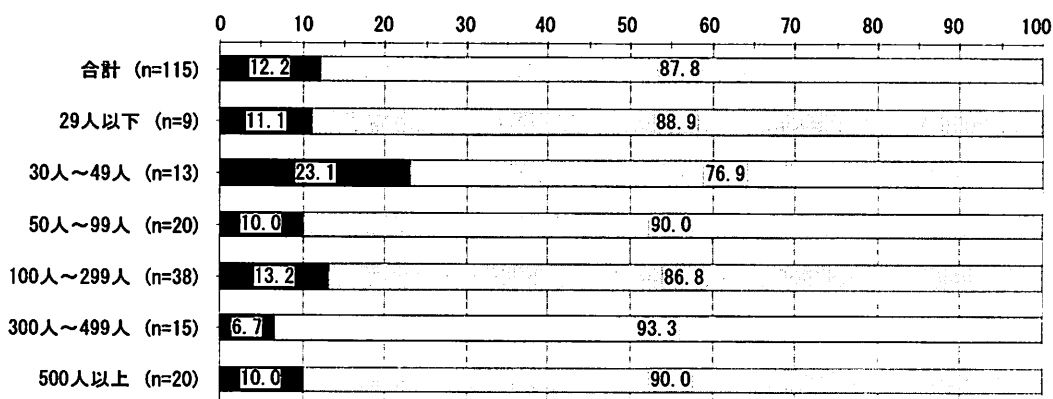
3. 定年年齢の引上げ予定

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	来年度中(H23年3月まで)	0	0.0
2	時期は未定だが、検討中	14	12.0
3	現時点では検討していない	102	87.2
	不明	1	0.9
	サンプル数(%ベース)	117	100.0

3. 定年年齢の引上げ予定 × 業種(統合)



3. 定年年齢の引上げ予定 × 17. 従業員規模

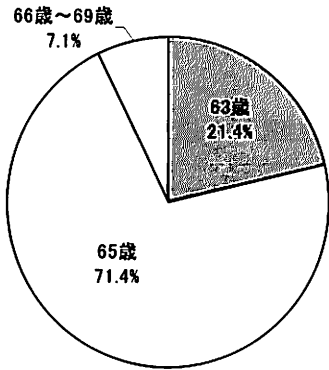


■ 来年度中(H23年3月まで) ■ 時期は未定だが、検討中 □ 現時点では検討していない

Q4 上記Q3で①、②と回答した企業の方にお尋ねします。引き上げ予定・検討の定年年齢は何歳ですか。(1つだけ)

該当事業所のうち、引き上げ予定の定年年齢は、「65歳」が71.4%と最も高く、「63歳」が21.4%、「66歳～69歳」が7.1%となっている。

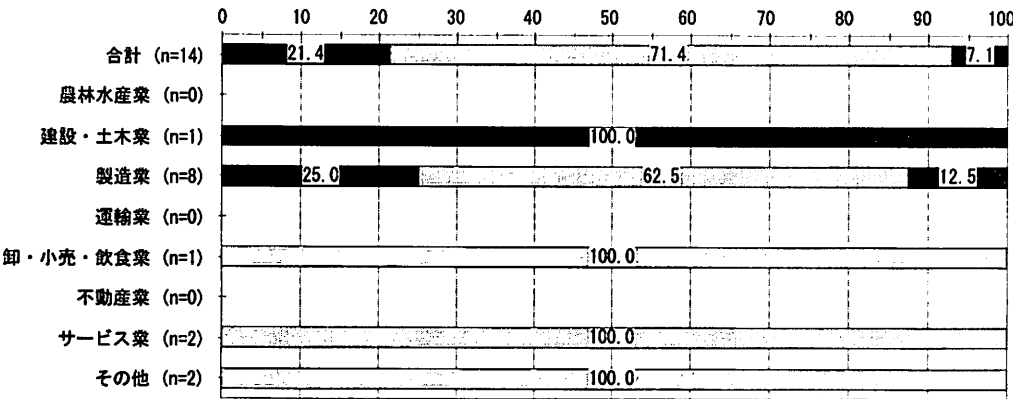
4. 引き上げ予定の定年年齢 n=14



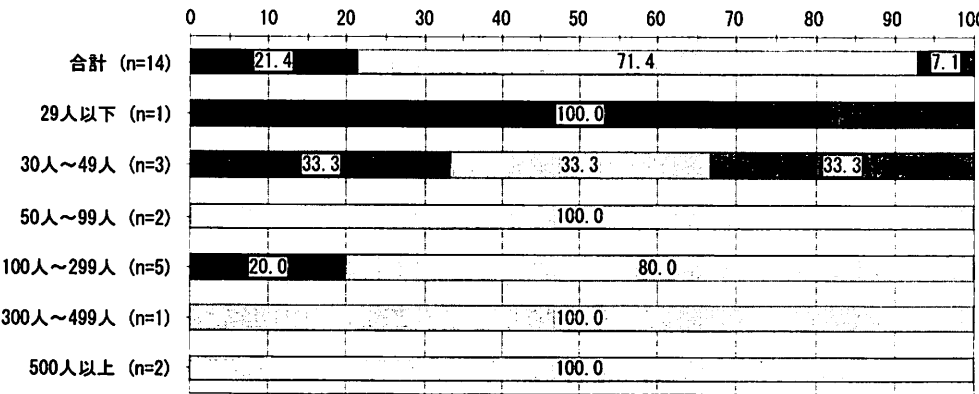
4. 引き上げ予定の定年年齢

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	63歳	3	21.4
2	64歳	0	0.0
3	65歳	10	71.4
4	66歳～69歳	1	7.1
5	70歳以上(定めなしを含む)	0	0.0
	不明	0	0.0
	サンプル数(％ベース)	14	100.0

4. 引き上げ予定の定年年齢 × 業種(統合)



4. 引き上げ予定の定年年齢 × 17. 従業員規模



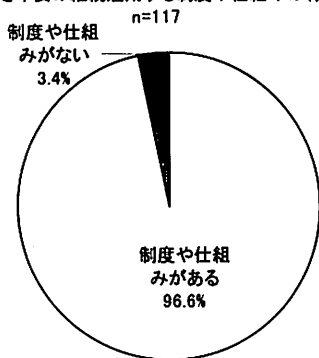
63歳 64歳 65歳 66歳～69歳 70歳以上(定めなしを含む)

2. 継続雇用制度について（H22年3月31日現在）

Q5 勤務延長制度や再雇用制度など、定年後も継続雇用する制度や何らかの仕組みがありますか。（1つだけ）

「制度や仕組みがある」が、96.6%にのぼり、多くの企業で継続雇用の制度や仕組みがあることがうかがえる。29人以下の企業で「制度や仕組みがない」との回答がやや多い。

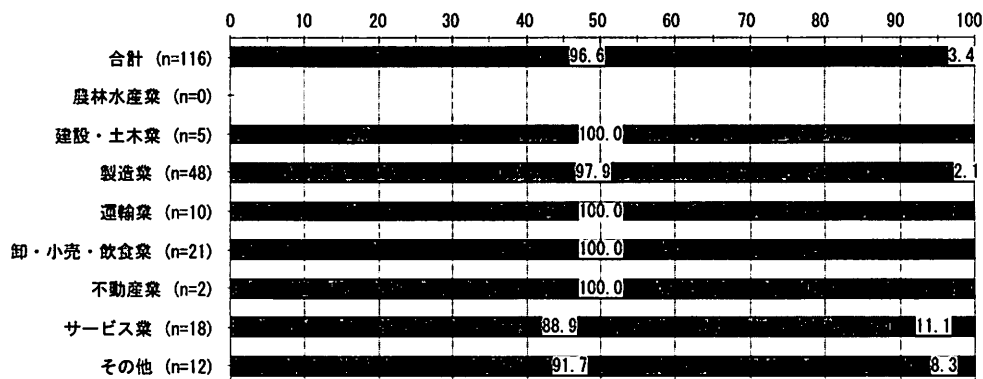
5. 定年後の継続雇用する制度や仕組みの有無



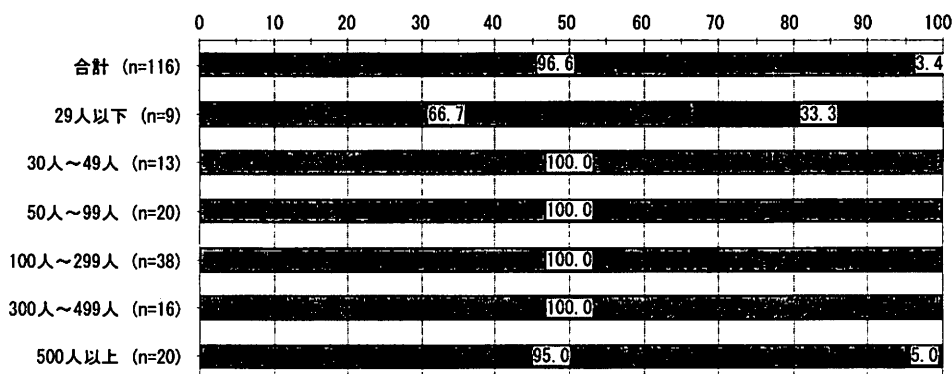
5. 定年後の継続雇用する制度や仕組みの有無

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	制度や仕組みがある	113	96.6
2	制度や仕組みがない	4	3.4
	不明	0	0.0
	サンプル数(％ベース)	117	100.0

5. 定年後の継続雇用する制度や仕組みの有無 × 業種(統合)



5. 定年後の継続雇用する制度や仕組みの有無 × 17. 従業員規模

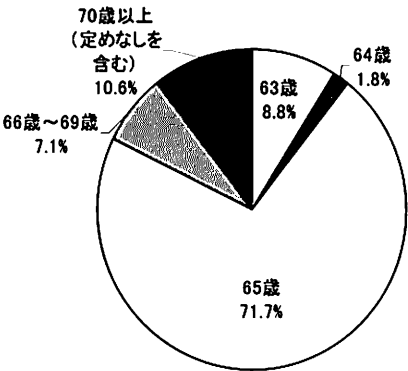


■ 制度や仕組みがある ■ 制度や仕組みがない

Q6 上記Q5で①と回答した企業の方にお尋ねします。継続雇用や何らかの仕組みで働ける上限年齢は何歳ですか。(1つだけ)

継続雇用の上限年齢を「65歳」とする回答が7割以上にのぼり、次いで「70歳以上又は定めていない」が10.6%、「63歳」が8.8%と続いている。

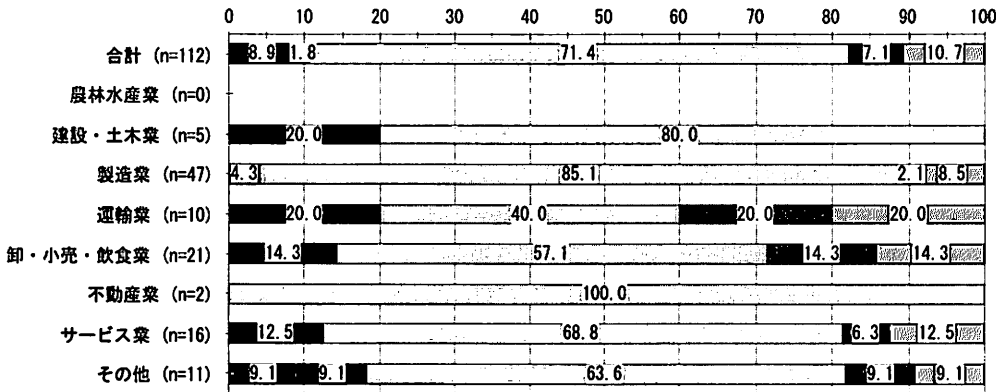
6. 継続雇用や仕組みで働ける上限年齢 n=113



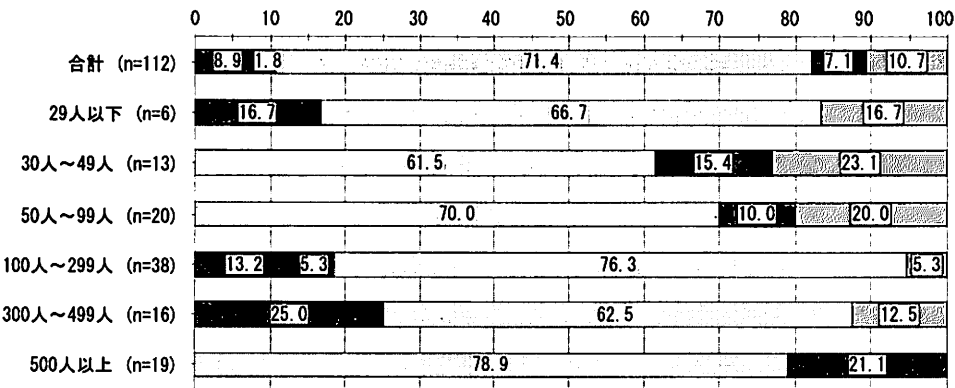
6. 継続雇用や仕組みで働ける上限年齢

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	63歳	10	8.8
2	64歳	2	1.8
3	65歳	81	71.7
4	66歳～69歳	8	7.1
5	70歳以上 (定めなしを含む)	12	10.6
	不明	0	0.0
	サンプル数 (%ベース)	113	100.0

6. 継続雇用や仕組みで働ける上限年齢 × 業種 (統合)



6. 継続雇用や仕組みで働ける上限年齢 × 17. 従業員規模

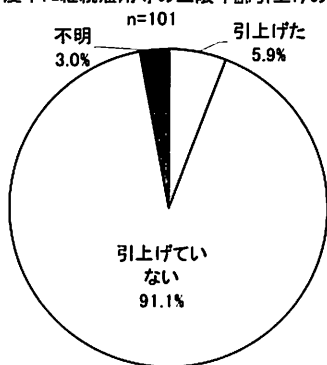


■ 63歳 ■ 64歳 □ 65歳 ■ 66歳～69歳 ■ 70歳以上 (定めなしを含む)

Q7 継続雇用や何らかの仕組みで働ける上限年齢を定めている企業の方にお尋ねします。今年度中(H21 年4月からH22 年3月末まで)に、上限年齢を引き上げましたか。(1つだけ)

今年度中の継続雇用の上限年齢の引き上げについては、今年度中に「引上げた」企業が 5.9%となっている。9 割以上の企業で、今年度は「引上げていない」と回答している。

7. 今年度中に継続雇用等の上限年齢引き上げの有無

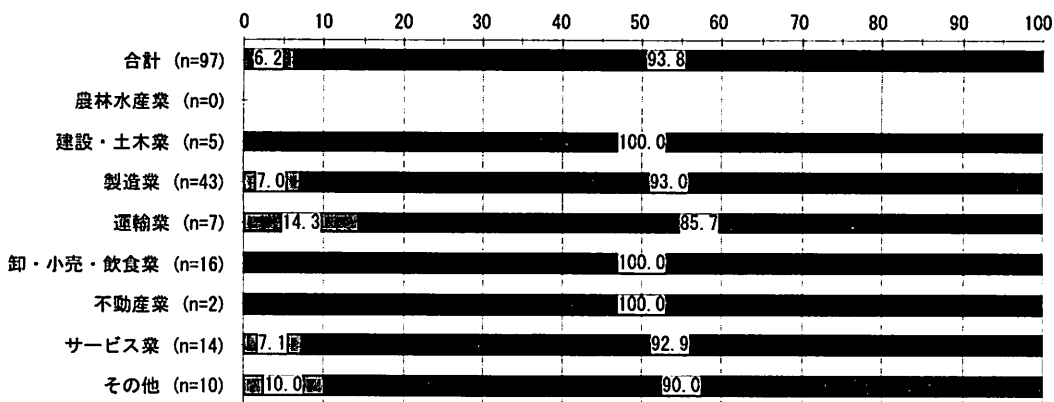


- ・ 63 歳から 64 歳に・・・ 4 件
 - ・ 64 歳から 65 歳に・・・ 1 件
 - ・ 65 歳から 66 歳に・・・ 1 件
- ★引き上げ幅は、いずれも 1 歳分

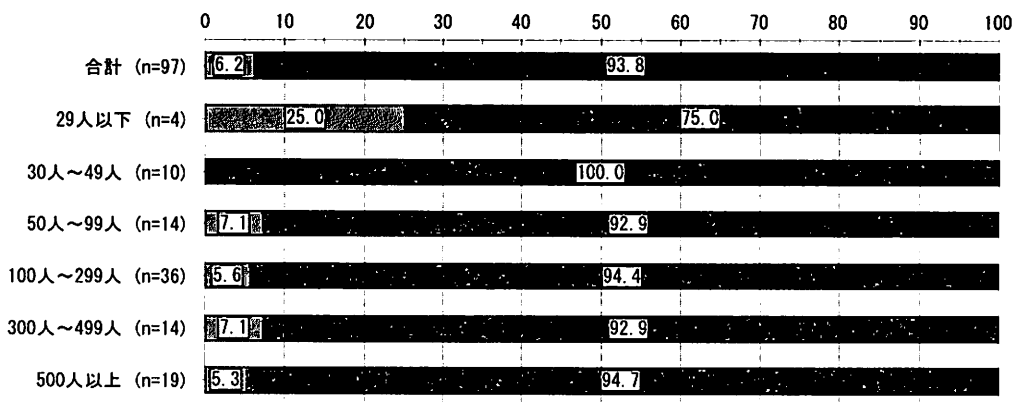
7. 今年度中に継続雇用等の上限年齢引き上げの有無

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	引上げた	6	5.9
2	引上げていない	92	91.1
	不明	3	3.0
	サンプル数(%ベース)	101	100.0

7. 今年度中に継続雇用等の上限年齢引き上げの有無 × 業種(統合)



7. 今年度中に継続雇用等の上限年齢引き上げの有無 × 17. 従業員規模

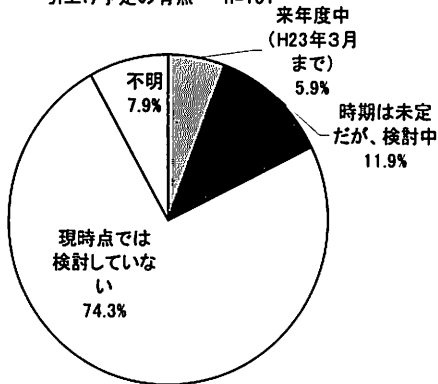


□ 引上げた ■ 引上げていない

Q8 継続雇用や何らかの仕組みで働ける上限年齢を、今後、引き上げる予定はありますか。(1つだけ)

継続雇用の上限年齢の引き上げ予定については、「現時点では検討していない」が74.3%と最も高く、特に30人～99人、500人以上の企業では9割以上にのぼっている。次いで「時期は未定だが、検討中」(11.9%)となり、「来年度中」は5.9%にとどまっている。

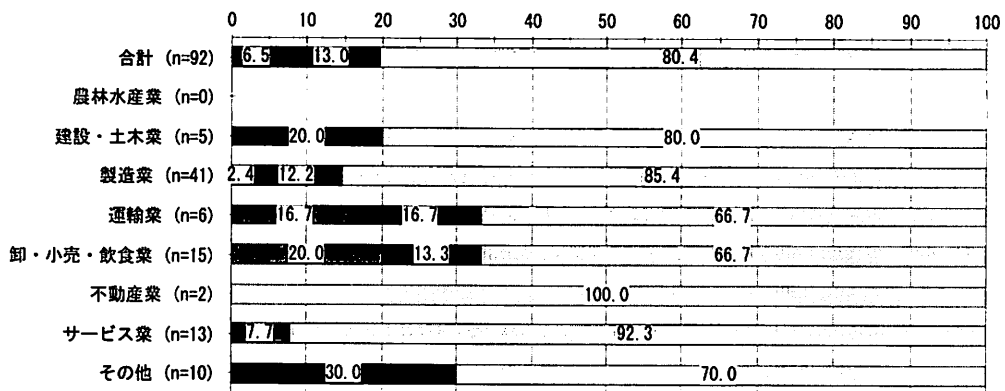
8. 継続雇用や仕組みで働ける上限年齢の
引き上げ予定の有無 n=101



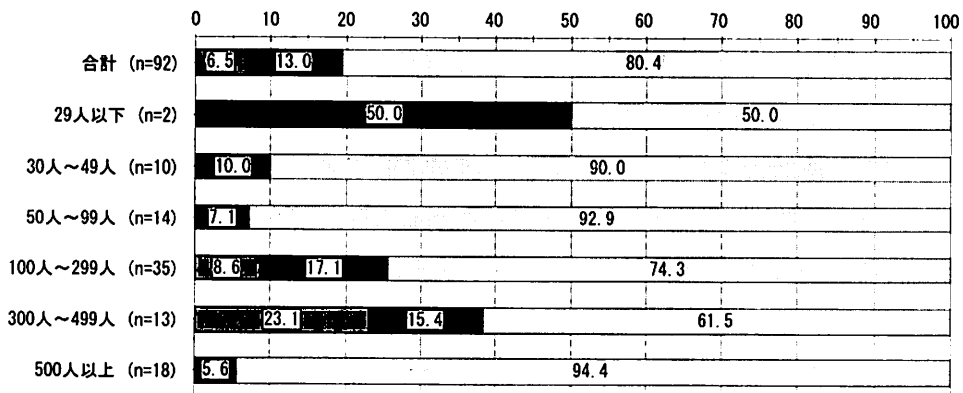
8. 継続雇用や仕組みで働ける上限年齢の引き上げ予定の有無

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	来年度中 (H23年3月まで)	6	5.9
2	時期は未定だが、検討中	12	11.9
3	現時点では検討していない	75	74.3
	不明	8	7.9
	サンプル数 (9%ベース)	101	100.0

8. 継続雇用や仕組みで働ける上限年齢の引き上げ予定の有無 × 業種 (統合)



8. 継続雇用や仕組みで働ける上限年齢の引き上げ予定の有無 × 17. 従業員規模

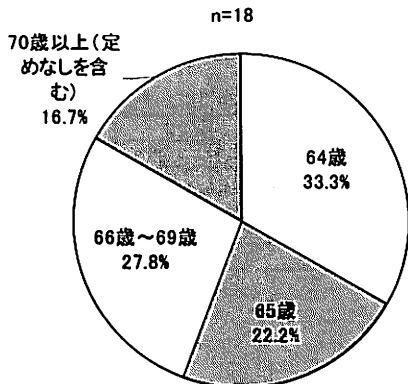


■ 来年度中 (H23年3月まで) ■ 時期は未定だが、検討中 □ 現時点では検討していない

Q9 上記Q8で①、②と回答した企業の方にお尋ねします。引き上げ予定・検討の上限年齢は何歳ですか。(1つだけ)

引き上げ予定の上限年齢は、「64歳」とする回答が33.3%と最も高く、「66歳～69歳」が27.8%と続いている。なお、前問Q8の来年度中引き上げ予定はすべて「64歳」。

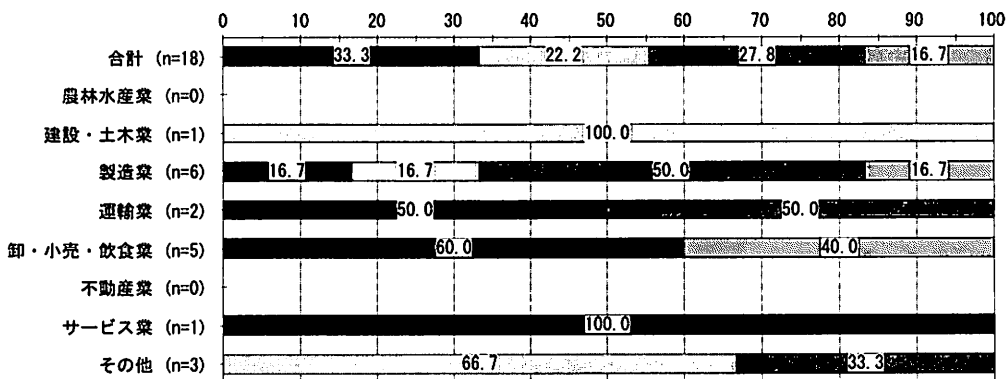
9. 引き上げ予定の継続雇用や仕組みで働ける上限年齢



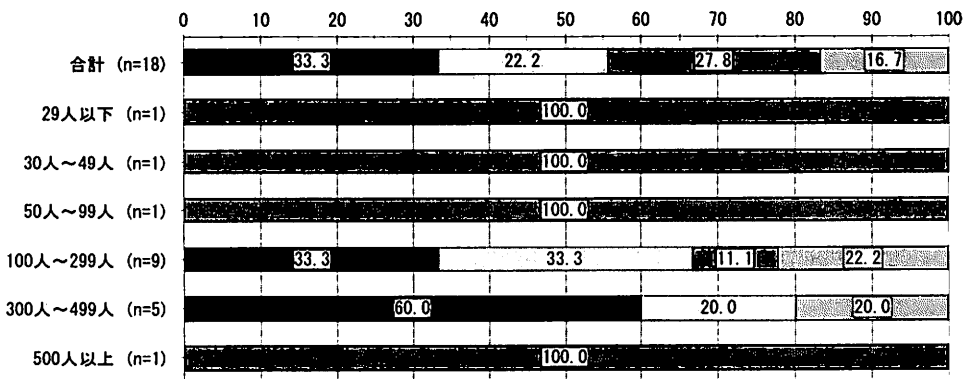
9. 引き上げ予定の継続雇用や仕組みで働ける上限年齢

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	63歳	0	0.0
2	64歳	6	33.3
3	65歳	4	22.2
4	66歳～69歳	5	27.8
5	70歳以上(定めなしを含む)	3	16.7
	不明	0	0.0
	サンプル数(96ベース)	18	100.0

9. 引き上げ予定の継続雇用や仕組みで働ける上限年齢 × 業種(統合)



9. 引き上げ予定の継続雇用や仕組みで働ける上限年齢 × 17. 従業員規模

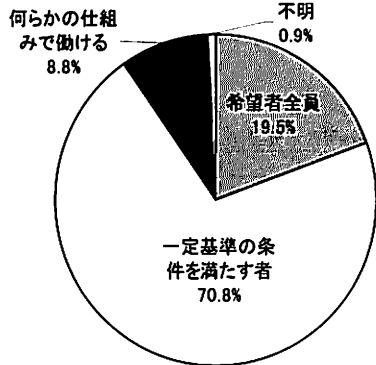


63歳 64歳 65歳 66歳～69歳 70歳以上(定めなしを含む)

Q10 定年後も継続雇用する対象者の条件はどのようなものですか。(1つだけ)

定年後も継続雇用する対象者の条件として「一定基準の条件を満たす者」が 70.8%と 7 割以上を占め、次いで、「希望者全員」が 19.5%となっている。

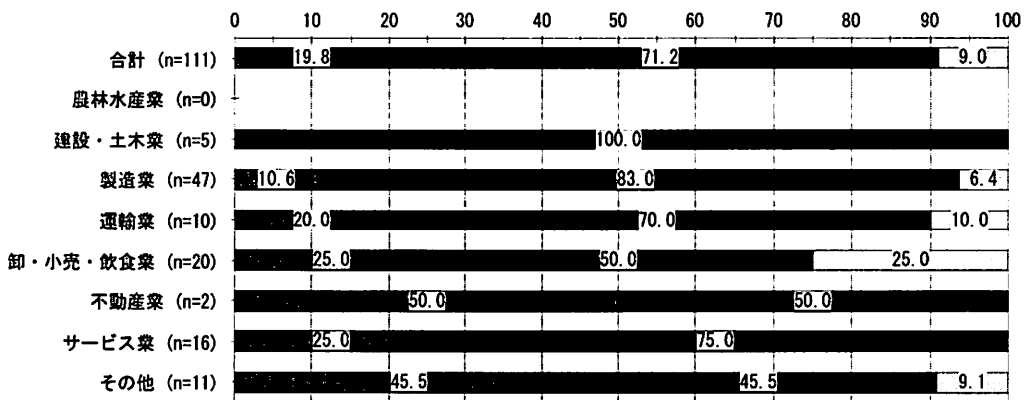
10. 継続雇用する対象者の条件 n=113



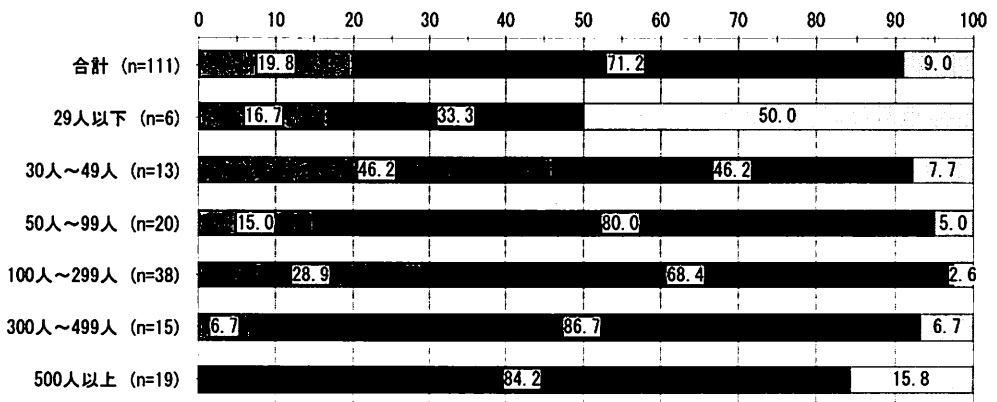
10. 継続雇用する対象者の条件

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	希望者全員	22	19.5
2	一定基準の条件を満たす者	80	70.8
3	何らかの仕組みで働ける	10	8.8
	不明	1	0.9
	サンプル数(%ベース)	113	100.0

10. 継続雇用する対象者の条件 × 業種(統合)



10. 継続雇用する対象者の条件 × 17. 従業員規模

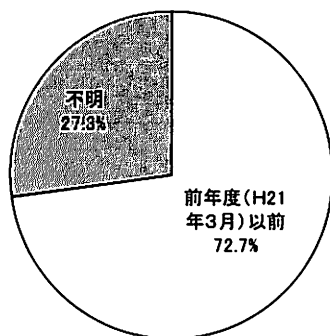


希望者全員
 一定基準の条件を満たす者
 何らかの仕組みで働ける

Q11 上記Q10で①と回答した企業の方にお尋ねします。継続雇用する対象者の条件や仕組みを「希望者全員」としたのは今年度中(H21 年4月からH22 年3月末まで)ですか。(1つだけ)

「前年度以前」の企業が 72.7%と 7 割以上を占め、「今年度中」とした企業はない。

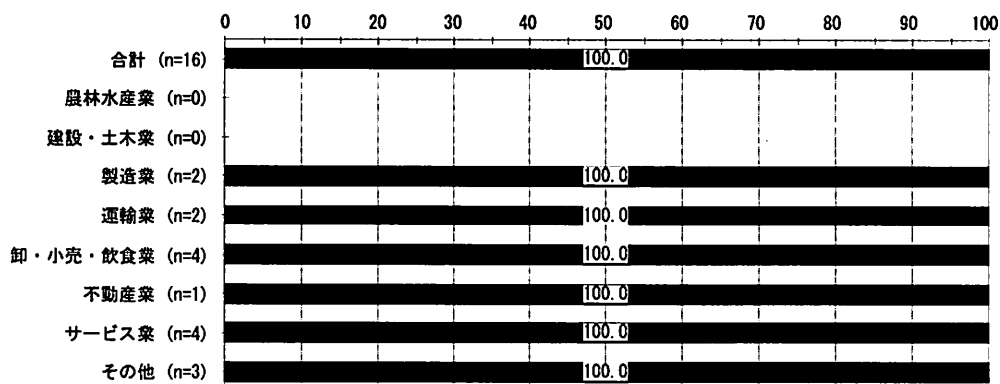
11. 継続雇用する対象を希望者全員とした時期
n=22



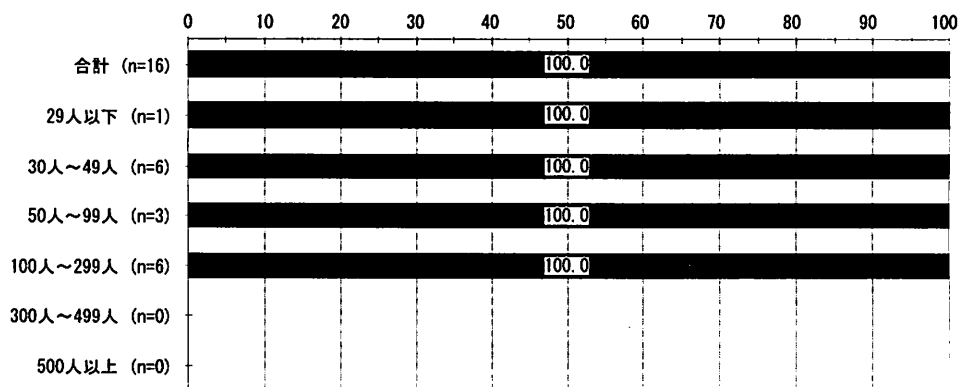
11. 継続雇用する対象を希望者全員とした時期

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	今年度中	0	0.0
2	前年度(H21年3月)以前	16	72.7
	不明	6	27.3
	サンプル数(%ベース)	22	100.0

11. 継続雇用する対象を希望者全員とした時期 × 業種(統合)



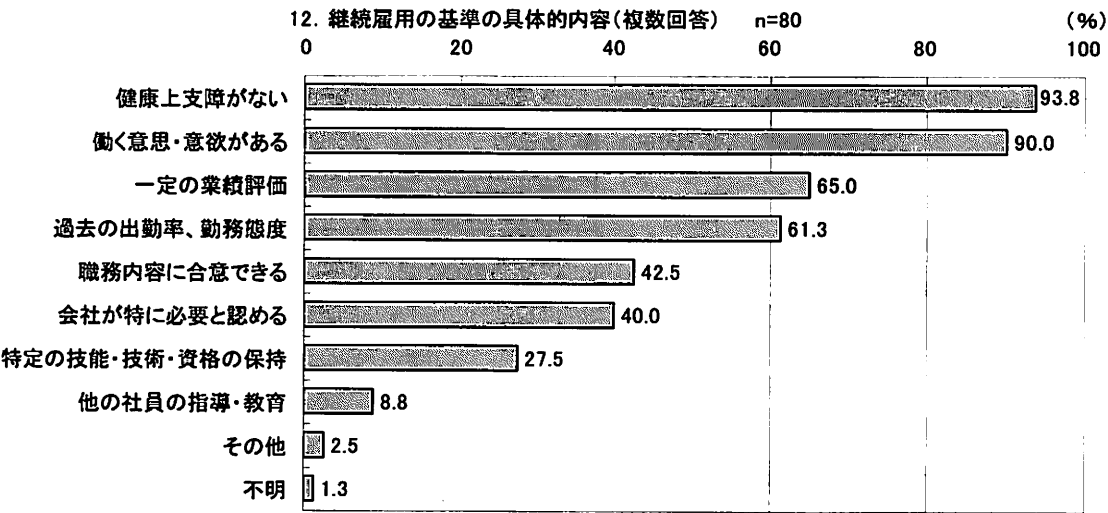
11. 継続雇用する対象を希望者全員とした時期 × 17. 従業員規模



■ 今年度中 ■ 前年度(H21年3月)以前

Q12 上記Q10で②と回答した企業の方にお尋ねします。基準の具体的な内容はどのようなものですか。(いくつでも)

基準の具体的な内容として、「健康上支障がない」が93.8%、「働く意思・意欲がある」が90.0%と特に高く、該当企業のほとんどが具体的な基準としていることがうかがえる。次いで「一定の業績評価」が65.0%、「過去の出勤率、勤務態度」が61.3%と続いている。



12. 継続雇用の基準の具体的な内容(複数回答)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	健康上支障がない	75	93.8
2	働く意思・意欲がある	72	90.0
3	一定の業績評価	52	65.0
4	過去の出勤率、勤務態度	49	61.3
5	職務内容に合意できる	34	42.5
6	会社が特に必要と認める	32	40.0
7	特定の技能・技術・資格の保持	22	27.5
8	他の社員の指導・教育	7	8.8
9	その他	2	2.5
	不明	1	1.3
	サンプル数(%ベース)	80	100.0

注: サンプル数は回答企業数であり、件数の合計とは合わない

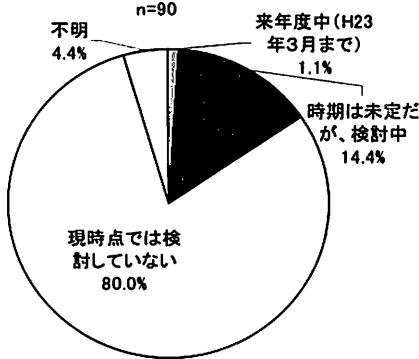
<その他>

- ・懲戒処分の有無
- ・懲戒を受けたことがない者

Q13 上記Q10で②、③と回答した企業の方にお尋ねします。今後、継続雇用する対象者の条件や仕組みを「希望者全員」に変更する予定はありますか。(1つだけ)

「現時点では検討していない」が80.0%と高く、次いで「時期は未定だが、検討中」が14.4%となり、具体的な期限を決めての変更予定はごくわずかにとどまっている。

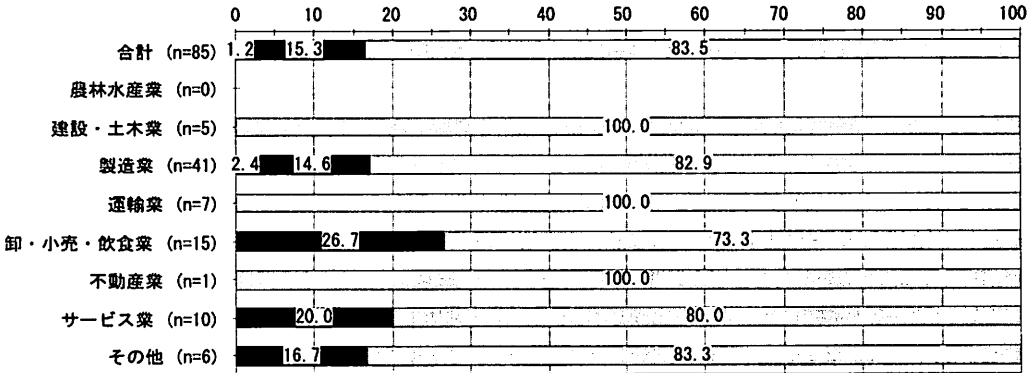
13. 継続雇用者を「希望者全員」と変更する予定の有無



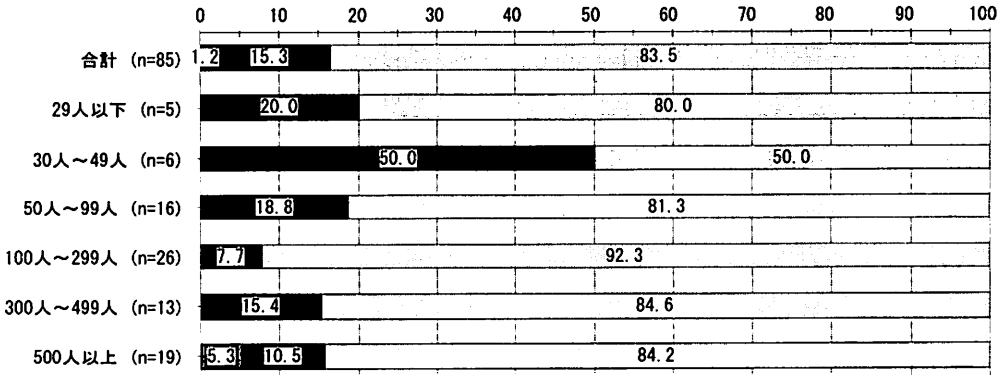
13. 継続雇用者を「希望者全員」と変更する予定の有無

No.	カテゴリ	件数	全体%
1	来年度中(H23年3月まで)	1	1.1
2	時期は未定だが、検討中	13	14.4
3	現時点では検討していない	72	80.0
	不明	4	4.4
	サンプル数(%ベース)	90	100.0

13. 継続雇用者を「希望者全員」と変更する予定の有無 × 業種(統合)



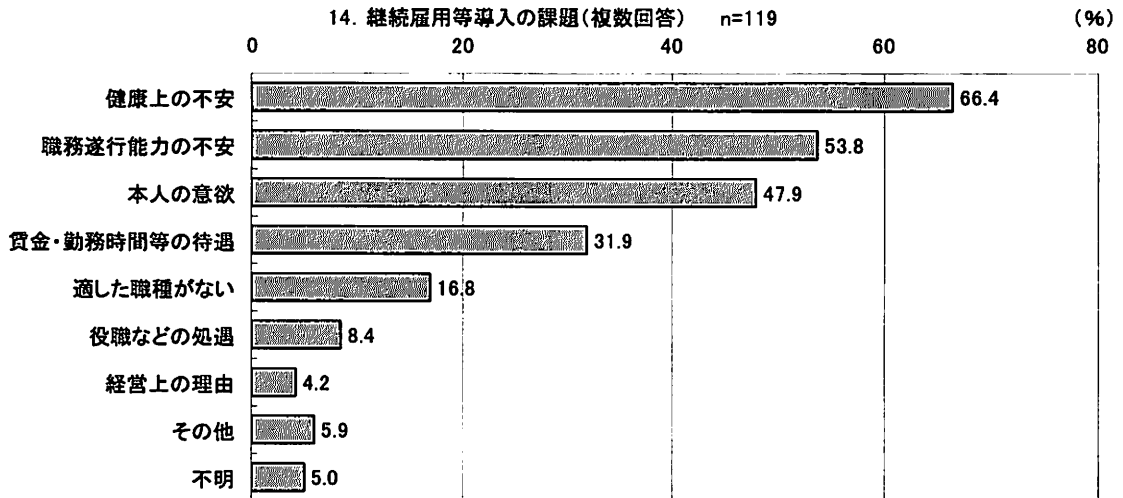
13. 継続雇用者を「希望者全員」と変更する予定の有無 × 17. 従業員規模



■ 来年度中(H23年3月まで) ■ 時期は未定だが、検討中 □ 現時点では検討していない

Q14 65 歳を超えて、継続雇用等を導入する場合の課題はどのようなことですか。(いくつでも)

65 歳を超えて継続雇用等を導入する場合の課題としては、高い順に「健康上の不安」が 66.4%、「職務遂行能力の不安」が 53.8%、「本人の意欲」が 47.9%、「賃金・勤務時間等の待遇」が 31.9% となっている。



14. 継続雇用等導入の課題(複数回答)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	健康上の不安	79	66.4
2	職務遂行能力の不安	64	53.8
3	本人の意欲	57	47.9
4	賃金・勤務時間等の待遇	38	31.9
5	適した職種がない	20	16.8
6	役職などの処遇	10	8.4
7	経営上の理由	5	4.2
8	その他	7	5.9
	不明	6	5.0
	サンプル数(%ベース)	119	100.0

注: サンプル数は回答企業数であり、件数の合計とは合わない

<経営上の理由>

- ・採用数とのバランス
- ・若年層の採用に影響
- ・新入社員を確保しにくくなる
- ・派遣先企業での年齢制限有
- ・収支バランス

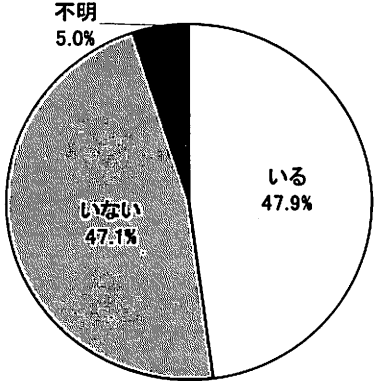
<その他>

- ・適正人員と年齢構成
- ・現状とのギャップ
- ・若年層の雇用枠が少なくなる
- ・関係機関との調整

Q15 現在 66 歳以上の従業員(パート等含む)はいますか。いる場合は、男女別人数と、該当職種をお選び下さい。

66 歳以上の年齢の従業員については、「いる」47.9%、「いない」47.1%とほぼ同数となっている。従業員の男女別の内訳については、男性の方が多数の従業員が占める割合が高い。職種は技術職が多くなっている。

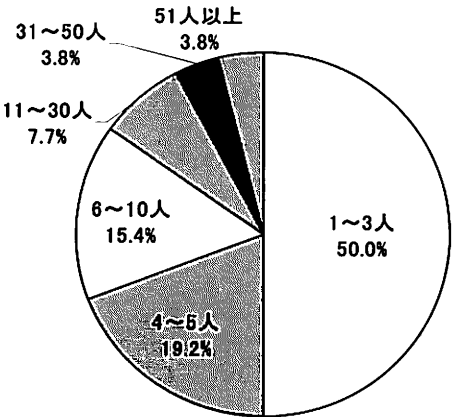
15. 66歳以上従業員の有無 n=119



15. 66歳以上従業員の有無

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	いる	57	47.9
2	いない	56	47.1
	不明	6	5.0
	サンプル数(%ベース)	119	100.0

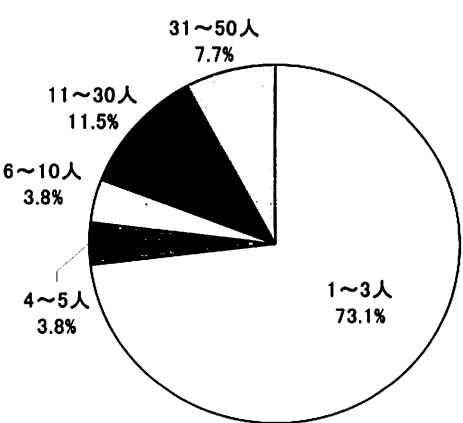
15. 66歳以上従業員の有無・男性 n=52



15. 66歳以上従業員の有無・男性

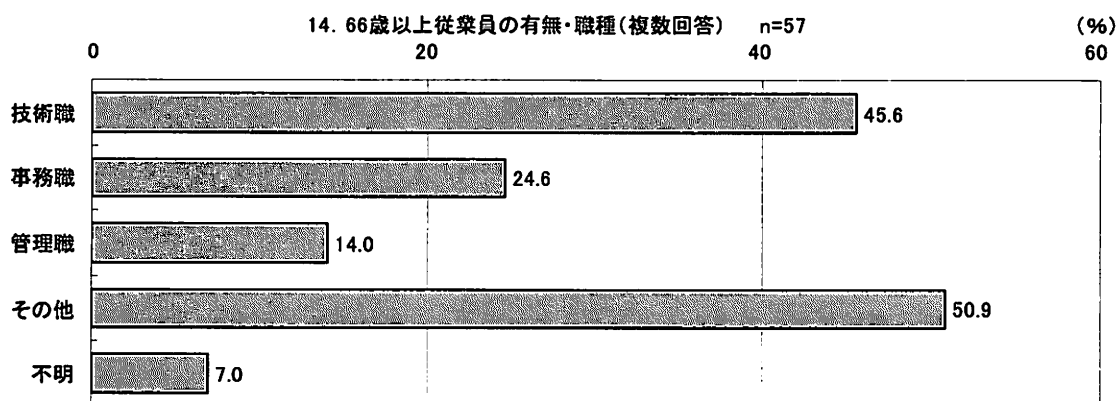
No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	1~3人	26	50.0
2	4~5人	10	19.2
3	6~10人	8	15.4
4	11~30人	4	7.7
5	31~50人	2	3.8
6	51人以上	2	3.8
	サンプル数(%ベース)	52	100.0

15. 66歳以上従業員の有無・女性 n=26



15. 66歳以上従業員の有無・女性

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	1~3人	19	73.1
2	4~5人	1	3.8
3	6~10人	1	3.8
4	11~30人	3	11.5
5	31~50人	2	7.7
6	51人以上	0	0.0
	サンプル数(%ベース)	26	100.0



15. 66歳以上従業員の有無・職種(複数回答)

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	技術職	26	45.6
2	事務職	14	24.6
3	管理職	8	14.0
4	その他	29	50.9
	不明	4	7.0
	サンプル数(%ベース)	57	100.0

注: サンプル数は回答企業数であり、件数の合計とは合わない

<その他>

- ・ 現業職 (2 件)
- ・ 教員職・労務職 (2 件)
- ・ 販売職
- ・ 製造職
- ・ 一般職
- ・ 運転士 (3 件)
- ・ 産業医
- ・ 外務員
- ・ 警備・守衛 (2 件)
- ・ 生産 (2 件)
- ・ 清掃
- ・ 軽作業員
- ・ 保安
- ・ 接客・販売
- ・ 雑役等

Q16 「高齢者雇用確保措置」についてのご意見・ご要望(自由記入)

- ・選択肢として整備することには異議ありませんが、限られた財源の中で人員の採用は行われており、高齢者を優遇するあまり、新卒者の働く場を奪うことにならないか懸念されます。
- ・企業で働くこともその人にとって有意義なことであれば良い事だと思うが、生活費の為やむなくというのであれば社会がおかしいと思う。企業に拘わらず地域への貢献が大切、それまでの知識経験を活かして、地域社会の相談役としての生き方もあると思う。
- ・高齢者雇用は働く意欲等鑑み重要なことと考えていますが、現役世代への移譲及び若年齢者の雇用機会が現状重要な課題ではないでしょうか。高齢者の労働については企業のみでなく国主導で労働配分を検討することが望まれる。
- ・年金の支給年齢に達するまで、働ける形にすることは重要であると考えます。しかしながら、それ以上に若年層の人の雇用環境を整えることの方が優先されるべきものと思います。企業としてはどちらも受け入れることがベストですが、このような時代、若年層・高齢者・障害者全て受け入れるのは難しいと思います。
- ・継続雇用の場合、役職はなくなり、給料は激減してなお仕事の責任は今まで通りと言うのが多いと思う。また、今までの部下に使われることがうまく出来る人は良いが、そうでない人は転職(異動)させなくてはならないので、現状とのギャップが大きいので難しいと思う(異動先が無い等)。
- ・65才を越えると意欲が落ちる。65才以上の就業時間 30 時間と年金のからみから(本人に)適した職場配属に苦慮している。
- ・雇用確保措置についての意向は十分理解できますが、景気悪化に伴い同業者間の競争が厳しく仕事の確保が難しくなっています。正社員の雇用維持だけでも苦勞をしている現状です。
- ・65 歳以上の雇用者の社会保険料削減。
- ・時代背景とあまりにも乖離があり、検討そのものが難しい。

(基本的に原文のまま記載)

【報告】

近代女性史の裏側 —— 近代三重県域におけるマビキ慣行について ——

茂木 陽一

本稿は、2009年9月26日に、アスト津において開催された第2回地研セミナーにおいて行った報告をベースに、項目の順番を入れ替えるなどの訂正を施したものです。当日の参加者からは貴重なご意見や質問をいただいたのですが、本稿はそれらについての回答も含みこんだ形で構成されています。また、当日配布した資料には図表を多用していますが、これまでに発表した論文の中に掲載したものもあるので、本稿では全ての図表を再掲することはしていません。

1 問題の所在

最初に、「マビキ慣行」を定義づけておきます。高橋梵仙氏は『墮胎間引の研究』の中で、都市の墮胎と農村の間引を対比的に描き、農村の間引が年貢の重圧による口減らしの必要と男子労働力確保の必要とによって行われているのに対し、都市の墮胎は華美で享乐的な都市生活の中で未婚女子の妊娠や不倫の後始末として行われるものだという認識を示しています。

それに対して、太田素子さんが編纂された『近世マビキ慣行資料集成』では、墮胎と間引きを併せて近世的マビキ慣行ととらえております。私も、太田さんの把握にしたがい、さらにより広く出生コントロール全体をマビキ慣行として把握したいと思います。具体的には、中絶、嬰兒殺、棄児、実質的な棄児である養子までも含めて、マビキ慣行としてとらえます。

その理由は、いずれも希望子供数実現や希望出生間隔実現のための手段であり、いずれかの方法が失敗、或いは実行できなかった場合に別の方法が選択されるという点で相互に代替的なものだと考えるからです。つまり、出生コントロールとして最初に中絶が試みられ、それが失敗した場合に嬰兒殺、或いは棄児が行われる、いずれも不可能な場合に養子が選択されると考えるからです。

ここで、実質的な棄児である養子というのは、次のような事例です。1881（明治14）年8月に、一志郡のある女性が他家から養子を引き受けては殺害して、その数が11名に上ったという伊勢新聞の記事があります。こうした養子引受は養育料を付けるものですが、この女性は養育料を得るために次々に養子を引き受けては殺害していたというものです。養子を依頼した親の中にはそのことをうすうす気づいている者もいたわけですが、その場合には養育料は子供の始末料という性格を帯びます。分娩後に取揚げ婆さんに嬰兒殺を依頼するケースと共通する性格を持つと考えるので、このようなケースもマビキ慣行に含めてよいと思います。

以上のような意味でのマビキ慣行を江戸期に特徴的な問題としてではなく、近代社会におい

ても慣行として存続し続けることを明らかにした上で、その意味を考えようというのが今回の報告の意図です。

マビキ慣行という出生コントロールをめぐる、日本の社会は非常に大きな振幅を辿ってきました。江戸期においては、中條流の堕胎医に対する規制や棄児に対する禁令、また、大名によってはマビキ慣行を禁止し処罰の対象とするところもあらわれますが、全体としてはマビキ慣行が容認されていたといえるでしょう。それが、明治政府による堕胎禁止の布告に端を発し、1882（明治15）年に施行された旧刑法の下では堕胎・嬰兒殺が処罰の対象となります。戦前の社会においては時期により強弱の度合いは異なりますが、マビキ慣行が取締の対象になってきたのです。ところが、1949（昭和24）年の優生保護法改正により、経済的理由による人工妊娠中絶が認められたことで、一転して嬰兒殺や棄児以外のマビキ慣行が容認され、実際にも非常に多数の中絶が実施され「中絶天国」の異名を取るような状況が生まれてきました。

こうした大きな転換を経るなかで中絶の自由化が実現したのですが、中絶や嬰兒殺の是非について、欧米のような深刻な思想的対立なしに、いってみればタブー視されてきた問題でもあったのはなぜなのか。その背景には近代社会におけるマビキ慣行の継続があるのではないだろうか、というのが基本にある問題意識です。

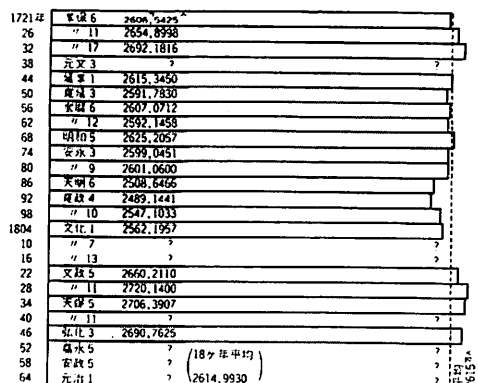
他方この問題は、江戸期から現在に至る日本の人口史を検討するときに避けられないテーマでありながら、それに触れることが忌避される、いってみればタブー視されてきた問題でもあるのです。自治体史などの執筆に際して、この問題に触れようとすれば、必ずといっていいほど、地域の恥になるようなことには触れないでもらいたいという注文が付きまします。近年、各自治体を中心として取り組まれているジェンダーフリーの推進の一環として、しばしば女性史が語られますが、その中でこの問題を取り上げるような事例はまだ多くないと思います。慣行として存在しながら、「恥」としてとらえられ、秘密のベールをかぶせられている問題を明るみに出そうというのが、「近代女性史の裏側」と題した意図でもあるのです。

2 江戸期の人口動態とマビキ慣行

右の図は、板倉聖宣さんの『歴史の見方・考え方』に掲載されているグラフで、幕府による子午改の数値を棒グラフに表したものです。1721年の2606万人余から1845年の2690万人余までほとんど増減がないことがわかります。

このような人口停滞の要因として、西日本の人口増加を相殺する東日本の人口減少、江戸や大坂京都を含む地域での都市蟻地獄型の人口構造等が挙げられていますが、中絶や嬰兒殺によるマビキ慣行の存在も強く指摘されています。

江戸時代の人口調査結果（武士など含まず）



マビキ慣行の歴史的意味づけとしては、戦前において高橋梵仙氏が『墮胎間引の研究』で示したような、重い年貢と飢饉に苦しむ農民がやむを得ず間引を行い、それが人口の停滞をもたらしたのだとする、いわば「困窮説」が通説化していましたが、K.ヤマムラやS.ハンレーらの研究は、困窮を原因とするのではなく、望ましい家族人数の実現のための出生コントロールであり、教育水準の上昇や全般的な生活水準の上昇が、出生コントロールの結果生じたのだとする意味づけの転換が行われましたが、人口停滞の原因にマビキ慣行の存在を置くことは共通しています。

千葉徳爾・大津忠男氏は『間引きと水子』の中で、このようなマビキ慣行が庶民の間で存在する生命観、すなわち、胎児や新生児はいまだ人間世界の存在ではなく、神の世界に属する存在であり、それゆえ、マビキ行為は「子返し」として理解され、倫理的な罪責感を持たなかったこと、他方では、支配者の思想として、マビキ慣行を非人道的行為として厳しく戒める「墮胎教諭書」や「墮胎絵馬」が近世後期から明治期にかけて出現してきたことを指摘しています。

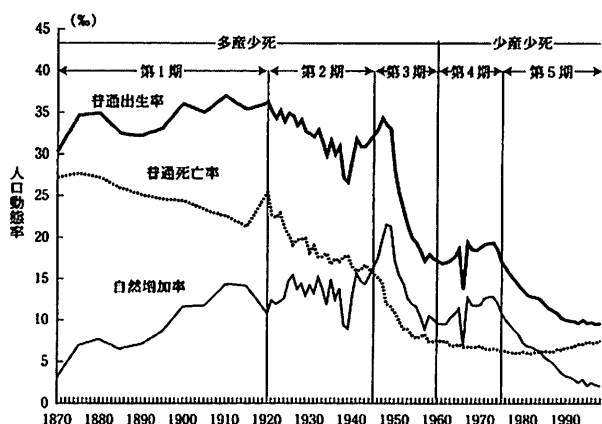
3 近代日本の人口動態と人口転換

近代日本の人口増加は1840年代にはじまり、2005年まで続きます。出生数も明治以後順調に増加し、1947-49年のベビーブーム時にピークを迎えます。この3年間は年間出生数が250万人を越えていますが、1950年から出生数は急減します。その後、1966年の丙午年の一時的な出生数の減少を挟んで、1970年代前半には再度出生数の増加が見られます。これは、ベビーブーム時の子どもたちが出産適齢期に到達したことで生じたもので、第二次ベビーブームと呼ばれています。この第二次ベビーブーム時の出生児は現在30代になっており、本来ならば第三次ベビーブームが来ている時期なのですが、晩婚化・未婚化の進行により、合計特殊出生率の低下を押しとどめる程度の出生の増加しかないために、第三次ベビーブームは訪れていません。

阿藤誠氏の『現代人口学』に掲載

日本の人口転換（普通出生率、普通死亡率、自然増加率の推移）

されている右図によって出生率を見てみると、1920年代まで緩やかに増大し、その後下がり始めます。死亡率の方は一貫して下がっていますから、1920年代までは自然増加率も上昇を続けます。1920年代から1940年代までは出生率低下の影響により自然増加率の上昇は頭打ちになっていきますが、戦争や人口政策の影響もあって乱高下を続けます。



戦後になると、ベビーブームの時期に出生率は回復しますが、その後1950年代に劇的に低下します。このような変化はイギリスを典型として先進国が等しく経験してきた人口転換の過程

を日本も経験したことを示しています。死亡率の低下による人口増加の時期を経て、出生率の低下により人口増加にブレーキがかかり、やがて、出生率・死亡率共に引く状態に移行するのが人口転換ですが、日本の場合には、1920年代から始まった出生率低下の過程が、その後の恐慌と戦争による乱高下で中断され、1950年代の劇的な出生率低下を経て1970年頃に古典的な人口転換過程が完了したといっているでしょう。

4 近代日本の人口増加はなぜはじまるのか？

イギリスをモデルとする古典的な人口転換モデルでは、人口の増加は主として死亡率の低下によって生じるのですが、日本の場合には死亡率の低下と並んで出生率の上昇が生じるので、人口増加のテンポが一層急速になりました。これは近代日本の特徴でもあります。なぜ、出生率の上昇が起こったのでしょうか。要因としては、有配偶率の上昇か有配偶出生率の上昇が考えられます。日本の場合、江戸期の社会は基本的に皆婚社会でしたから、有配偶率の上昇よりは有配偶出生率、すなわち結婚したカップルが産む子供の数の増加が主要な要因だったと考えられます。では、なぜ有配偶出生率が上昇したのか、阿藤誠氏は上述の『現代人口学』の中で、栄養状態の改善や産業化に伴う近代化がもたらす心理的要因などの他に、明治政府による堕胎禁止が出生数・率の増大要因ではないかと推定しています。果たしてそうなのでしょうか。

5 戦後の団塊の世代はなぜ生じたのか？

ここで、日本の人口動態の中でも特に激しい変動を示している戦後ベビーブームとその直後の劇的な出生率低下、そして団塊の世代出現の意味を考えてみましょう。

1947-49年のベビーブームは戦争中の低出生・高死亡の状況に対する補償波動だと考えることができます。それに対して、1950年からの出生数・率の急減は1949年の優生保護法改正による人工妊娠中絶の事実上のフリーパス化や官民一体となってくり広げられた新生活運動の推進などにその要因が求められています。

1948年の優生保護法の成立によって人工妊娠中絶の部分的許容がなされましたが、翌年の改正は経済的理由による中絶の承認と中絶手術の許可制から届け出制への変化が主内容です。

右の図は、『文化としての妊娠中絶』に載っているものですが、1000人当たりの出生数に人工妊娠中絶件数を載せたもので、斜線部分が中絶によるものです。



1966年は丙午で女兒の誕生が望まれなかったのも、全出生数が下がっています。年末に生まれた女兒の出産説明をごまかしたケースもあるでしょう（↓は法改正、太線は出生プラス中絶率、斜線部は中絶率を示す）

これをみると、急激な出生数の低下については中絶実施による効果が極めて大きかったことを示していますから、優生保護法改正の意義は大変大きいということはいえます。

ただ、ここで注意したいのは、法制度が変わっただけでは中絶の増加は起こらないということです。優生保護法は「中絶してもよい」という規定であって、「中絶しなければならない」という強制規定ではないのです。ですから、中絶件数の激増は人々が望んでいる希望子供数以上に妊娠したこと、あるいは妊孕力を下回る子供数しか人々が望まなくなったことがもう一つの原因なのです。

希望子供数は法律の問題ではなく、あるいは生物的な妊孕力の問題ではなく、人々の価値観・意識の問題です。そう考えたときに、1950年時点で、妊娠件数の半分以上もの中絶希望があり、緩やかに低下しつつも生活困難が解消された高度経済成長期でもなお年間80万件を超える中絶を選択する人々の意識はいつ、どのように成立したのだろうかということを考えたいのです。

江戸期のマビキ慣行を支えてきた人々の意識と、現代的マビキ慣行ともいえる人工妊娠中絶を希望する人々の意識とは、まったく異なる経緯で生じてきたのか、それとも連続したものとして見る事ができるのか、連続したものとしてみるのなら、その間にある近代日本社会においてマビキ慣行はどのような形で持続していたのか、ということです。

6 マビキ慣行の残存と三重県

司法省による調査をもとに1880年に刊行された『全国民事慣例類集』では静岡県以外の東海地方にはマビキ慣行が記載されていません。1935年に柳田国男の指導で行われた調査をもとに財団法人母子愛育会から刊行された『日本産育習俗資料集成』でも、岐阜県・愛知県に関してはマビキ慣行の記述が部分的に見られますが、三重県域では記述がありません。千葉・大津氏が収集した墮胎・間引の伝承のある地域を見ても三重県は、墮胎の伝承はあっても間引の伝承のない地帯になっています。これらのことから、太田素子さんは東海・近畿地方はマビキ慣行の見られない地域として位置づけています。

しかし、実態はまったく異なるというていいでしょう。民俗学的な伝承調査

全国墮胎慣習調査一覧

地方	府県	地域	原因	階層	備考
東北	青森	南北津軽郡	野合・夜道・生活難	農・漁民	
		上下・下北郡	野合	農・漁民	
	岩手	養老郡・野井郡	食糧不足・慣習・野合	農・漁民	
		下閉伊郡・気仙郡	野合	農・漁民	
関東	秋田	北秋田郡・由利郡	多産・生活難	農・漁民	
		仙北郡	多産・生活難	農・漁民	
	東京	西多摩郡	貧困	日雇	
		足柄下郡	野合		
中部	神奈川	安房郡	私通		
		行方郡・狹島郡	農事の妨げ・多産	中流	
	茨城	桐敷郡・筑波郡	食糧不足	労働者	
		新治郡	生活難・慣習	労働者	
東海	山梨	全県	野合	労働者	
		全県	私通	全階層	
	長野	佐久郡・諏訪郡	野合・夜道	中・下層	明治30年頃迄
		伊豆地方	野合・夜道	中・下層	40-10数年前まで
近畿	新潟	全県	生活難・多産	相民	
		富山	南部・礪波郡	野合・夜道	下層農
	静岡	富士郡	私通	中下層農	
		富士郡	慣習	農民	
中国	岐阜	郡上郡	私通	農民	
		武儀郡	私通	農民	
	愛知	知多郡・名古屋の一郡	不義・私通	農漁民中流	
		三重	伊賀地方	食糧不足	中流以下
四国	奈良	上・生駒・山辺	多産・生活難	中流・下層	20-30年前まで
		南葛城・宇智	多産・生活難	中流・下層	は少ない
	和歌山	紀南	野合・夜道	中下流	
		伊香・高井・坂田	私通	豪公人	
九州	滋賀	西北兩州	私通・夜道	中下流	
		但馬	私通・夜道	中下流	
	福井	若狭地方	食糧不足	中流以下	
		和気・赤松・上野郡	私通	中流・相民	
九州	広島	比婆郡	私通・生活難	相民	
		山口	私通・生活難	農漁労働者	
	島根	安芸・吉敷・豊前	野合・夜道	下層	
		伯耆・松江	生活難	下層	
九州	徳島	那賀・海部・阿波・美馬郡	野合・食糧不足	相民	
		宇和郡・宇摩郡	野合	農漁民	
	香川	小豆・東松山	多産・生活難	農漁民	
		西彼杵・南北松山・志賀・対馬	食糧不足・淫風	相民	
九州	長崎	西彼杵・南北松山・志賀・対馬	食糧不足・淫風	相民	
		唐津・対馬	食糧不足・淫風	相民	
	鹿児島	薩摩地方	野合	漁民	
		八重山郡	野合	漁民	

だけでは本当のことはわからないのです。高橋梵仙氏は『人口史之研究』第一で1933年に内務省警保局が行った各府県の堕胎慣習に関わる調査を紹介されています。前頁の表は拙稿③でその内容を整理したのですが、全国1府31県129地方について、堕胎の原因、実行する階層が報告されています。

三重県下でも伊賀国阿山郡・名賀郡、志摩国志摩郡の事例が報告されています。これを見ると、1933年という段階で、三重県下においても、全国的にも相当広範囲にマビキ慣行が存在しているといっていいいでしょう。

7 堕胎罪処罰者数の全国的動向

では、このようなマビキ慣行は江戸期のものの残存と見てよいのか、それともいったん消滅した江戸期のマビキ慣行が、別の理由で新たに出現したものであると考えた方がよいのでしょうか。それを考える手がかりとして堕胎罪や嬰兒殺で逮捕されたり、裁判で有罪となった者たちの動向を見てみましょう。

右の図は田間泰子さんの「堕胎と殺人のあいだ」に載せられているもので、司法省刑事裁判統計などから作成されたものです。これを見ると、堕胎罪を規定した旧刑法が施行された直後の1883年に500名を超える一審有罪者が出ています。その後は減少して、1900年

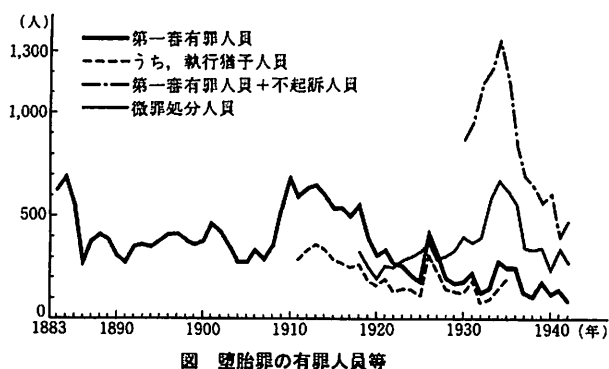


図 堕胎罪の有罪人員等

代までは低い水準で停滞していますが、1910年代には再び高い水準になっています。そして、有罪者の内の執行猶予がついた者の割合が1920年代以降に比べると低くなっており、その点ではこの時期に堕胎に対する厳罰化が進んだように思われます。

1930年代以降になると、不起訴人員や微罪処分人員を含めた検挙人員は激増しているのですが、有罪人員自体は幾つかのピークを伴いながら低下傾向を示しています。微罪処分や不起訴についてのデータが部分的にしかわからないのですが、嬰兒殺を含むマビキ慣行とそれに対する刑事処分は警察・検事局・裁判所それぞれによる裁量部分が非常に広く、この裁量部分の伸び縮みによって有罪人員が大きく変動するので統計数値と実態が必ずしも一致しないということがあります。検挙されたとしても警察署段階で微罪釈放されて検察統計に表れないケース、検察段階での起訴猶予によって裁判統計に表れないケース、裁判段階での執行猶予によって監獄統計に表れないケースなどがあり、警察統計・刑事統計・裁判統計・監獄統計の間のズレを産み出すことになります。

8 三重県の堕胎罪処罰者数の動向

そういったズレの問題も踏まえつつ、現在入手できる三重県下の警察統計・刑事統計・監獄統計を合成して全国的動向と比較するために三重県下の堕胎取締状況をグラフ化したものを作成してみました（拙稿③）。

これをみると、刑法施行直後のピークが見られることやその後の1890-1900年代までの減少は全国的動向と共通しています。

そして、1910-30年頃までは間歇的なピークを伴いながら、1930年代以降に明らかな増加傾向に転じています。堕胎事件

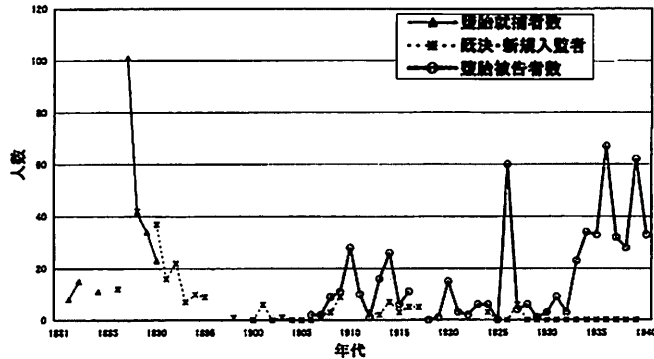
の被告者が増加しているということは、警察署による微罪釈放や検事局の不起訴の扱いにならなかったということです。全体としては全国的な動向をなぞりながらも、1930年代以降はマビキ慣行に対する厳罰化が進行しているところが三重県の特徴といえるでしょう。

ところで、1890-1910年頃までの堕胎摘発の減少はどのように理解したらよいのでしょうか。私は、その理由を警察によるマビキ慣行への対応の変化と妊娠・出産をめぐる保健・医療環境の変化とに見ることができるのではないかと考えています。

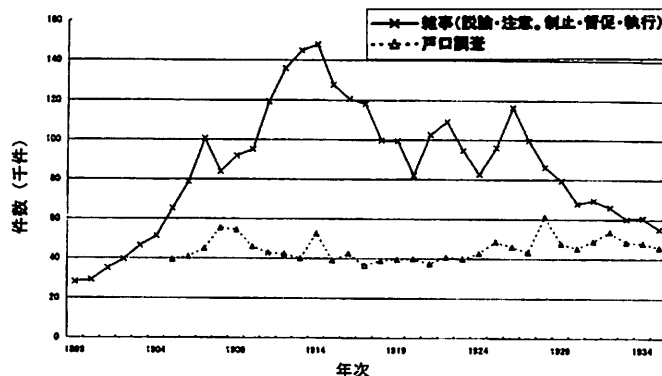
右図は、三重県統計書から警察の活動の中に占める説諭・注意・制止など「雑事」と分類される活動、各世帯の状況を把握するための「戸口調査」の件数の変化を追ってみたものです（拙稿③）。三重県の警察組織は、当

初拠点的な都市部の警察署に多数の巡卒を配置する集中警察方式を採っていましたが、1887年頃から県内全域に駐在所を多数開設し、巡査を分駐させる散兵警察方式を採るようになります。その中では、戸口調査に見るような日常的な住民の生活実態の把握と、その上に立ってトラブルが事件化するのを未然に防ぐための説諭・注意・制止などの活動が警察活動の中心になっていくのです。

三重県における堕胎取締の状況



三重県における戸口調査と雑事の推移

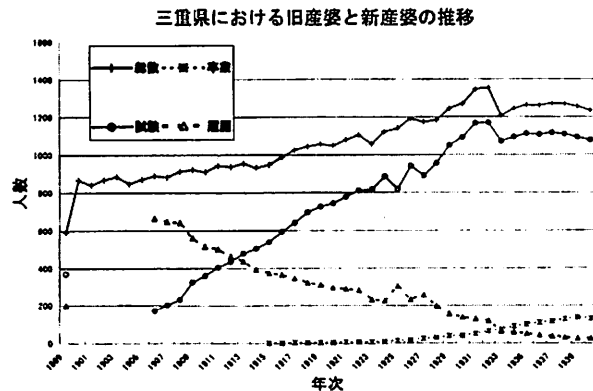


これを堕胎摘発の減少と重ねて考えますと、マビキ慣行そのものを事件化して摘発するという威圧的な効果ではなく、日常的な監視活動を強めることで、マビキ慣行を低減させていこうという方向に転換したといえるのではないかと思います。

もう一つは、産婆制度の定着と近代産婆の普及です。下の図も三重県統計書から産婆の推移を見たものですが（拙稿③）、近代的な産科学の知識を得て、産婆試験に合格するいわゆる近代産婆が、江戸期から続い

ている「とりあげ婆さん」的な旧産婆に置き換わっていく様子が示されています。近代産婆はその科学的知識に基づき、それまでは難産によって失われていた新生児や母体の命を救うことで出生数の増加に寄与すると

共に、「取揚げ婆さん」の主要な機能の一つだった中絶や嬰兒殺の実行者としての機能、つまりマビキ慣行を減少させていくという方向からも出生数の増加を果たしていくのです。



9 新聞記事に見る堕胎・嬰兒殺事件の特徴

それでは、こうした警察の日常的監視活動や、近代産婆の活動によって江戸時代的なマビキ慣行は基本的に消滅していったのでしょうか。その手がかりを得るために、私は新聞の事件記事に着目することにしました。微罪釈放や起訴猶予などによって統計資料に反映されない場合でも、新聞記事には検挙が報じられることがあるからです。

1925年から1940年までの15年間の「伊勢新聞」の記事には104件のマビキ慣行に関連する記事がありました。それらのうち、連累者を多数出している大規模な摘発事件が24件あります。それらを除く80件の記事内容を検討してみると、嬰兒殺が半分以上の41件を占めています。嬰兒殺は堕胎罪と違って殺人罪ですから、微罪釈放や不起訴の処置は執りにくく、それだけ事件化しやすいということと、記事としてセンセーショナルな内容になるので、読者を得やすいということが一定程度反映しているのだと思われます。

原因がわかる57件のうち、私通による妊娠が49件を占めており、貧困・生活難のためというのは4件に過ぎません。

身分は未婚者が41件、寡婦が15件で、妻は12件にとどまります。

年齢は、10代が5件、20代39件、30代15件、40代14件、50代以上3件という分布で、20代が過半を占めています。

職業が判明する42件のうち、多いのは女工10件、女中10件、女給・酌婦・芸妓6件となっています。

これらから見ると、近代社会におけるマビキ慣行の中に置かれていたのは、未婚の女子や寡婦などが私通によって妊娠し、世間体が立たないために堕胎、あるいはそれに失敗した結果の嬰兒殺を行った者、いってみれば当時の感覚での不行跡のツケを払ったものとも見えるのです。

このような特徴は最近刊行された岩田重則さんの『<いのち>をめぐる近代史』のなかでも指摘されています。岩田さんが資料的根拠としているのは京都大学で法医学を講じた岡本梁松氏が『京都医学雑誌』に発表した「本邦ニ於ケル堕胎ニ関スル統計的調査ノ一班」です。これは岡本氏が控訴院検事長経由で34の地方裁判所から収集した1900年前後から1910年代前半の320件の裁判記録による調査です。岩田さんはその記録の分析から、年齢は20代前半までが圧倒的であり、身分的には奉公人や女工の割合が高いという特徴を確認しています。

岩田さんは堕胎が家族計画とは無縁であり、夫婦間の堕胎は例外的であったととらえています。

岡本氏が収集した裁判資料から見る限り、岩田さんの指摘は妥当なように見えますが、そうすると正式な夫婦間では江戸期的なマビキ慣行は既に消滅していると考えていいのでしょうか。

私にはそうは思えないのです。伊勢新聞の記事にあらわれてくる堕胎・嬰兒殺者や岩田さんが描いている堕胎実行者が、未婚女子や寡婦が私通の結果妊娠して後始末に困り、堕胎或いは嬰兒殺をするというケースが多いのは、そのようなケースを取締・摘発の対象にしているからに他ならないとは考えられないでしょうか。

通常の夫婦間で行われる堕胎行為は逮捕・起訴に至ることがないのは、事実としてないからではなく、警察・司法の意図的な選別によって取り除かれているという可能性があるのではないでしょうか。

10 1925（大正14）年名張大堕胎事件

そのことを確認するために、先ほどの伊勢新聞の記事で除外していた24件の大規模堕胎事件を見てみようと思います。最初に取り上げるのは1925（大正14）年に伊賀地方で起こった事件です。

右に掲げたのは、1925年10月18日付伊勢新聞夕刊の記事です。

名張警察署は、早くから名張地域のマビキ慣行一掃を意図して、妊婦調査や堕胎行為への警告を出していましたが、堕胎摘発を意図して管内34名の産婆と

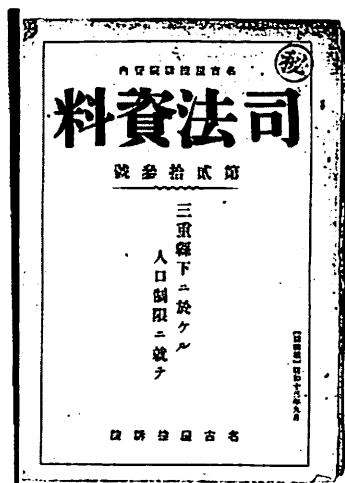
名賀郡地方の大墮胎事件發覺
手術を受けた者三百名以上
恐ろしい無免許婆

（以下、新聞記事の本文が縦書きで掲載されている）

無免許産婆3名の身元調査を行って捜査を進め、証拠・証言を固めた上で10月6日に容疑者を引致して取調を開始します。検挙された無免許産婆の1人が過去10数年にわたる612件の堕胎施術を記録していたため、さらに関係者が芋づる式に取り調べられることになりました。10月から11月にかけて700名以上が堕胎罪容疑で引致・取調を受け、100名以上が送検、58名が起訴されました。11月2日から公判がはじまり、翌年3月24日に判決が出され、8名が実刑、47名が執行猶予付懲役刑、3名が無罪となります。

この事件は、名張警察署による組織的・意識的な堕胎摘発とみてよいのですが、この事件での被疑者達の状況がわかる資料が残されているのです。右に示したのは名古屋控訴院が1938年9月に印刷した『名古屋控訴院管内司法資料』第23号の表紙ですが、この中で判事堀川信雄氏が執筆した「三重県下ニ於ケル人口制限ニ就テ」という報告の中に、この事件の被疑者48名分の取調内容が記されています。

それを整理してみると、48名のうち未婚・寡婦は5名で大部分は婚姻関係にある妻でした。また、理由としては養育困難・健康不安が33名に対して、私通を理由とするのは11名でした。複数回の堕胎者が7名、胎児月数5ヶ月未満が33件を占めています。



そうすると、この事件は前に見た未婚女子や寡婦、あるいは女工や奉公人が私通妊娠してやむを得ず中絶や嬰兒殺を行うというパターンとは大きく異なり、まさに家族計画としての中絶であるといわざるを得ません。夫婦間において、出産間隔を調整したり、多産を調整したりするための中絶であるという点では江戸期的なマビキ慣行と共通するものとみることができるでしょう。

11 1933(昭和8)年宿田曾「南米行」事件

次に紹介したいのは、1933年10月に摘発された「南米行き」事件と称される、志摩地方宿田曾村での堕胎・嬰兒殺事件です。

1934年に刊行された猪俣津南雄氏の『窮乏の農村』には「三重県の農村の女房達は、亭主との中に出来た××を××した廉で、一小隊ほども法廷に立たされた」という記述があります。

また、エッセイストの川口祐二さんは「渚の五十五年」（加藤周一編『私の昭和史』岩波新書、1988年）で、猪俣の記述に触れて「この報告の内容は、私の生まれた小さな漁村のことである。1930、31年ごろ、熊野灘沿岸の漁村の疲弊の深刻さは、言語に絶する者があった。女房たちは、生まれ落ちた赤子を扼殺した。一九三一年一年間の出生児の半分が、それぞれの母の手によって殺された。子どもは名もつけられず海に流された。波はそれを沖へは運ばず、もう一度渚へ押し戻した。」と記しています。

1933年10月に堕胎の風評を得た山田警察署が内偵を開始します。10月22日に宿田曾村の漁師の妻を嬰兒殺容疑で検挙すると、義母と産婆とで嬰兒を墓地に埋めたことを自供したため、関わった産婆の取調が行われ、そこから芋づる式に嬰兒殺が明らかになっていきました。260戸の村から50名が引致・取調を受けた結果、扼殺された嬰兒は11名、被疑者は18名に上りました。1934年の3月に開始された裁判は10月に結審し、公判に付された17名全員に懲役2年執行猶予4年の判決が下されます。

この裁判で検事の論告は「殆ど同一情状により嬰兒養育困難の結果の犯行…私通関係による者一人、他は全部有夫の婦人、内一名は二回嬰兒殺を行い…由来「南米行き」といふ言葉が流布され…」と述べています。この地域は三重県内では鈴鹿川下流域と並んで南米移民を多数出している地域で、それと関連させてマビキ慣行の隠語として「南米行き」という言葉ができあがったのです。

ここでも、有夫の婦人が養育困難から嬰兒殺を行ったのであり、中には複数回実行している者もいる、つまりはマビキ慣行とみてよいものです。中絶ではなく嬰兒殺という方法を選んでいることに関して伊勢新聞の記事は、従前は堕胎を行っていたが、堕胎罪の摘発が厳しくなったので嬰兒殺という方法を探るようになったと述べています。このようにマビキ慣行においては堕胎と間引、すなわち中絶と嬰兒殺は相互に代替的なものであることもうかがえます。

12 1936(昭和11)年名賀郡大堕胎事件

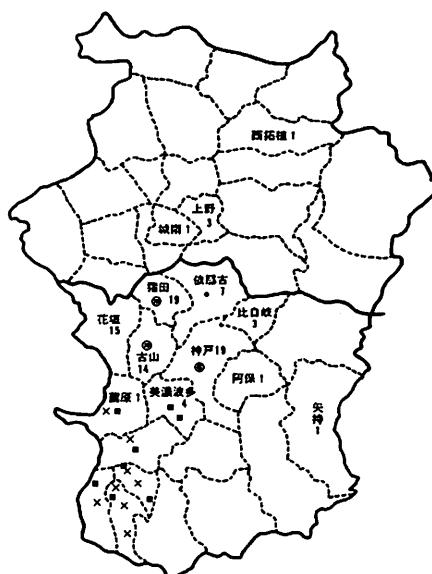
三つ目に紹介するのは、再び伊賀地域で前回の大堕胎摘発事件の10年後に起きた事件です。

前回の事件が、名張警察署の周到な事前捜査に基づく、計画的な堕胎摘発であったのに対し、今度の事件はまったく偶然のきっかけにより発覚したもので、警察にとっても寝耳に水の事件でした。1936年5月13日、岐阜県において堕胎容疑で取調中の酌婦の供述の裏を取りに、岐阜県笠松署の刑事が伊賀地方の阿保署を訪れます。容疑の酌婦が以前に阿保の旅館で仲居をしており、そこでも堕胎施術を受けたと供述したからです。

【凡例】 名賀郡大堕胎事件関係者分布図

- : 1925年名張事件の施術者・売薬業者店村
- × : 同事件の被術者居村
- : 1936年名賀郡事件の施術者居村
- 村名 : 同事件被術者の居村、数字は被術者数

・ 奥図は別表と同じ



阿保署は旅館主人と神戸村の産婆を連行して取調を行います、その証言から関係者が次々に芋づる式に浮かび上がり、さらに枝分かれをして、阿保署・名張署管内のみならず柘植署・上野署管内を含む伊賀全域に広がる大堕胎事件に発展していきました。

捜査開始から2週間で150名が検挙され、50名が起訴される見通しを得て、6月7日に阿保警察署長が事件終熄の談話を発表しました。ところが、終息宣言にもかかわらず、その後もさらに関係者が浮上したため第二次検挙が行われ、名賀郡医師会会長迄もが引致されることになりました。結局、事件発覚後1ヶ月間で産婆5名、無免許産婆1名、医師2名、被施術者200名が検挙され、7月13日以降、8つのグループに分けて裁判が行われ、翌々年の1938年1月に最終グループの求刑公判が行われています。ここでも関係者の9割は婚姻関係にある妻でした。

この事件は阿保署はまったく予想していなかったものです。前回の摘発で伊賀地域のマビキ慣行を完全に抑え込んだと認識していたのです。前頁の地図は、1925年の事件と1936年の事件の関係者の居住地を示したものですが（拙稿③）、根絶されているどころか、前回摘発の舞台となった名張地域を越えて、伊賀全域にマビキ慣行が存在していることが明らかです。

1925年の事件は無免許産婆の1人が10年間に亘る記録を付けていたことからその産婆の関係者を中心に摘発がされたために伊賀地域でも名張郡に集中していましたが、今回の事件は、裁判が8グループに分かれて行われたことからわかるように、何人かの堕胎施術者の居村を中心に被施術者が分布しています。不倫の後始末のためにつてを頼って堕胎施術を受けに行くというのではなく、日常的な生活圏の中で中絶が行われていたわけですから、これもまたマビキ慣行としてとらえることができるでしょう。

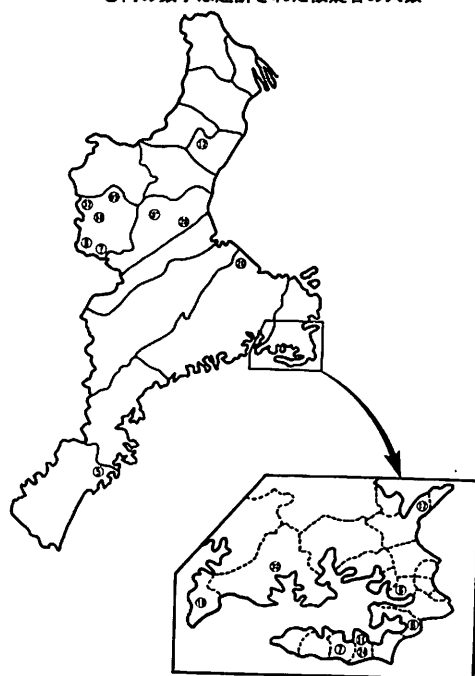
・○内の数字は起訴された被疑者の人数

13 大規模堕胎事件の特徴

以上の3つの事件を含む24件の大規模堕胎事件が起こった場所を地図に示しました（拙稿③）。地域的には、伊賀と志摩・南勢が多いのですが、一志郡や河芸郡、度会郡や牟婁郡でも発生していますから、三重県域では北勢を除く広範な地域でのマビキ慣行の存続が想定できます。

これらの特徴をまとめてみると、次のようなことが指摘できます。身分は妻がほとんどであり、理由としては生活困難や養育困難などで、私通を理由とするのは少数派です。年齢は30代が中心で、施術料はばらつきがありますが、2円～20円の範囲で分布しています。

ほとんどは中絶で、「南米行き」事件のような嬰兒殺が占める割合は低くなっています。自



己墮胎も少なく、医師・産婆・墮胎巧者による施術や墮胎薬の使用が中心です。

こうしてみると、日常的な夫婦生活の中での妊娠に対する出生コントロールの様相を示しており、慣行としての墮胎や嬰兒殺だと特徴付けることができますから、マビキ慣行ととらえることができると思います。

14 まとめ

以上をまとめてみましょう。

近代の三重県域においてマビキ慣行は、警察による取締りや新産婆による旧産婆・墮胎巧者の駆逐によって、その領域を縮小させながらも、地域社会や共同体の了解のもとで厳然として存在していました。

逆にそのような地域社会や共同体の了解のない、或いはそこから切り離された、未婚女子や寡婦、寄宿舎住まいの女工や女中・酌婦・芸娼妓などの私通による墮胎・嬰兒殺は、警察・検察・裁判所による取締りの対象として体制的に排除されていきます。墮胎罪体制による性と生殖の国家的統制という視点が有効なのはこの部分だといえます。

マビキ慣行は公式には取締りの対象でしたし、間歇的な摘発も行われますが、強圧的な厳罰化よりも、駐在巡査の日常的な説諭・監視や新産婆の活動にマビキ慣行の統制は委ねられていましたから、マビキ慣行が消滅することはありませんでした。

しかし、1930年代後半からの総力戦体制への移行の中では、マビキ慣行に対する連続的な攻撃が行われていくように思えます。

1950年以降の中絶天国の到来は、優生保護法の改正という法的規制の撤廃のみに起因するのではなく、近代的マビキ慣行のもとで、中絶による出生コントロールを容認していた地域社会や共同体に基盤を置く民衆意識によっても支えられていたのではないのでしょうか。

私自身は、明治初年の新政反対一揆や地方制度形成を主要な研究テーマとしてきましたので、この分野では不案内の門外漢であり、近代的マビキ慣行などという発想が通用するのかわか自信がないのですが、前に触れた岩田氏の『<いのち>をめぐる近代史』は視点や方法を共有できる部分があるような気がするので、そうした研究に触発されながら、今後もこのテーマを継続的に掘り下げていきたいと思います。

参考文献

拙稿

- ① 「近代伊賀地域におけるマビキ慣行について」 2002 地研年報7 藤川真衣と共著
- ② 「近代三重県域における墮胎取締の推移について」 2008 地研年報13
- ③ 「近代三重県域におけるマビキ慣行」 2008 部落問題研究184
- ④ 「明治前期三重県域におけるマビキ慣行」 2009 地研年報14

- 1) 阿藤誠『現代人口学』 2000 日本評論社
- 2) 板倉聖宣『歴史の見方・考え方』 1986 仮説社
- 3) 猪俣都南雄『窮乏の農村』 1934 改造社 (『昭和前期農政経済名著集』① 農山漁村文化協会 1978)
- 4) 岩間重則『<いのち>をめぐる近代史』 2009 吉川弘文館
- 5) 太田素子編『近世日本マビキ慣行史料集成』 1997 刀水書房
- 6) 岡本梁松「本邦ニ於ケル墮胎ニ関スル統計的調査ノ一斑」(『京都医学雑誌』第17巻6号、第26巻8-10号、1920-29)
- 7) 恩賜財団母子愛育会編『日本産育習俗資料集成』 1975 第一法規出版
- 8) 川口祐二「渚の五十五年」(加藤周一編『私の昭和史』1988 岩波新書)
- 9) 司法省『全国民事慣例類集』 1880 司法省 (1929 『明治文化全集』第十三巻、日本評論社)
- 10) スーザン・ハンレー『江戸時代の遺産』 1990 中央公論社
- 11) 高橋梵仙『墮胎間引の研究』 1936 中央社会事業協会 (1981第一書房より復刻)
- 12) 高橋梵仙『日本人口史之研究』第一 1971 日本学術振興会
- 13) 田間泰子「墮胎と殺人のあいだ」(『近代日本文化論』6 犯罪と風俗 2000 岩波書店)
- 14) 千葉徳爾・大津忠男『間引きと水子』 1983 農山漁村文化協会
- 15) 藤目ゆき『性の歴史学』 1997 不二出版
- 16) マルコム・ボッツ/ピーター・デイク/リイ/ジョン・ヒール『文化としての妊娠中絶』 1985 勁草書房

2009年度地域問題研究所活動記録

(2009年4月～2010年3月)

- 1 地域問題研究所概要
- 2 地域問題研究所活動日誌
- 3 地域問題研究所刊行物
- 4 受入図書・雑誌
- 5 研究活動
- 6 研究員業績一覧 (2009年4月～2010年3月)

1 地域問題研究所概要

(1) 学則

第10章の2 地域問題研究所

(地域問題研究所)

第63条の2 本学に、地域問題研究所を置く。

2 地域問題研究所に関し必要な事項は、別に定める。

(2) 地域問題研究所規定

三重短期大学地域問題研究所規程	
第1条 (名称)	この研究所は、三重短期大学学則第65条に基づき、三重短期大学付属施設として設置し、三重短期大学地域問題研究所（以下研究所という）と称する。
第2条 (目的)	研究所は、本学がよって立つ地域社会に関わる諸問題の調査研究を行い、もって、地域社会の生活と文化の向上に寄与し、あわせて、本学の教育・研究の発展に資することを目的とする。
第3条 (所員) 2	本学の専任教員は研究所の所員となる。 所員は総会での議決を行う。また、研究所の施設・資料の利用、研究所の刊行物への研究成果の掲載を行うことができる。
第4条 (事業)	研究所は、その目的を達するため、必要に応じて三重短期大学地域連携センターと協力して次の事業を行う。 一 調査および研究 二 文献・資料・情報の収集・保管・閲覧及び関係機関との研究・文献資料などの交流 三 研究会の開催及び研究成果の公表 四 その他研究所の目的達成のために必要と認められる事業
第5条 (著作権)	研究所の刊行物に掲載された著作物の著作権は研究所に属する。
第6条 (運営組織)	研究所には、研究所長、総会、運営委員会を置く。
第7条 (研究所長) 2 3	研究所長は、総会の推薦に基づき、学長が任命する。 所長は、研究所の業務を掌理し、研究所を代表する。 所長の任期は2年とし、再任を妨げない。
第8条 (総会) 2 3	基本事項は総会において審議・決定する。 議長は所長とし、所長は必要と認めた時、または所員から要請があった時に総会を招集する。総会は所員の過半数の出席により成立する。 本条第1項にいう基本事項とはつぎのものをいう。 一 年度事業計画及び予算の作成、決算の承認 二 研究員の推薦 三 研究所長の推薦 四 その他研究所に関する重要事項
第9条 (運営委員会) 2 3 4	研究所の運営を行うため、運営委員会を置く。 運営委員は、所長、両科選出の運営委員2名、研究員の互選による若干名とし、学長が任命する。 運営委員の任期は2年とし、再任を妨げない。 運営委員会の議長は所長とし、所長は研究所の運営のために、定期的に委員会を開催する。

第10条（研究員） 2	研究員は、研究費の支給を受けて地域研究を進め、また互選により研究所運営委員とすることができる。 研究員は、所長が総会にはかって、所員の中から推薦し、教授会の議を経て学長が任命する。
第11条（特別研究員）	特別研究員は、広く学内外に人材を求め、所長が総会にはかって推薦し、教授会の議を経て学長が任命する。
第12条（雑則）	この規程に定めるものの他、規程の施行に関し必要な事項は別に定める。
付則 2	本規程は2008年4月1日から施行する。 この規程の施行の際、旧研究室規程により現に室長、運営委員または研究員となっている者の取り扱いについては、それぞれ新規程による、所長、運営委員、研究員とみなす。

（3）2009年度研究所構成員

所長 岩田 俊二（生活科学科教授）
 年報 担当 茂木 陽一（法経科教授）
 通信 担当 島内 高太（法経科准教授）
 H P 担当 雨宮 照雄（法経科教授）
 会計 担当 長友 薫輝（生活科学科准教授）
 交流集会 担当 駒田 亜衣（生活科学科助教）

研究員 楠本 孝（法経科准教授）
 山川 和義（法経科准教授）
 梅澤 眞樹子（生活科学科教授）
 平尾 竜一（生活科学科准教授）
 木下 誠一（生活科学科准教授）

助手 田中 里佳

2 地域問題研究所活動日誌

2009年4月23日	所員総会 第一演習室 13:55～ 2009年度 地研研究員追加承認について
5月20日	運営委員会議 法経科共同研究室 13:00～ 2009年度 地研運営体制の確認、予算配分案について、 事業計画（通信・年報・交流集会・セミナー）について
5月21日	所員総会 第一演習室 13:50～ 2009年度 地研運営体制、研究費予算配分の承認、事業計画の報告
5月31日	地研年報 第14号発行 174頁 新たな『地研年報』の発行にあたって 三重短期大学地域問題研究所長 岩田俊二 論説 農業・農村から見た地方都市の都市形成史に関する研究－津市を事例に－岩田俊二・中井加代子 「東アジア共同体」構想の現状と問題点（上） 石原洋介 Ethnos, State, and the National Independence 南有哲 明治前期三重県域におけるマビキ慣行－近代三重県域における人口動態の研究(6)－ 茂木陽一 調査 高齢者の雇用確保に関する三重県での取り組み 山川和義 津市における来日外国人の生活実態調査報告書 楠本孝 自動車リサイクル企業の現状と課題－三重県下3社に対する訪問調査記録－ 島内高太 2008年度地域問題研究所活動記録 地域問題研究所概要 地域問題研究所活動日誌 地域問題研究所刊行物 受入図書・雑誌 研究活動 研究員業績一覧
7月11日	地研セミナー アスト津「会議室2」13:30～15:00 「なぜ環境を守るのか？」 南有哲
7月31日	地研通信 第95号発行 8頁 2009年度 地域問題研究所研究員 'Criticism of Anthropocentrism' as the Environmental Ideology 南有哲 受入図書一覧
8月22日	地研セミナー アスト津「会議室2」13:30～15:00 「津市における成人女性の食事摂取状況」 梅澤眞樹子

9月26日	地研セミナー アスト津「会議室2」13:30～15:00 「近代女性史の裏側～近代三重県域におけるマビキ慣行について～」 茂木陽一
10月30日	地研通信 第96号発行 8頁 居場所づくりの取組みと課題－三重県の事例を通して－ 木下誠一 web2.0時代の福祉社会学のagenda 平尾竜一・加藤あけみ・横溝一浩
10月31日	地研セミナー 「地方財政の最近の動向」 雨宮照雄
11月10日	運営委員会 法経科共同研究室 13:00～ 研究交流集会の開催について、通信の原稿募集について、各担当の業務確認
12月2日	運営委員会 法経科共同研究室 11:00～ 研究所への変更にもなう「地域問題総合調査研究室における委託研究に関する学内規程」、「地域問題総合調査研究室奨励研究員に関する申し合わせ」の取り扱いについて
12月3日	所員総会 第一演習室 13:55～ 地研規程（委託研究、奨励研究員）の改正について
12月6日	第40回地域問題研究交流集会（共催：三重県福祉セミナー実行委員会） 三重大学人文学部棟 10:00～16:30 これが変われば現場は頑張れる～津市生活ケア実態調査報告から～ 参加者約60名 講演・報告 長友 薫輝（三重短期大学 准教授） 牧野 忠康（日本福祉大学大学院 教授） 深井 英喜（三重大学 准教授） 田畑 勇次（福祉セミナー実行委員） 中道 和久（福祉セミナー実行委員） 森田 明子（フォレストつつじ） 伊藤 義信（聖母の家 地域福祉活動センター）
2010年2月2日	運営委員会 法経科共同研究室 11:00～ 第41回研究交流集会について、2010年度 地研セミナー担当者について、2010年度研究員募集について
3月23日	運営委員会 法経科共同研究室 15:00～ 2010年度地研研究員の承認、地研セミナー開催について、次期所長について、予算配分について
3月24日	所員総会 第一演習室 13:55～

	2010年度地研研究員の承認、地研セミナー開催について、次期所長について
3月25日	第41回 地域問題研究交流集会 2009年度来日外国人生活実態調査報告 楠本孝 自動車リサイクル業界における分業構造と企業経営 島内高太 三重県における高年齢雇用への取組み（仮） 山川和義 web2.0時代の福祉社会における情報保障に関する基礎的考察 平尾竜一/加藤あけみ/横溝一浩 地方都市津市の誕生と合併拡大過程について 岩田俊二 明治中期～大正期、三重県域におけるマビキ慣行の実態について 茂木陽一 三重県内における地域医療の現状と課題 長友薫輝
3月31日	地研通信 第97・98合併号発行 28頁 第40回地域問題研究交流集会報告 受入図書一覧

3 地域問題研究所刊行物

【地研通信】

号数	発行日	内容	頁数
95号	7.31	2009年度 地域問題研究所研究員 'Criticism of Anthropocentrism' as the Environmental Ideology 南有哲 受入図書一覧	8
96号	10.30	居場所づくりの取組みと課題ー三重県の事例を通してー 木下誠一 web2.0時代の福祉社会学のagenda平尾竜一・加藤あけみ・横溝一浩	8
97/98号	3.31	第40回 研究交流集会報告 受入図書一覧	28

【地研年報】

地研年報 第14号 2009年5月31日発行 174頁

新たな『地研年報』の発行にあたって 三重短期大学地域問題研究所長 岩田 俊二

論説

農業・農村から見た地方都市の都市形成史に関する研究ー津市を事例にー 岩田俊二・中井加代子

「東アジア共同体」構想の現状と問題点（上） 石原洋介

Ethnos, State, and the National Independence南 有哲

明治前期三重県域におけるマビキ慣行ー近代三重県域における人口動態の研究(6)ー 茂木 陽一

調査

高年齢者の雇用確保に関する三重県での取組み山川 和義

津市における来日外国人の生活実態調査報告書楠本 孝

自動車リサイクル企業の現状と課題ー三重県下3社に対する訪問調査記録ー 島内高太

2008年度地域問題研究所活動記録

地域問題研究所概要

地域問題研究所活動日誌

地域問題研究所刊行物

受入図書・雑誌

研究活動

研究員業績一覧

4 受入図書・雑誌

(1) 収集図書点数 (2009/4/1～2010/3/31) 99点

(2) 受入雑誌一覧

部落解放研究	自治総研	地域問題研究
広報津	ほっと通信	調査News
三銀レポート	地域社会	学術センター通信
CURES	地域政策	部落問題研究
人権と部落問題	新都市	国際人流
週刊教育資料	月刊介護保険	月刊イオ
判例 地方自治	日経ものづくり	工場管理
エコジン	人と国土	AFF
労働法令通信	劳政時報	協同の発見
総合社会福祉研究	福祉新聞	労働と医学
日経メディカル	月刊切り抜き保健	中小商工業研究
教育展望	教育	厚生の指標
財政金融統計月報	社会教育	社会福祉研究
住民と自治	自治研究	人口問題研究
地方税	地方財政	地域開発
文部科学時報	都市政策	月刊福祉

5 研究活動

(1) 個別研究

研究者名 (共同研究者名)	研究テーマ	研究概要
雨宮 照雄	地方行財政の課題－財政情報の開示と活用を中心に	地方財政健全化法や公会計改革に伴い、財政情報の開示が進んでいる。住民や議会の統制の観点や行財政運営への活用の観点から、財政情報の開示と活用のあり方を検討する。また、三重県および県下市町を対象にアンケート調査を実施し公会計改革にどのように対応しようとしているのか実態を調査する。
茂木 陽一	近代三重県域におけるマビキ慣行の研究（継続）	前年度に引き続き、明治20年後半～昭和戦前期までのマビキ慣行の実態を新聞（伊勢新聞、大阪朝日／三重県版etc…）等によって明らかにする。
楠本 孝	来日外国人と地域社会	地域社会が外国人を地域の住民として受け入れ共生するためにどんな対応が必要かを考える。
山川 和義	三重県における労働・雇用問題に関する政労使の取り組み	本研究では、現に行われている三重県における労働・雇用問題に政労使がどのような取り組みをしているのかについて分析し、今後の課題を提示するものである。（対象は当該年度または、昨年度の取り組みとする。）
島内 高太	地域企業におけるCSRの現状と課題（継続）	企業の社会的責任いわゆるCSRや企業による社会的事業への取り組みに注目が集まっている。近年、大企業による取り組みが充実してきているが地域で活動する中小企業の取り組みについては多くの課題があると思われる。三重県下の企業におけるCSRへの取り組み、社会的事業への取り組みを調査し、その現状と課題を明らかにしたい。
梅澤 眞樹子 (中井 晴美) (飯田 津喜美) (駒田 亜衣)	津地区在住者の食習慣および栄養摂取状況について	津地域在住の成人男女を対象に「食物摂取頻度調査表」を用いた調査や食習慣アンケート調査を実施する。食物摂取状況が食習慣とどのように関連しているかを検討し、今後の食生活改善に向けてのアピールの方法を考える。
平尾 竜一 (加藤 あけみ) 静岡福祉大学 (横溝 一浩) 静岡福祉大学	Web2.0時代の福祉社会における情報保障に関する基礎的考察－聴覚障害者への情報保障用Device検討とSoftware開発を中心に	人に優しいまちづくりというコンセプトで生活環境を設計しなおすバリアフリー、地域にそもそも障壁のないユニバーサルデザインの社会づくりは現下の本邦に定着しつつあるものとなった。今般、新しい段階に福祉社会が突入したと指摘されるが、それは目に見えた枠組みから隠されていたもの、ハードからソフトへというものに浸透すべきものとなるだろう。そこで、情報保障という取組がこのフェーズを開拓する一助となるのか、否かというシステム上のスタビリティを検討してみたい。同時に、聴覚障害をもつ人たちへの情報保障の取組をDeviceとSoftware軸に整理し、社会資源の集中と最適化に関するOpenソースによるSoftware開発を中心にした提言を計画する。
岩田 俊二 (中井 加代子)	地方都市の沿革と拡大過程に関する研究－津市を事例にして－	津市を事例にして地方都市の市制施行と合併を通じた拡大過程を市町村界等の属地と人口・世帯数等の属人的分析をもとに明らかにする。近現代の地方都市の発展過程とその契機を明らかにする。先の地方都市の都市計画及び農村整備の歴史に関する研究の続編であり、第3部として位置づけている。
木下 誠一	居場所づくりの取り組みの現状と課題	近年、少子高齢化、地域社会での人間関係の希薄化、青少年問題など様々な社会的背景から、公共施設や空き店舗等を利用した居場所づくりの取り組みが各地でみられる。これらの取り組みは新しく試行錯誤的に行われていることから、その実態と課題を把握し、地域施設の計画的指針を得る。
駒田 亜衣	生活習慣病発症リスクと食生活に関する研究（継続）	特定健診のデータから生活習慣病を発症するリスクを推定し、食生活との関連を解析するにあたり、基礎調査として2008年度の特定健診データや食生活調査から三重県の現状を把握する。特に三重県は糖尿病の罹患率が高いことから、糖尿病に焦点をあてて生活習慣等を検討する。
長友 薫輝	三重県内における地域医療の現状と課題	地域医療の崩壊が三重県内でも進展している。県南部はもちろんのこと、北中部においても地域医療のシステムの再構築が必要となっている。こうした現状を把握し、どのように地域医療システムをつくりあげる必要があるのかについて研究を進めてたい。また、その際、県立病院をはじめとする公立病院の役割についてもあわせて考察したい。

(2) 奨励研究

長友 薫輝	地域における保健・医療・社会福祉の総合的 保障システムに関する 研究	地域医療をはじめ地域における生活保障システムのあり方が問われており、三重県内を中心としてどのようなシステムの構築が求められるかということについて調査研究を進めたい。
-------	--	--

第40回地域問題研究交流集会（共催：三重県福祉セミナー実行委員会）

三重大学人文学部棟 10:00～16:30

これが変われば現場は頑張れる～津市生活ケア実態調査報告から～ 参加者約60名

講演・報告

長友 薫輝（三重短期大学 准教授） 牧野 忠康（日本福祉大学大学院 教授）

深井 英喜（三重大学 准教授） 田畑 勇次（福祉セミナー実行委員）

中道 和久（福祉セミナー実行委員） 森田 明子（フォレストつつじ）

伊藤 義信（聖母の家 地域福祉活動センター）

6 研究員活動報告（2009年4月～2010年3月）

雨宮 照雄

論説

- ①「財政健全化法から自律的な財政運営へ」『地方自治みえ』第207号（2009年9月）

講演

- ①「地方財政の最近の動向」 三重短期大学地研セミナー第4回（2009年10月）

- ②「健全化法と公会計の開示と活用」

地方自治研究センター「やさしい地方財政講座」第四回（2009年12月）

津市議会 議員研修会

第3回 テーマ 「自治基本条例」（2009年4月）

第4回 テーマ 「議会改革 その1」（2009年6月）

第5回 テーマ 「議会改革 その2」（2009年8月）

パネルディスカッション

- ①「財政情報の開示と活用」三重短期大学地域連携「高山」講座（2009年7月）のコーディネーター

- ②「これからの働き方を考える～仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」（2009年11月）のパネラー及びコーディネーター

社会的活動

- ①大学評価・学位授与機構・短期大学評価委員会委員及び短期大学財務分科会委員

- ②大学基準協会・短期大学財務分科会委員

- ③三重県社会保険労務士会顧問

- ④三重県生涯学習センター運営委員会委員長

茂木 陽一

論文

「明治前期三重県域におけるマビキ慣行ー近代三重県域における人口動態の研究（6）ー」、地研年報第14号、2009年3月

『伊勢暴動』の成立ー東海大一揆呼称をめぐるポリフォニーー」、三重法経第135号、2010年3

月

学会発表

「松田裕作『明治地方自治体制の起源』について」、大阪歴史科学協議会10月例会、2009年10月17日

講演

「近代女性史の裏側－近代三重県域におけるマビキ慣行について－」、地研セミナー第3回、2009年9月26日（アスト津）

その他

津市文化財審議会委員 1995年10月～

三重県史編纂専門委員 1988年4月～

伊勢市史編纂専門委員 2002年8月～

松阪市長谷川家分署調査員 2008年10月～

楠本 孝

学術論文・学術書

「津市における来日外国人の生活実態調査報告書」地研年報14号105頁（2009年5月）

「外国人登録制度の崩壊と新たな在留管理制度への再編」法と民主主義441号50頁（2009年8月9日）

「裁判員制度の下での精神障害者」三重法経135号65頁（2010年3月）

山川 和義

論文

「新卒採用内定取消における行政の対応と法的救済」労働法律旬報1693号38頁（2009年4月）

「中小企業に対する労働法規制の適用除外－ドイツ」季刊労働法225号138頁（2009年6月）

「高齢者雇用安定法9条1項違反の私法上の効果」日本労働法学会誌114号8頁（2009年10月）

「高齢社会の高齢者雇用政策のあり方」ジュリスト1389号31頁（2009年11月）

「子会社解散・解雇と親会社の法的責任」季刊労働法227号157頁（2009年12月）

判例研究

「男女別コース制のもとの賃金格差の違法性」法律時報81巻4号125頁（2009年4月）

「長期休暇と時季変更権」労働判例百選第8版100頁（2009年10月）

その他

報告書「障害者雇用法制に関する比較法的研究」第4章第4節Ⅱ、Ⅲ（労働問題リサーチセンター、日本ILO協会）（2009年5月）

「高年齢者の雇用確保に関する三重県での取組み」地研年報14号（2009年7月）

書評「和田肇著『人権保障と労働法』」法の科学40号219頁（2009年9月）

翻訳（共訳）「ドイツ労働契約法草案」（99条から107条）日独労働法協会会報第10号51頁（2009年）

その他の報告等

「日本における雇用平等法の現状と課題」名古屋大学国際シンポジウム『雇用平等の新たな展開』（2010年3月6日）

社会的活動

平成20年度「70歳まで働ける企業」創出事業・推進委員会委員長（三重県経営者協会、三重労働局委託）（2009年4月～2010年3月）

島内 高太

学術論文・学術書

「雇用戦略の変化と日本的技能形成システムへの影響」、工業経営研究学会『工業経営研究』第23号、2009年9月。

『「現場疲弊」の経営学』、國島弘行・重本直利・山崎敏夫編著『「社会と企業」の経営学』ミネルヴァ書房、2009年4月、第3章。

その他

「（研究ノート）北米で修正される日本企業の人的資源管理方式－ハイブリッド化による経営システムの発展？」、三重短期大学法経学会『三重法経』No.136、2010年3月。

「シンガポールにおける日本企業の地域統括会社について」（林正樹・山田雅俊と共著）、工業経営研究学会ワーキングペーパーシリーズNo.W-09-07、2009年9月。

「（調査）自動車リサイクル企業の現状と課題－三重県下3社に対する訪問調査記録」、三重短期大学地域問題研究所『地研年報』第14号、2009年5月。

研究報告

「日本自動車企業は競争力基盤を維持できるか？－非正規雇用の活用拡大と技能形成の機能低下」、三重短期大学法経学会例会報告、2009年6月25日。

梅澤 眞樹子

学術論文・学術書

Umezawa M, Higuchi K, Mori M, Matsushita T and Hosokawa M. Effect of dietary unsaturated fatty acids on senile amyloidosis in senescence-accelerated mice. J Gerontol A Biol Sci Med Sci. 2009; 64:646-652.

梅澤眞樹子、飯田津喜美、駒田亜衣：「食事満足度の因果分析」、『三重短期大学生生活科学研究会紀要』，No. 57, pp37～41, 2010年3月

学会その他の報告

「SAMにおける食事脂肪と促進老化について」．第24回老化促進モデルマウス（SAM）研究協議会，2009年7月

「津市における成人女性の食事摂取状況」，地研セミナー第2回，2009年8月

「栄養による老化制御」，2009年度三重短期大学公開講座，2009年8月

その他

津市栄養士連絡会議，2009年4月～

平尾 竜一

論文

単著 「自立支援法下の障害者作業所の実態－支援員の「語り」を用いた臨床社会学的考察」日本の科学者2010年1月号 p. 16－p. 21

共著 「web2.0時代の福祉情報教育の新しい潮流」生活科学紀要第58号2010年3月 p. 25－p. 31

その他原稿

共著 「web2.0時代の福祉社会学のagenda」地研通信2009年96号

社会活動

焼津市商工会「まちづくり塾」委員 2009年10月－2010年1月

同会主催「まちづくり塾」12月14日－19日講演とワークショップなど

岩田 俊二

論文

岩田俊二・中井加代子：「農業・農村から見た地方都市の都市形成史に関する研究―津市を事例に―」、『地研年報第14号』、三重短期大学地域問題研究所、2009年5月、pp1-30

著書

岩田俊二：『津市・地方都市の建設史』、農林統計出版(株)、2010年3月

その他報告

岩田俊二：「三重短期大学地域連携「高山」講座シンポジウム「新たなコミュニティで農山村地域の川や畑を守ろう」主題解説・討論」、三重短期大学地域連携センター・農村計画学会・津市森林セラピー基地在り方懇話会、2009年10月、アスト津

岩田俊二：「地域活性化へ静岡県島田市伊久身の試み―月間片田かわら版第貳号」、『月間TCCニュースVol.003』、津カントリー倶楽部、2009年09月25日

その他

岩田俊二：三重短期大学政策研修「超高齢化地域の集落機能再生に関する研究―美杉地域をモデルとして―」講師、2009年5月～2010年2月

岩田俊二：松阪市中心市街地市民意見聴取会―松阪駅を中心とするまちづくり―、アドバイザー、2009年9月～12月

岩田俊二：津市久居駅東側周辺地区整備事業審査委員会委員、2009年5月～10月

岩田俊二：津市環境基本計画推進市民委員会会長 2008年4月～

岩田俊二：津市農業振興地域整備計画策定協議会会長 2006年9月～

岩田俊二：津市福祉有償運送協議会会長 2005年4月～

岩田俊二：津市建築審査会会長代理 2007年1月～

岩田俊二：四日市市開発審議会会長代理 2008年11月～

岩田俊二：三重県公共事業等総合評価意見聴取会委員 2006年4月～

岩田俊二：三重県公共事業評価審査委員会委員 2008年4月～

木下 誠一

学術論文・学術書

- ・「居場所としての地域施設計画に関する研究」、博士学位論文（三重大学）、2009年7月
- ・「人間関係と滞在性からみた居場所モデルの構築と計画的要件に関する考察」、『日本建築学会地域施設計画研究』、第27回、pp.1-10、2009年7月
- ・「老人福祉センターの利用意識からみた居場所選択特性 -高齢者の居場所に関する研究-」、『日本建築学会地域施設計画研究』、第27回、pp.147-156、2009年7月

その他の報告

- ・「居場所づくりの取組みと課題 -三重県の事例を通して-」、『地研通信』、第96号、2009年10月
- ・日本建築学会東海支部設計計画委員会 話題提供、「居場所としての地域施設計画」、2010年2月22日

その他

- ・（仮称）津市学校給食センターの建設に係る設計提案審査委員会 委員長、2009年3月～7月
- ・川越緑地公園再整備検討会 座長、国土交通省中部地方整備局四日市港湾事務所、2010年2月～3月
- ・津市げんき大学運営協議会 評議員、2009年6月～

駒田 亜衣

学術論文・学術書

- ・「地域住民の健康指標に及ぼす健康教育プログラム実施の影響」（共著）森永八江、駒田亜衣、斎藤長徳、嵯峨井勝、佐藤伸、井澤弘美、藤田修三、Health Sciences, vol.25, No.2, pp102-112, 2009.(2009.5)
- ・（報告書）「まつりを通じた伊賀食文化圏の特徴について」（共著）駒田亜衣、谷口水穂、中井晴美、梅澤眞樹子、日本食生活文化調査研究報告集26、財団法人日本食生活文化財団(2009.11)

学会報告

- ・山田真司、駒田亜衣、授業の負担感と客観的ストレス計測値との関連について、電子情報通信学会平成21年度総会、2010.3(仙台市)
- ・山田真司、駒田亜衣、森永八江、井澤弘美、佐藤伸、嵯峨井勝、健康指数の最適な点数化について、2009年度青森県保健医療福祉研究発表会、2009.2(青森市)

- ・豊田英樹、中瀬美紀子、田邊菜穂、駒田亜衣、豊田美香、豊田長世、仲森隆子、逆流性食道炎とBMIおよび生活習慣との関連についての検討、第6回日本消化管学会、2010.2(福岡市)
- ・駒田亜衣、仲森隆子、豊田英樹、都島基夫、萎縮性胃炎と生活習慣との関連についての検討、第13回日本病態栄養学会年次学術集会、2010.1(京都市)
- ・駒田亜衣、山田真司、嵯峨井勝、特定健診データからの生活習慣発症リスク計算と一次予防のあり方に関する研究、第4回日本栄養改善学会若手の会冬季シンポジウム、2009.12(津市)
- ・山田真司、駒田亜衣、受講者のストレスに基づく適切な情報処理演習科目の課題分量決定に向けて、平成21年度情報教育研究集会、2009.11(仙台市)
- ・仲森隆子、豊田英樹、駒田亜衣、都島基夫、逆流性食道炎程度と生活習慣との関連について、未病システム学会、2009.10(大阪市)
- ・嵯峨井勝、駒田亜衣、山田真司、脳卒中死亡リスクの特定健診データからの計算と脳卒中の一次予防のあり方に関する検討、第68回日本公衆衛生学会抄録集pp372、2009.10(奈良市)
- ・駒田亜衣、山田真司、嵯峨井勝、心疾患死亡リスクの特定健診データからの計算と心疾患の一次予防のあり方に関する検討、第68回日本公衆衛生学会抄録集pp372、2009.10(奈良市)
- ・山田真司、駒田亜衣、森永八江、井澤弘美、嵯峨井勝、健康指数の各質問項目に対する荷重についての検討、第68回日本公衆衛生学会抄録集pp339、2009.10(奈良市)
- ・仲森隆子、豊田英樹、駒田亜衣、都島基夫、食習慣が胃相に及ぼす影響についての検討、第31回日本臨床栄養学会総会、2009.9(神戸市)
- ・仲森隆子、田中美里、永井静、早川崇子、春山美樹、藤岡佐知子、森由貴、米津佑衣子、駒田亜衣、豊田英樹、胃相と飲料の関連に関する研究～胃の萎縮とびらん～、第6回カテキン学会、2009.9(名古屋)
- ・山田真司、駒田亜衣、森永八江、井澤弘美、佐藤伸、嵯峨井勝、健康指標と生活習慣病との関連についてー北東北Q市のデータからー、日本行動計量学会第37回大会、2009.8(由布市)

その他

助成研究

- ・[研究課題名]「糖尿病を中心としたメタボリックシンドロームの地域別調査と改善効果の検討」(代表者 駒田亜衣)、[研究費名]岡三加藤文化振興財団平成20年度研究助成、[研究期間]平成20年4月～平成22年3月、[配分機関]財団法人岡三加藤文化振興財団

長友 薫輝

学術論文

長友薫輝「自治体の地域医療行政ビジョンは～北九州地域医療調査報告より～」『月刊国民医

療』No・263、2009年8月号

長友薫輝「国保再生へ向けて」『社会保障』No. 428、2010年新春号

長友薫輝「新しい情勢の中で考える地域医療の再生」『月刊保団連』No・1023、2010年3月号

書評

長友薫輝「横山壽一著『社会保障の再構築－市場化から共同化へ』」『総合社会福祉研究』No・36、2010年3月

学会報告

長友薫輝・指定討論者として 題材 松田亮三著『健康と医療の公平に挑む』日本医療経済学会第33回研究大会、2009年9月

長友薫輝「国保が貧困を拡大する」日本医療経済学会研究会、第15回例会 2009年12月

その他、社会的活動

津市人権施策審議会委員

津市介護保険等審議会委員

津市地域自立支援協議会委員

執筆者紹介

岩田	俊二	本学生活科学科教授・所長
中井	加代子	本学生活科学科助手
長友	薫輝	本学生活科学科准教授
平尾	竜一	本学生活科学科准教授
加藤	あけみ	静岡福祉大学准教授
横溝	一浩	静岡福祉大学専任講師
梅澤	眞樹子	本学生活科学科教授
駒田	亜衣	本学生活科学科助教
楠本	孝	本学法経科准教授
島内	高太	本学法経科准教授
山川	和義	本学法経科准教授
茂木	陽一	本学法経科教授

地研年報 第15号

2010年 8 月31日発行

編集兼発行者 地域問題研究所長

岩田 俊二

発行所 三重短期大学地域問題研究所

〒514-0112 三重県津市一身田中野157

T E L 059-232-2341

印刷所 簡井印刷有限会社

〒514-0104 三重県津市栗真小川町720-1

T E L 059-231-3300

ANNALS OF
THE INSTITUTE OF REGIONAL STUDIES
TSU CITY COLLEGE

No.15 2010

[Articles]

- Study on the Birth and Development of the Minor City
— The Case of Tsu City—
..... *Shunji IWATA and Kayoko NAKAI* (1)
- Aspect to community health care reproduction and Community building
— From investigation of actual conditions over the health care and poverty—
..... *Masateru NAGATOMO* (23)
- A Basic Study on Information Assurance under web2.0 era : Information
Technology and Welfare Society
..... *Tatsuichi HIRAO , Akemi KATO and Kazuhiro YOKOMIZO* (37)

[Note]

- The relationship of the BMI and the meal ingestion situation at women in
Tsu city.
..... *Makiko UMEZAWA and Ai KOMADA* (43)

[Research]

- A Report on the Second Examination of the actual condition of Foreign
resident's lives in Tsu 2009
..... *Takashi KUSUMOTO* (53)
- Report on the management of Automobile Recycle Company in Aichi
Prefecture
..... *Kota SHIMAUCHI* (77)
- The measures for employment security for the aged in Mie
..... *Kazuyosi YAMAKAWA* (97)

[Report]

- On the Abortion Custom in Modern Mie
..... *Youichi MOGI* (121)

Edited and Published by
The INSTITUTE of REGIONAL STUDIES
Tsu City College
Tsu, Mie, Japan